

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十二番（後藤健介君） 一昨日の議案質疑それから昨日の一般質問を静かに聞いておりまして、その緊迫した議員と執行部とのやり取りの中で、その内容に二つのタイプがあるなというふうに思いました。

一つは、行政執行のあり方に対する疑義といいますが、いろんな面からの指摘をするタイプ、すなわち議会のチェック機能をそのままさせたタイプ、二つ目は、政策提言をする、そういうタイプと、この二つがあったようでございますが、私は、第三のタイプの一般質問をしようと思っております。それは、行政がこれから行おうとしている施策について、その内容を、時間に限りがありますが、詳しくただし、その施策の意義を明確にしようとするものであります。

一昨日の議案質疑また昨日の一般質問のように、緊迫した場面や、大向こうをうならせるような提言はできません。また報道機関も一切入ってないようでございますので、静かな環境の中、雰囲気の中で、行政の素人である私にわかりやすく施策の内容を説明していただくことにより、市民の皆様へ施策の理解を深める一助としてもらえれば幸いです。執行部の皆様には、よろしく御教示のほどお願いいたします。

それでは第一番目でございますが、今年度予算において防衛庁関連の補助金を活用して、消防緊急通信指令施設を計画しておられますが、そのシステムの概要についてお聞かせ願いたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

今回、計画をいたしております消防緊急指令施設は、一一九番の事案受け付けから事案処理まで、すべてコンピューター化されております。主な機械については、ちょっと専門用語で大変申しわけないのですが、指令装置、地図検索装置、自動出動指定装置、指令伝送装置それから無線統制台等から構成されております。

指令装置につきましては、一一九番の受け付け、指令等をいわばマウスでクリックするものであります。それから地図検索装置につきましては、先般の議案質疑の中でも御質問がございましたが、災害地点をいち早く見つけるための装置でございます。それから自動出動指定装置につきましては、災害地点を受信した段階で自動的に、出動させる車両、地区等をあらかじめプログラムしておりますので、自動的にその車両に指令を出すというシステムでございます。それから指令伝送装置につきましては、

その自動出動指定装置により指令書を発行する、あるいは音声による伝達をするという装置でございます。それから無線統制台につきましては、今回六波の消防無線が充実されます。これをコントロールする指令台でございます。

そのほかに、通報者が住所などを言えなくて倒れた場合の対応といたしまして、発進地表示システム、これはNTTさんの専属のものなのですが、このシステムを活用させていただいて、いち早くいわば通報された方の住所を確認できるシステムとなっております。

○十二番（後藤健介君） 実は私ども常任委員会、総務文教委員会でございますが、五月に福島県のいわき市に行政視察に行きまして、この緊急指令装置については、現地において検証させていただきまして、大変いろいろと勉強になり、いろんなヒントを得てまいりました。

今日導入する装置はいわき市の場合より十年ぐらいたっておりますので、相当改良されたハードウェア、そしてソフトウェアも相当改良されているというふうに思っております。

そこで、運用上から最新の機器として、従来のものと比較してどういう点に特色があり、どういう点が非常に改良されたか、その点について教えていただきたいと思えます。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

大きく五点ぐらいあるのではないかなと思っております。

第一点目といたしましては、現在、一一九番を受信しますと、二人の操作員の中の一人が、その通報者からの情報を聞き出します。片方の相方が、紙地図というのですかね、ゼンリンの地図を広げながらその場所を確認するという、いわば手作業の状態が行われております。今回の新しい装置につきましては、その住所を入力することによっていち早く災害現場が出てくるという、ちょっとすぐれ物でございます。それから、その情報はそのまま災害指令書、いわば紙のペーパーとなりまして、出動する消防車両だとか救急車にそのまま発給されるという形になっております。

第二点目につきましては、当市は非常に観光地でございますし、観光客が一一九番を行ったものの、現在いる場所の住所がわからないだとか、その場所がなかなか言えないというようなときは、先ほども申し上げましたように、発進地表示装置を導入いたしましたして、いち早くその通報された場所を確認できる装置が設置されます。

それから、第三点目といたしましては、災害現場の目標物だとか各住居のお住まいの家だとか、そういうものを地図上にポイント状に落としまして、いち早くその現場がわかるということと、それからもう一つは、断片的な住所の、例えば上野口何番何

号というような形の短片を言葉に入れまして、それをつなぎまして災害指令書として、もう肉声で出すことなくコンピューターが自動的に発するというので、災害地点をまず間違えることはないというような点が考えられるかと思えます。

さらに、消防車両などの出動した場合のいわば時刻を的確に把握するために、車両動態管理装置というものを組みます。これによって、ボタンを押すことによって、自分が今出動した、現場に着いた、作業を開始した、引き上げる、あるいは帰ったというような形の時間記録ができるようになります。

さらに、最後には、指令室の前に大型スクリーンを設置いたしまして、大災害時、例えば防災ヘリが飛んだ場合に、防災ヘリから送られてきます映像等は、その指令室の中で確認できるような装置も計画をいたしております。

○十二番（後藤健介君） 今の科学技術の粋を凝らした方式が導入されたということで、大変心強く思うわけでございます。聞くところによりますと、これは防衛施設周辺整備事業に伴う補助事業としてやられたというふうに聞いております。

そこで、過去における防衛施設関係の補助事業の実績についてお知らせいただきたいと思えます。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えをいたします。

防衛施設の補助金を活用しての、消防関係の事業でございます。これまで消防関係におきます防衛施設周辺の整備事業にかかわる事業といたしまして、昭和五十年年度に防火水槽の設置を五基、さらに昭和五十一年度には消防ポンプの自動車を一台購入、それから昭和五十四年それから五十八年、六十年、六十二年につきましては、防火水槽の設置をそれぞれ五基ずつ設置いたしております。それから平成二年度におきましては、消防ポンプ自動車一台の購入であります。さらに平成七年度には、水槽つきの消防自動車のポンプの購入でございます。それから平成十二年度におきましては、高規格救急車の自動車の車両を一台購入いたしております。さらに昨年度、平成十三年度におきましては、防火水槽の設置を五基ほどやって整備をいたしておるところでございます。

○十二番（後藤健介君） 事前に資料をいただいたのを点検しますと、今御説明いただいた全部の事業総額が一億七千三百六十五万ですか。その補助金が約九千六百六十六万ということで、ここを見ますと、五三%ぐらいの補助率なのですね。ですから、ほかの省庁の補助事業と比較しますと、大変率のいい補助ではなからうかなというふうに思うわけでございます。

そこで蛇足でございますが、私は自衛隊在職中、直接周辺整備の方にはタッチしてなかったのですが、これは施設庁の方が担当してやるのですが、補助事業を申請する

場合相当のリードタイムをとって要求しないと、なかなかテーブルに上がっていかないのです。ですから、各市町村からの事業要望はたぶん十月ごろに締め切ると思うのですが、これが、今上げて最短でいっても平成十六年度の予算に上がるか上がらないかということですね。当然、内部においてそれまでの幾つもの優先順位とかありますから、大体五年前ぐらいから行動を起こさないと、なかなか予算の中に組み込んでもらえないということがあります。そういうことで今後とも消防行政は防衛施設周辺施設事業が一番とりやすい、民生安定事業でもとりやすい事業ではないかと思うのです。いろいろ理論を構成して早目早目にひとつしていただければ、さらに市民の安全を確保する上でいろんな設備、それから機器等が導入できるのではないかというふうに思います。

もう一つ蛇足ですが、ことしの五月、私は用があって防衛庁に行っておったのですが、あそこの正門のところの受付で近隣のある町長さんとばったり会ったのです。お互いびっくりしちゃって、「どこに行かれるのですか」と聞いたら、「いや、防衛施設庁です」と言ってね。「さすがにあなた、目が高いですね」と言ったら、向こうも笑っていましたが、そのくらい細かに防衛行政の中に自分のところの自治体のいろんなものをはめ込んでいって、町民、住民の福祉とか、特に防災上の向上に努力されておるなということを感じた次第でございます。

次に申し上げたいことは、さきごろいわき市に行きましたときに、防災関係はさることながら、いろんな方面にこのシステムを利用、活用しておるのです。ちょっとここに調べてみましたが、そもそもいわき市がこれを導入したのは、十一市町村が合併したために、大変広い面積の行政区域になったのです。一千二百三十一平方キロですか。ですから、別府が百二十五・二八でございますので、約十倍の広域の市の行政区域なのです。それから、別杵速見広域圏と比較しましても、約三倍の行政区域を持っておるから、非常にこのシステムが大変役に立っておるのです。それに比べますと、別府は非常に小そうございますので、また別の意味の活用をぜひしていただきたい。例えば独居老人への対処に活用するなど、これはなかなか実行に移すには抵抗があるかと思えます。最初はやはり各課、プライバシーの保護とか何とかでいわき市でもなかなか出来なかったのだそうです。ところが、今では独居老人とか身体障害者とか、そういうところの情報が全部入れてあるのです。ですから、どこどこで火事といったら、この近所にはどういう境遇の方がおられるという情報までがびっと上がってくるわけですね。そうすると当然そういうところは、自治会の方々も気をつけられておるのでしょうけれども、やはり身体障害のある方なんかは、近所に同じ火事が起こっても、大変精神的な不安といたしますか、パニックを起こすわけですね。そう

ということに対してもすぐに、例えば民生委員の方とか自治会を通じてそういうケアができる、フォローができるというようなこともヒントを得てきたわけでございます。

ですから、市長部局の方にもお願いしたいのですが、消防本部にこういうすばらしい機器が導入される予定になっており、来年からこれが活動を始めるのでございますが、ぜひ全庁を挙げてこの機器を、システムをどう使いこなしていくか十分な検討をして、このシステムを市民の福祉向上のために御利用いただければ、大変意義あることではないかというふうに私は思うわけでございます。どうぞ消防関係だけのことにしないようお願いしたいのですが、今の段階で消防サイドとしてこれの多角的運用について、どういうことを想定されておるか、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

当市は、御承知のとおり観光立市でございます。外から来られる方々が非常に地理に不案内な状況が多いのではないかと思われます。そこで現場、例えば交通事故現場などについても、あらゆる手段で検索ができるようなシステムを考えております。例えば公衆電話の情報だとか看板情報あるいはバス停の情報、さらには橋だとか信号機、こういう情報をそのシステムの中に組み込みまして、その周辺を検索することによって、いち早く目標の確認ができるというような形を考えております。

それから、現在、身障者のうち聾啞者に関しましては、昭和五十一年十一月に聾啞者専用のミニファックスをつけて運用しておるところでございますが、現在のところ利用は一件もございません。今回は、この聾啞者ファックスを指令台の方に移しまして、一一九番を回せば、この信号法でファックスが受けられるというふうに改善するような考えも計画をいたしております。

それから、御指摘の障害者情報あるいは独居老人等の災害弱者と呼ばれる方々の情報につきましても、市の関係部局と協議・調整をいたしまして、いただける資料につきましてはすべて入れて、今おっしゃいましたように、災害発生時におけるいわば出動態勢あるいは救助態勢等々の態勢を取り組んでいきたい、このように考えております。

○十二番（後藤健介君） 今の、このファックスによる災害通報も、いわき市でも大変重宝しておるのだと、利用度が案外多いのだということもお聞きしてまいりました。ぜひ市民の皆さんにPRしていただきたいと思っております。

そこでもう一つ考えられますことが、他の防災関連機関との連絡調整といいますかね、方法についてですが、自衛隊とか警察署とかガス会社、電力会社との連絡手段が必要と思われるのですが、どのような計画であるかお聞かせいただきたいと思っております。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

緊急時の関係防災機関への連絡手段といたしましては、現在、警察署には直通電話が設置されております。それから、ガス会社、電力会社、消防団の幹部等々につきましては、短縮ダイヤルによる指導の連絡をいたしておりますが、先ほどもお答え申し上げましたように、断片的な場所、氏名等がいわば電子化、集合されてまいりますので、これを活用して、いわば一般市民向けの情報伝達装置の一部を活用させていただいて、順次ダイヤルでお知らせ申し上げ、受信された方は、ある特定のボタンを押すことによってこちらの方には通じたか通じないかというような確認もとれるような形になっております。

それから、特に自衛隊につきましては、現在、大分県が設置しております防災無線があるわけですが、これ以外にやっぱり災害出動要請等々については、ちょっと私どもの権限ではございませんけれども、常時の連絡を密にして災害時の協力体制の確立に向けてまいりたい、このように考えております。

○十二番（後藤健介君） いろいろと今、計画の段階から考えられているようで、大変力強く思いました。

もう一つ。昨年ですか、防災訓練でトリアージの訓練をやられましたね。新別府病院とかああいう拠点病院にも情報がぱっと行くようなこともつけ加えられたらいいかかと思えます。

以上で消防、通信指令関係については終わります。

では次は、新設「南小学校」のあるべき姿について、幾つかお聞きしたいと思います。

いよいよもう「南小学校」が、実質に統合されまして、今、旧校舎において新しいシステムで授業が始まっております。この南小学校と浜脇小学校の統合に関しましては、大変いろいろと長い期間にわたっていろんな形で論議を繰り返してまいりました。特に現議長であります首藤議員と、当時の楠参事との間のまさに火の出るような白熱した論議は、長くこの別府議会史に残るのではないかという、大変深みのある論議であったと思えます。

そういう論議を踏まえて、新しい小学校が今建設されつつあるのですが、まず、南小学校新校舎設計の基本理念と申しますが、コンセプトと申しますが、これについてもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

まず初めに、現在、南小学校の新築に向けて解体工事が進行中であります。これにつきましては、議会の皆様を初め市民の方々、とりわけ校区の方々の御理解・御協力

をいただいているところであり、深く感謝・お礼を申し上げる次第でございます。本  
当にありがとうございます。

ただいまの御質問にありました、南小学校新校舎設計の基本理念ということでござ  
いますが、私どもといたしましては、基本目標を「学び、語る楽しみと地域の風の行  
き交う学校」といたしまして、「生活空間を大切にして、豊かな教育環境を整えた学  
校、また開かれた学校」ということを目指しております。

最初に申しました「生活空間を大切にし、豊かな教育環境を整えた学校」といたし  
ましては、クラス間の壁をなくしたオープンスペースと、ワークスペースを主体にした  
教室や、周りの町並みと融合した、ゆとりと潤いのある校舎、それから自然環境に配  
慮した施設整備をするようにしております。

また、「開かれた学校」につきましては、図書室を中心とした学習の場や、コンピ  
ューターと視聴覚室とを一体化した学習の場などを設けまして、子供たちの学習とと  
もに、地域の皆さん方の生涯学習の施設になることを想定しております。

また、災害時の地域防災に対応する機能を持った施設としても考えております。

○十二番（後藤健介君） 先日、わざわざ御丁寧に私ども担当委員会の各委員のとこ  
ろに教育委員会の方から完成図ですかね、そういうのを持っておいでになられまして、  
大変興味深く説明を聞いたわけでございますが、南小学校校舎の概要について、見て  
ない方もおられると思いますので、説明していただきたいと思っております。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

南小学校新校舎の概要ということでございますが、この場に図面等がございません  
ので、言葉で説明させていただきます。新校舎につきましては、幼稚園それから給食  
室と小学校の校舎が、一体となったつくりになっております。小学校といたしまして  
は、一階に職員室、校長室、保健室などの管理部門、それと地域開放スペースである  
多目的ホール、交流ラウンジ、会議室を配置しております。教室につき  
ましては、二階、三階に普通教室が十四教室、これは障害児学級も含めてでございま  
すが、それに音楽室や理科室などの特別教室を九教室設置しております。また、体育  
館につきましては、六人制バレーコートが二面とれるアリーナ、それとプールと共用  
する更衣室やシャワー室、トイレ等を備えております。幼稚園につき  
ましては、保育室が二学級、遊戯室、絵本の部屋などを配置しております。運動場につ  
きましては、サッカーコートとしましては、八十メートル掛け五十メートルの広さが  
とれるような広さとなっております、市内の小学校でも四番目に広い面積になって  
おります。以上、概略申し上げました。

○十二番（後藤健介君） 大変立派な施設であり、またそれに付随するグラウンド等を活用することで本当に地域の交流拠点としても大きく役割を果たしていくと思うのですが、新校舎には地域の防災拠点となる役割もあるのではないかと思うのですね。これについては、どういう配慮を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

お尋ねの新校舎に地域の防災に関する設備等のことについてでございますが、校舎といたしましては、鉄筋コンクリートの三階建てでございます。これは、阪神・淡路大震災の規模の地震が起きても、使用可能である耐震性を持たせている設計になっております。それから、緊急時の避難場所となるわけでありまして、体育館のアリーナ部分につきましては、面積が七百四十平方メートルありまして、一人が二平方メートル使うとしましたら、三百七十人ほどの方々が収容できるような、こういう広さでございます。また、災害時に備えるために備蓄倉庫の設置も計画をしているところでございます。

○十二番（後藤健介君） 消防の方にお聞きしましたら、松原公園に防火水槽と、非常用備蓄水槽は入れておるのだと。ところが、何かあったときに松原公園に行っても、雨露はしのげないのですね。そうすると当然あの地域の方は、南小学校、新しい南小学校に集まっていくと思うのですね。それは小さいときから通いなれたところでございますので、心情的にも学校というのは、自分たちの安全を確保してくれるという地域の心の中心なのです。ですから、そこには何日間かにわたって、緊急事態のときにはそこで市民の方が、とりあえずの避難生活ができるような機能を備えていただければというふうに思います。

次に、何回も言っておりました地域との交流を想定して、やはり学校施設をうんと開放していただきたいと思うのですが、この点についてどういうふうな部分があって、どういう目的をもって活用しようとしておるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

先ほど申しました新校舎の基本目標にも、「地域の風の行き交う学校」を掲げております。地域の方々と学校が交流できる展示室を兼ねた交流ラウンジ、それから地域の行事などに利用できる多目的ホールや会議室などを一階に設けております。また先ほども申しましたが、二階、三階にもコンピューター室等の特別教室についても、学校の教育活動に支障のない限り、できるだけ開放していく考えでございます。なお、利用しやすくするために多目的ホールには空調設備を備える予定にしておりまして、また専用の出入り口、エレベーター、各階のフロアをバリアフリーにするなどの配慮

をしておるところでございます。

○十二番（後藤健介君） 新校舎は、住民の方に大いに開放していただきたいのですが、それと相反する、二律背反で、やはり児童の安全を害する忌まわしい事件が起っています。これに対して不審者等の防犯対策についてどういう施策、対策を打たれておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

あってはならないことなのでございますが、今のところ考えておることを申し上げます。

職員室それから校長室、保健室、事務室などを運動場が見渡せる一階の中央部分に配置しまして、人々の出入り等に対応できるようにしております。子供や外部の方の出入り口には防犯カメラですかね、これを設置するようにしております。また、出入り口に面するところに事務室、職員室がございますが、そのこのところの窓も透明ガラス等にしまして見通しをよくしており、さらに子供の靴箱、これも高さをできるだけ低くいたしまして、外の方が見渡せるように、見通しをよくするような配慮をしているところでございます。

さらに、校舎内には非常ベルそれからインターホン等を設置いたしまして、緊急時に対応するようにしております。

○十二番（後藤健介君） 大変細部にわたり、細やかな配慮がなされておるということで、大変期待しております。今後の市内の小・中学校にも、新校舎に近づける施設改善もまたあわせてやっていただきたいというふうに思います。

これをもって、南小学校関係に関する質問は終わらせていただきます。

次は、プロサッカーチームのキャンプ地誘致について質問したいと思います。

ワールドサッカーに備えまして、立派なサッカー場が実相寺にできて、市民の財産としても大変立派なものできたというふうに思っております。

そこで、プロサッカーチームの誘致につきまして、いろいろあったと思うのですが、経緯ついて総括する意味でお聞かせいただきたいと思います。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

昨年度より、ワールドカップ大会の公認キャンプを誘致すべく、二、三のチームと折衝を重ねてまいりましたが、条件等折り合いがつかず、誘致を断念せざるを得ないという状況がございました。その後、これはベースキャンプではないのですが、ワールドカップサッカー大会の公認練習場として実相寺サッカー場が認定されました。大会開催中に約五カ国が練習をするという情報が入りました。その結果でございますけれども、六月十三日と十七日の二日間、アフリカ代表のセネガルが調整練習をしたと

いう経緯がございます。

○十二番（後藤健介君） サッカー場を囲むように幕を張ってありましたが、あのときは練習しておったのですかね。

それでは、ワールドサッカーも終わったのですが、祭りの後、現状の活用状況についてお聞きしたいと思います。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

活用状況を数字で申し上げますと、八月末現在ですが、三月末までの予定を含めた年間使用日数は、実相寺サッカー場、これは芝面が五十八日、野口原グラウンドが六十日、計百十八日となっております。

○十二番（後藤健介君） どういう対象が来ておられるか、それについても教えていただきたいと思うのですが。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

貸し出し状況でございますけれども、プロサッカーチーム、これはサンフレッチェ広島等四チームでございます。これが二十四日間。それから小・中学生、一般、大学等の大会が六大会ございました。これが十四日間。合宿等では九州大学サッカー連盟外三大学が三十日間、合計六十八日が誘致をした主な使用状況でございます。先ほどの百十八日から差し引いた残りの五十日間が中体連等、主に市内の使用状況でございます。

○十二番（後藤健介君） これは幾らかかったのですか。総工費といいますかね。概略で結構でございますが。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

実相寺サッカー場の一応、整備状況でございます。これは平成十二年度、十三年度の二カ年で整備をさせていただきました。一応総工費は二億三千万でございます。内容につきましては、北面の芝工事、南面のクレー舗装工事、それから管理棟の新築工事が主なものでございます。

○十二番（後藤健介君） 今、約二億円ということで、これはサッカー場としてはJ1の試合をするとかになって、要するにサッカー競技をやっていくについては、あそこは遜色のないものだと思うのですね。しかし、二億円かけたら、ただサッカーにだけではなくて、ほかのいろんな形で活用できないかなと思うわけです。ですから今日の数からすると、三百六十日のうちのやや稼働率が悪いのかな、いいのかな、その辺、芝生の関係とかいろいろあると思いますが、ほかの方に活用することに、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

サッカー場等の今後の有効活用でございます。今後の有効活用につきましては、芝の適正使用日数というものが、専門家の指導で年間七十日から八十日ぐらいが目安ということでありますので、芝の育成状況を見きわめながら、年間八十日ぐらいをめどに対応していきたいと考えております。また、今御指摘のございましたサッカー以外の種目、イベント等の利用ですが、実相寺サッカー場は基本的にはサッカーを優先し、その他の種目、イベントにつきましては野口原のグラウンドの芝面を、先ほど申し上げましたように芝の育成状況をにらみながらニーズに対応してまいりたいと考えております。

以上でございますけれども、スポーツ振興課といたしましては、スポーツ振興と観光を一体化したスポーツ観光と位置づけをして、別府観光浮揚の一翼を担うよう、イベント誘致に努力をしてまいりたいと考えております。

○十二番（後藤健介君） そうなのですね。サッカー場としてつくったからサッカーだけの独占使用ではなくて、例えばお年寄りのゲートボールの九州大会とか、それからグランドゴルフとか。面積的にどうかしりませんが、そういう形であらゆる年代に活用してもらおうというのが、別府のいわゆるイメージも上げ、そして市民へのサービスといたしますか還元といたしますか、大切なことだと思うので、ぜひこの件も積極的にひとつお考えいただきたいということで、この件についての質問は終わります。

さて、今三つの施策につきまして、その内容をただしてまいりましたが、各関係部署とも真剣に市勢発展・向上、それから市民の安全、福祉向上のために取り組んでおられることがよくわかりました。一市民として、また市民の皆様から負託を受けた一議員としても、大変頼もしく思う次第であります。

さて、塩野七生という女性作家が、今、「ローマ人の物語」という歴史書を書いております。一九九二年に第一巻が発刊され、一年に一巻ずつ発刊され、現在十巻目が発刊されております。全体で十三巻に及ぶ大長作になる予定であります。この著作の中で、塩野七海さんはこう書いております。いかなる帝国や民族も、興亡して衰亡していくという運命から逃れることはできないのだと。そして、その興亡の原因は幾つかあるが、共通して言えることは、みずからを变革・改革する活力を失ったとき、いかなる帝国も民族も滅亡するというふうに結論づけております。ロムルス、レムルスという双子の乳飲み子が、テベレ川のほとりでオオカミに育てられたという伝説のもとに、ローマの原点である小さな部族国家が興りましてから、現在でいうヨーロッパ・中東地域にわたる大帝国内に発展したわけでございますが、そして最後は、蛮族の襲来によって滅亡するまでにローマは六百年の歴史の中に幾つかの危機を迎えております。そのたびごとに、ローマみずからを大变革し、その危機を乗り越え、さらなる発

展を遂げてきたのであります。

ローマ史の別の古典的名著に、「ローマ帝国衰亡史」がありますが、その著者エドワード・ギボンがこう述べております。「蛮族来たりてローマ滅びたるか。否、ローマはみずから滅びるのみ」。いわゆる権力というのは、外から倒されるのではなく、内から崩れ去っていくというのが、歴史の一つの哲理だというふうに思います。

さて、昨日、一昨日の本議会での論議を静かに耳を傾けていますとき、井上市政もわずか七年有余にして、ややうんできたのかなという感を持たざるを得ませんでした。それには三つの原因があるように私は思います。

その一は、市政のトップである市長の姿勢にあるように思えてなりません。多くは申しません。「あやまちでは、すなわち改むるにはばかりることなかれ」という支那の古諺があります、「あやまちでは、すなわち改むるにはばかりることなかれ」。七年前の初心に戻って市政に当たっていただきたいと思います。それが、第三期井上市政へつながる私は唯一の道だというふうに信じております。

二つ目でございます。市職員の公僕としての誇りと自信の持ち方であります。大半の職員は、まじめに謙虚に行政事務に取り組んでおられますが、しかし、市政のトップである市長を直接に補佐する上級管理職、特に両助役、収入役の特別職の補佐が完全かどうか、いささか私は心もとないと思えてなりません。たとえトップの不評を買おうとも、あるべき市政の方向を献言するのが、市職員の務めではないでしょうか。昨日の二十六番議員と建設指導課長との論議に見られますように、やはり言うべきことは行政の立場としてきちんと言うべきでありましょう。指揮官は、常に孤独なのです。

先日、NHKの「その時歴史は動いた」という番組で浜口雄幸元総理大臣の政治姿勢が取り上げられておりました。浜口総理大臣は、昭和恐慌の最中、金本位制への復帰、ロンドン海軍軍縮条約締結に伴う、海軍予算の大削減を実行しました。その結果、右翼の暴漢に東京駅頭で狙撃された時、浜口首相の口から発せられた言葉は「男子の本懐である」であります。生命を賭してとは申しませんが、公僕である市の職員もせめて職を賭しての意気込みで、日々の行政に当たってもらいたいと思います。

孟子の言葉にあります「自ら省みて直くんば、千万人といえどもわれ往かん」の気概を管理職は持っていただきたい。

最後の三つ目は、議会の言葉を重く考えていただきたいということでございます。議員は、執行部に対して耳の痛いことを言うのが役目であります。どうか議員の言葉は市民の言葉と解して、よくかみしめていただきたいと思います。

以上、生意気に聞こえるかもしれませんが、私も国家防衛という国家行政に三十年

間従事してまいりました。その経験を踏まえながら今議会の論議を聞いておっの所感でございます。どうか執行部の皆さん、自信を持って、誇りを持って市政に、業務に当たっていただきたいと思います。これをもって終わります。（拍手）

○十一番（高橋美智子君） 私も三十年近く教員をしておりましたので、（笑声）その自覚のもとに質問をしてまいりたいと思います。

質問通告順に質問してまいります。

今年度より、公立学校現場に導入されます労働安全衛生法について、これは「労安法」と約して言いますけれども、教育委員会としての見解をお尋ねしたいと思います。

労安法とは、一言で言うと、働く人たちの安全と健康を守り、快適な職場環境をつくる職務を使用者が負い、その環境を具体化していくものということです。この法は、全国で三県を除いてほぼ規則が整備されているわけですがけれども、大分県は未整備で、まだその三県の中に入っているわけです。そういう状況でございます。

このような全国的におくれた大分県は、今年度から県立学校において管理規程を制定し、ことしの四月から施行することとなりました。先月の八月二日に、県立校において本規程に基づく推進体制の整備と適切な運営を図られるようお願いするという、県教委が通知を出しております。また、市町村においては、取り組みのおくれを急がせるという意味で、八月八日に各市町村教育委員会の教育長にあてて、安全衛生の体制の整備について早急な取り組みをお願いするという文書が行っていると思います。

学校職員の健康については、本当に深刻な問題がございます。近年の社会環境や教育を取り巻く状況の悪化や職務の重さは年々広範多岐にわたって、健康をむしばんでいる教職員が多くなっております。驚くべきことに、これは昨年度の調査でございますが、県内の小・中学校の現教職員の死亡者は、五年間で六十四人もいるわけです。病気休職者が二百八十三人となっているわけです。病気休職者の七割近くが、精神疾患に起因しての休職を余儀なくされている現状であります。

そこで、別府市も労安法に関係する学校職員安全衛生管理規則の制定に向けて作業が行われていることは十分承知しているわけですが、これを実際に実効性あるものにしていくために、この労安法に対する基本的な取り組みの姿勢をお伺いしたいと思います。教育委員会、入ってなくていいのですかね。

○教育長（山田俊秀君） ただいま御指摘いただきました労安法につきましては、十一番議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。

実は別府市の教育委員会は、すでにもう五十三年の六月に規則で制定しているわけですが、現在、それと各学校のをそれぞれつくっていく計画なのですが、その整合性というのですか、それを合わせていきながら、それから、今、管理職で結構、別府市

外、速見郡から杵築市、東郡等にも出ておられる方がおられますので、そこらあたりのことも考えながら、他のそういう二市二郡の教育委員会とも話をしていきながら、できるだけ早くこの制定については実効あるものにしていきたいということで、今、担当課には指示しているところでございます。

今、議員さんおっしゃったように、教員の健康なくして学校の子供たちの教育というのはあり得ませんので、私どももこれについては精いっぱい頑張らせていただきたいというふうに思っております。

○十一番（高橋美智子君） 教育長、これは教育事務所とか広域的にまとめるとかそういうことではなくて、各学校の教育委員会単位で独自に取り組むということでございますから、それを間違いないようにしっかりと教育委員会としての取り組みをお願いいたします。

それから具体的にちょっとお聞きしますが、三点ほど。産業医の位置づけですね。これが一つですね。どのような取り組みをされるのか。それから衛生管理士の位置づけ、それから三点目には、具体的に学校現場ではまだ健康のすぐれない先生も実際に何人かいると伺っています。先ほど教育長が言われたように、先生方が健康でなければ子供たちにより教育を施すことができないと、そのとおりだと思います。それで、先生方や子供たちの健康と安全を守るためにどのような取り組みをされているかという、この三点についてお尋ねいたします。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

初めに、産業医の位置づけでございますが、労安法での産業医の位置づけということで、別府市内には産業医としての有資格者が五十八名いらっしゃるというふうに理解しています。また、産業医で学校医の方は、小学校で五名、中学校で三名、高等学校でございますが、別府商業高校一名となっております。その業務内容でございますが、健康診断の実施と事後措置、それから健康障害の原因調査と再発防止対策等、健康管理を効果的に行うための内容となっております。ただ、この法では、五十人以上の教職員が勤務する学校におきましては、医師の中から産業医の資格を持たれた方を選任しなければならないとございますが、ただ、学校医と産業医の関係でございますが、職務内容に重複する部分がございますので、産業医の選任につきましては、医師会とも協議しながら選任してまいりたいと考えています。

それから、二点目の衛生管理者の位置づけでございます。労安法では、衛生管理者につきまして、五十人以上の教職員がいる学校では衛生管理者を選任することになっております。ただ、十人から五十人まで一四十九名以下でございますが一の職場では、衛生管理者ではなく衛生推進者を選任することになっております。別府市の場合で

ございますが、規模から考えますと、衛生管理者が必要な学校は別府商業高等学校で、他の市立の小・中学校では衛生推進者が必要になると考えています。その選任に当たりましては、体育教師や養護教諭に一方的に押しつけることのないよう配慮したいと考えています。また、選任されました教職員が、講習会等に積極的に参加できるようにいたしまして、実務できる力をつけたい、そのように考えています。

三点目の、学校現場の先生方や子供たちの健康と安全を守るために、今どのような取り組みをしているかというお尋ねでございますが、議員さん御指摘のとおり、何よりも教職員が健康でなければ教育は機能しないというふうに考えています。この教職員の健康でございますが、最近では精神的な面や過労によります健康問題がクローズアップしているのは理解しているところでございます。これらの問題につきましては、学校保健法の規程によりまして、長期の休業中に健康診断等を積極的に受診していただきまして、ほぼ一〇〇%の教職員が受診しているところでございます。この健康診断の結果、もし健康等に問題があった場合でございますが、学校長は、個人のプライバシーに十分配慮しながら健康管理をしているところでございます。しかしながら学校保健法では、精神的な健康問題等につきましては、積極的な方策が望めない点もございまして、労働安全衛生法を制定いたしまして、学校保健法と労安法と補完し合いながら対応したいと考えています。その際、学校保健法に伴います学校保健委員会との整合性を確立する必要があると考えています。

○十一番（高橋美智子君） 丁寧な取り組みをされているということがわかりましたけれども、産業医の位置づけは、お聞きしますと医師会も、これはかなり産業医をふやしていきたいという県の医師会の意向もあるようでございますので、これは学校医イコール産業医という形ではなくて、産業医が学校医にという、そういう考えで取り組みをされるようお願いしておきます。

それから、衛生管理士の位置づけでございますが、衛生推進者の選任について、今かわりがないようなことをされるというお話でございましたが、これは実際に押しつけないといっても、資格を持っていなければできないわけでございますから、こういうための講習会が行われるであろうと思います。それで、受講とか受験の旅費などの予算措置を必ずしていただきたい、そういうふうに思います。

それから、県からちょっとお話を聞いてきたことなのですが、これは教育委員会に本来ならば保健師を配置できるというようなことも聞きましたので、これは県の保健師を自治体に移管して教育委員会に配置できるような方向を働きかけしていただきたい、そういうふうに思います。これは県の方ではほとんどの、衛生委員会三十五ぐらいでしたか、ある中でほとんど全部そういう保健師がついている、そういうよ

うなことです。これは大きな第二番目の別府市でありますから、そういうことも取り組みをされたいかがかと思えます。

その二つについて、教育委員会が何か考えがありましたら。お尋ねします。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

ただいまの御要望等につきまして、特にいわゆる講習会それから保健師の情報等、特に今、保健師の情報等は大変ありがたい情報をいただきましたので、今後、研究・検討させていただきたいと考えています。

○十一番（高橋美智子君） 今私が言いましたようなことは、早急にできることはなるべく早く取り組んでもらいたい。それから検討すべきことは、関係者と話し合いをしながらできるように取り組みをさせていただきたいと思えます。

それで、先ほどの健康診断のことをちょっとお話をされましたが、健康診断が一〇〇%先生たちが受けられるようになったということで、本当に安心をいたしました。これは義務づけではありませんけれども、今まで受けたくても、先生たちの公務は本当に忙しくて受けられないという実情があったから、こういうふうに計画的にさせていただいたことに対して、本当にありがたいと思えます。先生も生徒も、この結果が出た後の事後処理については、しっかりと指導をお願いしたいということを要望しておきます。

それから最後に、いつごろこれを実際に施行されるのか。それから、制定に当たって先生たちの意見を十分取り入れていただけるのか。それについてお答えください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

制定の時期と、その制定に当たっては現場の教職員の声を反映するかということでございますが、制定につきましては、できるだけ早急に制定したいと考えていますが、制定に当たりましては、先ほど教育長の方からも御答弁申し上げましたが、別府教育事務所や市町村教育委員会等の連絡・調整を図ってまいりますので、遅くなりましても平成十五年三月までには制定いたしまして、四月に施行できるようにしたいと考えています。

なお制定の作業段階でございますが、現場の教職員の御意見等も十分取り入れながら進めてまいりたいと考えています。

○十一番（高橋美智子君） よろしくお願ひしたいと思えます。

次にいきたいと思えます。

これは二番目は、別府の「ホンモノ」の温泉を宣伝せよということで、きのう、市長も「本物の温泉、本物の温泉」と言っていましたので、大変期待をしております。

温泉行政について質問いたします。温泉課には大変申しわけないのですが、

ちょっと事前にいろいろと話をしていましたけれども、少し質問の内容が違いますので、よく聞いてからお答えになっていただきたい、そういうふうに思います。

きのう山本議員が、レジオネラ菌について、これを別府市が検査をしていると、それについて安全宣言を早くしてやったらいいというお話をされましたけれども、確かにそうだと思います。レジオネラ症の問題はまだ、安全宣言をする前に本当に慎重にやるべきことを十分にしてからやっていただきたい、そういうふうをお願いしたいのです。

宮崎市の日向サンパーク温泉において、これは循環式浴槽ですが、レジオネラ症集団感染について、これを調べましたら、ことしの六月二十日に温泉の竣工式をやっているのですね、六月二十日に。そして、七月一日に温泉をオープンしまして、そして七月十九日にレジオネラ症に似た患者が三人出たということ。ですから、オープンして二十日もたたないうちにこういう患者が出た。そして二十二日は休館をしたということなのです。九月二日には、市職員による被害者との補償交渉を開始して、大変な状態にあるようであります。それで、結果的には今の段階では死亡者は六人ですね。八月十四日に最後の死亡者が六人になっております。それから感染者は三百人近い。データでは二百九十四人というふうに書いていましたが、そういうような大変な悲惨な状態であります。

それから、熊本がこれに対していろいろと、循環式を国の基準で検査をしたら、九百十倍上回るレジオネラ菌を検出している、そういう結果が出ていて、よく公表したなというふうに思っているのですけれども、こういうように公共の福祉のための温泉で人が死ぬということは、本当にこれは意味が重いと思います。

それで、このレジオネラ対策につきまして、県の保健所の対応は、昨日ちょっと聞きましたけれども、これをまとめて別府市はどのように対応されたのか、もう一度お尋ねいたします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

日向市で、もう御存じだと思います。三百名ほど疑いも含めて被害が及んでおるといことでございます。その日向市の事故を受けまして、八月一日、大分県では県下の各保健所が循環式浴槽を使用している公衆浴場やホテル、旅館などを緊急立ち入り検査を行っております。その結果、大分県では八月十六日に循環式浴場の調査状況を発表しまして、八十七施設のうち十四施設に施設改善を指導しているということでございます。さらに八月二十二日には、中央保健所で入浴施設の衛生管理講習が、ニューライフプラザで旅館、ホテル、公衆浴場、福祉施設を対象にいたしまして開催され、百三十名ほど出席されているということでございます。それを受けまして、温泉課と

いたしましても、人ごとではありませんので、九月二日に大分県中央保健所に御協力いただきまして、市営温泉、市有区営温泉、区有区営温泉の関係者を対象に入浴施設の衛生管理講習を開催し、百名ほど出席していただいている状況でございます。

○十一番（高橋美智子君） これは私は保健所に行っているいろいろお聞きしたのですが、県は、別府市を数十軒ほど回ったらしいのです、聞き取り調査をして。でも、これは大変なので、もう講習会に切りかえようということで、急遽切りかえたようです。それで、実際には保健所のマニュアルを中心にしながら講習をしているわけですね。だから、施設のことについての指導を主にやっているわけです。

そして、あと、びっくりしたことには、市の講習には、これは市有市営温泉が二十二施設ですね。それから市有区営温泉が六十五、区有区営温泉が十九、百六ぐらいあるのですかね。その中に百人が参加したというのは、大変みんながきちんと受けとめて、これは大変なことだなという気持ちが市の方たちに、そういう関係者が受けたということは、私は大変いいことだなと思います。そして、この百人の方が参加をして、このマニュアルどおりにそういう施設の清掃とかそういうことに気をつけているわけですが、実際に旅館やホテルの関係者が百三十人ですかね、市が百人、二百三十人。でも、本当はこれは千五百ぐらいの対象の施設があるはずですね。ですから、これを見ると本当に微々たるものではないかと思えます。一応、県の方は六百施設を中心に考えておるようでございますが、でも実際にどこが出るかわからないわけですから、そういう温泉のものを持っている、個人のものとかいろいろありますよね、そういうものを考えると、これは決して別府市はそういうものを出してはいけないという危機感をぜひ持っていただきたいと思うのです。

それで実際に――市長、眠らないでください、市長――大分県の別府市が九〇%、大分県の温泉は九〇%占めているわけですから、本当はこの別府市が一番危機感を持ってこれに当たっていただきたいというふうに思っているわけです。県は、今やもう本当に大変な状態で取り組んでいるわけです。それで本来はこれは、別府市に九〇%温泉があるということなのだから、別府市が総力を挙げて県と協力しながら計画的にやらないといけないことだと思います。確かに今取りかかっておりますけれども、水質検査などピックアップして計画的に取り組むべきことだろうと思います。この水質検査の機関の、これを県の方で見ますと、大分県薬剤師会の検査センターが一社しか紹介がありませんでしたけれども、これはまだ、ほかに調べましたら、新日鉄のSBCテクノ九州ですか、それとか住友化学分析センターもしてくれるようでありますので、実際にその三社も紹介しながらしたらいかかと思えます。これは、レジオネラ菌対策に法的な拘束力はないのですね、これを調べてみて。施設の自主的な運営にゆだね

られているので、自主的に検査をしてくださいという、ただそれだけなので、でもそれでも聞きましたら、随分の方が自主検査に申し出をしているのですね。そして昨日電話しましたら、予約が、十月第三週ぐらいしかあいてないというようなお話でございました。ですから、やっぱり危険というか、そういうところにつきましては、ある程度計画的に別府市がピックアップしたようなものを取り組んで、県もこれだけ、九〇%別府に温泉があるということはわかっておるわけですから、やはり県も補助を出してしっかりやるぐらいの気持ちがあって、また別府市は日ごろ温泉は宝というか、別府は温泉を「宝」と言っているのか、ちょっとわからないのですが、その価値を認めて努力してきたかという、余りそういうものを、行政のサイドがしたのでしょけれども、私にとってはこれは、今度は温泉が別府にとって命となるべきことで、よみがえるか、または別府は命を失うことというか、そういうことにならないように十分に日ごろ温泉の恩恵を受けているわけですから、安心であるということをお願いした対策を、お金をかけていただきたい、そういうことを思うのですが、その補助金の問題ですね。できることはしていただきたいというふうに思うのですが、県に要請をし、別府市も独自にそういうことで取り組むかということをお聞きしたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、日向市に発しましたレジオネラ菌の対応について、先ほど課長から別府市の取り組みにつきましては、お答えしたとおりでございます。私どもも、昨日も温泉行政につきまして、いろいろと御意見・御指摘・御助言がございました。今お話もありましたように、「温泉は別府の命」ということで、私もそのように受けとめているところでございます。

今お話がありましたように、水質検査につきましては、県の試験センターと、さらにはSBCテクノ九州、さらには大分県薬剤師会等々でございます。基本的には一般の方は、県の研究センター、試験センターを活用するというようなことになっております。お話のように別府市といたしましても、県と緊密な連携をとる中で、別府市の施設につきましては、当然でございますが市で検査をいたしておりますし、先ほどお話がありました九月二日の市有区営温泉等々の講習会におきましても、研修・検査のお願いを要請いたしております。

補助金ということでございますが、御指摘の点につきまして、県にも要望ということでございます。基本的にはそれぞれの施設が検査するという役割分担がございしますが、やはりそういうことを含めまして県にも御相談し、内部でも検討はさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、こういう状況は、「別府から安全宣言」という先ほど言

葉がありました、私どもといたしましては、やはり安心して安全な、かつ快適に入浴できる施設ということで、市営温泉はもちろんでございますが、各別府市の温泉施設につきましても、県と共同・協力しながらそういう取り組みを強力に進めてまいりたい、このように考えております。

○十一番（高橋美智子君） それで、本当に温泉にかけることを真剣にやっているという姿勢を見せていただきたいと、別府のこの意気込みですかね、そういうのを思います。

本物の温泉というような話も昨日出たわけでございますけれども、実は日本温泉協会のアンケートは、毎年アンケートをとっていて、平成八年から十二年に、これ、野口議員も前に取り上げたような気がいたしますけれども、「温泉地に何を求めるか」というアンケートをとっているわけですね、毎年。そして、平成八年から十二年の間に三位ぐらいを挙げているのですが、この順位はいつもかわるのですね、大体同じ項目が上がっているわけです。それは「何を求めるか、温泉地に」。これは「自然環境」それから「温泉情緒」それから「温泉そのもの」、これはだから、この順位は幾らか変わりながら、安らぎを求め、いやされたいという、そういう目的で温泉地に行くということでございます。

ところが、これがおもしろい結果は、行く前と帰ってからの印象が、このアンケートでは変わってくるわけですね。どういうふうになるかということ、「過去一年間に行った温泉でどこがよかったか。その理由は何か」という尋ねに、ほとんど一位が「温泉そのもの」というふうに答えているわけです。それが一・五倍にふえているというアンケートの調査になっています。これは今は、これは市長もきのう言いましたけれども、本当に「ホンモノ」の温泉を求める指向が強くなっているということでございます。そして、温泉を確実に「ホンモノ」指向を感じる人たちが多くなったということ。これは、日本人のやはり温泉によっていやされてきたという歴史があるのではあると思います。今日では女性が日本の旅のオピニオンリーダーと言われますから、女性たちの旅で一番信頼されているというのは、湯布院ですね、湯布院。これは高級ブランド指向というか。それから黒川ですね。こういうのが志向されている。それはなぜかということ、女性が一人で来られる温泉だから安心して行かれる。それから温泉も雰囲気とかいろいろよいというようなことではございますが、私は、質を問うならば、本当に別府はこの際アピールすべきことではないかというふうに思っています。これのほとんど仕掛けをした人たちは、福岡の人たちが、この黒川とか湯布院をほとんど日本で有名にしたというふうに聞いております。今、実際に福岡の人たちも、これが三、四割そういうところも減っているわけですね。ですから、福岡は次にターゲット

を見つけないわけですね。これを考えますと、ぜひ福岡の人たちが――こういう仕掛けをした――この別府をもう一度見直して、「別府に行ったらいいぞ、いい温泉があるぞ。本物の温泉があるぞ」というものをやはり今日築くべきことではないかというふうに思います。

それで、この温泉の、きのうも出たことですが、日本温泉協会の五つ星温泉のことですが、これをちょっとお聞きしましたら、二十項目あって、それに対して別府の温泉はほとんどAランクというか、何か大変いい状態にあるということをお聞きいたしております。ですから、ぜひそういう意味でも五つ星温泉を売り出すと。山本議員も言っていましたように、「安全マーク」といいますか。循環器、まあ循環温泉が悪いというわけではありませんので、ただ本物のかけ流しの温泉であるかとか、そういうような識別ができるようなものを何かつくられたどうかというふうに思います。

実際に私たちが、例えば温泉地に行くときに、「ホンモノ」の温泉とはどんなところかということを知られた場合、一般の人は、イメージとしては自然湧出そのままの温泉でなければならないというふうに、たぶん考えていると思います。だから地中からわき出した、少なくとも体に効く温泉であるということが条件だろうと思います。ところが、私たちも昔は温泉に行くというときに、どこの温泉は何にいいとか、いろいろ聞いてそういう使い分けをしていたと思うのですが、今そういうようなことを余り考えている人はいないのですよね。そして、ただ温泉に入ったら何でも効くというふうに思って勘違いをされているというか。この法の整備に温泉の体に効く分析表というのを実際に掲記しなければいけないというふうになっているのですよね。別府市もそれはしているわけですがけれども、この分析表はいろいろなものがあって、例えば何か成分が十九ぐらい種類があって、その一つがあればとにかく温泉だというふうに認めているわけですね。ですから、そうではなくて、この分析表の、本当は入りたい人は何に効くかという効能ですね、それが本当は欲しいわけですよ。ですから、この分析表とともにもちろん何に効くのか、そしてこれは何に悪いのかとか。だから適応症と禁止症をきちっと書かれて、そして、これはこういうことに効くのだというものを明らかに――正しい成分表といえますか――すれば大変別府は、そんな意味でも「ホンモノ」の温泉ということがまた浮かび上がるチャンスではないかと思います。

私が見てびっくりしたのは、この温泉分析書のこと、温泉法というのをちょっと調べさせていただいたのですが、これは松田先生とか北篠浩さんという人が、一番法の不備を突いて問題としていることが、私もこのとおりだなと思って、この法について少し改正というか、そうではなくて、別府の法をきちんと、条例でもいいですから、

そういうものをきちんと整備していただきたいなと思ったのは、こういうふうに書いているのです。

温泉分析書には、「温泉成分の分析は、湧出地の源泉を採取して行われる」というふうに書いてあるわけです、法ではですよ。でも、私たちは考えたら、温泉を入っている、今使っている温泉のその入っている浴槽ですね、浴槽の温泉が何であるかという分析、それを本当は求めていると思うのです。だから、かなり山の方にある源泉が、その質がどうであるかというよりも、自分が今入っている温泉の内容ですね。その分析をするのが本当だと思うのだけれども、この法では、今言ったように源泉を当てて分析をしている。ところが、別府はちょっと違うようでございますね。別府は、温泉含有成分の分析は、浴槽水をあわせて行っていると聞いたのですが、これは本当なのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

まず、ちょっと前段の部分で「ホンモノ」の温泉というような、天然温泉ということでございます。温泉の指向につきましては、先ほど、自然、情緒、温泉、安らぎ等々ございました。今、いやしを求めて温泉地に皆さんが楽しんでいただけるといような時代になっているというふうに認識いたしております。先ほどお話をいただきましたように、温泉としては別府は日本一だというふうに自負いたしております。源泉数さらには、先ほど「ホンモノ」という部分では、やはり自噴温泉もトップでございますし、湧出量ともに日本一というような状況でございます。

先ほど、日本温泉協会の五つ星というお話がございました。実はきょう、別府市の旅館・ホテル組合の皆さん方等々に日本温泉協会の事務局長さん等々来られまして、先ほどお話にありました天然温泉の表示板の説明会を開くということ。先ほど、議会開会前でございますが、市の方においでいただきまして、短い時間ではございましたが、市長もお会いいただきまして、いろいろとお話をいただいたところでございます。

それで実は、御承知かと思いますが、市長は、日本温泉協会の副会長でございます。この計画の段階でも大いに賛成をいたしまして、昨日の温泉の御答弁におきましても、ぜひ取り組んで進めていきたいというふうなお話を、答弁いたしているところでございます。きょうのお話の中でも、私どもも本物指向、天然温泉ということに強い意向を持っているということでございまして、実はモデル地区を選定したい、ぜひ別府もと、市長からもお話がありましたし、日本温泉協会の事務局の局長さんから、「ぜひ別府はそういうことをお願いをしたい」というようなことで、快くお互いにそういう話ができたとところでございます。したがって、御指摘のとおりそういう方向に向けて鋭意取り組んでまいりたい、このように考えております。

分析につきましては、担当課長の方からお答えします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

温泉分析につきましては、既存の市営温泉、再分析、現在掲げておりますけれども、環境省の指針に基づきまして、おおむね十年ごとというふうに再分析を行ってください。その内容を施設内の見やすい場所に掲示いたしております。来年度も再分析を行う予定にしております。予算計上いたしたいというふうに考えております。

分析における採取場所でございますが、十一番議員さんが言われたように、温泉法には規定がありません。一般的には源泉で行っているということでございますが、別府市営温泉、温泉課といたしましては、給湯を受けている温泉が多くございます。その場合には温泉施設で行っている。十一番議員さんが言われるように施設の中で行っているということが現状でございます。

分析書の掲示のことでございますが、これは温泉分析書の掲示につきましては、温泉法第十三条で、「温泉を公共の浴用または飲用に供するものは、施設内の見やすい場所に、当温泉の成分、禁忌書及び入浴及び飲用上の注意を掲示をしなければならないと規定されております。市営温泉につきましては全施設に掲示いたしておることでございます。

○市長（井上信幸君） 前向きな温泉に対する熱意、本当にありがとうございます。歴史的に振り返りますと、別府市に、浜脇に温泉が湧出するようになってもう、定かな流れというのは六百年になるかと思えます。それ以前に、一四〇〇年以前のことについては、まだはっきりしたことはわかりませんが、大体私的には一四〇〇年ごろに浜脇に温泉が出た。その温泉を当時の方々が活用し、別府の温泉は大変傷にいいなというようなことから、武士の仲間から尊重されたということが発端だと聞かされております。自来、代々この温泉を大切に扱っていただいた。先々代や、また終戦後からこの温泉を守っていただいた方、また行政の中で歴代部課長がこの温泉にかけた熱意に対しては、我々はそれを尊重し、永久に守っていかなければならないという、こういう信念は持っている一人であります。

そこで、いろいろとお話ございましたが、前段はいろいろと分析等がありましたね。先ほど部長からもお話ございましたが、日本温泉協会が昨年、私も役員的一端を汚させておりますので、その中で正副会長会議、理事会で、全国津々浦々、もう温泉地になっている。しかし、その温泉が本当の温泉か否か、こういうこともここではっきりすべき必要があるのではないかと。こういうことから温泉協会がつくろうとしているのは、ここにありますが、天然温泉表示看板のデザインでございます。この上がそうなのです。このプレート部分にその内容を書きましょうと。最初は、五つ星、四つ星、

三つ星というふうにランクをつけようかといったのですが、最近になって、これは余り表面化するとよくないということから、このプレート部分に、例えばこれは熱海の大野屋というホテルの例ですけれども、ここに、源泉、引湯、泉質、この温泉の利用に関する項目で、かけ流し、循環、水を足す、湯水の有無、それから新湯をお湯を注入するか否か。こういうふうなことで、ここにそれぞれ效能書を書いたプレートを張る。こういう形で「ホンモノ」の温泉か否かというものを、これを見たらはっきりとわかるようなことをしようということで、きょう別府市のホテル、旅館の経営者にお話をしよう、そして、別府もモデル地区としてひとつ指定していただこうと。旧来からは熱海と別府というのは、東西の唯一の観光都市でしたが、いつの間にか全国津々浦々観光都市になったものですから、こういう「ホンモノ」の温泉をひとつ標榜する、これを日本温泉協会で行いましょう、こういうことになっているわけです。したがって、本当の温泉を売り出している、また、それを基礎にした観光都市もこれによって多少また温泉を利用する方々の目先が変わってくるんじゃないか、また利用客がふえていくのではないかな、このように思いますので、十一番議員さんの前向きな質問に対しても、今後温泉行政に対して精いっぱい力を尽くしていくつもりでございます。どうぞよろしく。

○十一番（高橋美智子君） 市長の意気込んだ言葉を本当にありがたいと思います。さっき、ちょっと法の整備のことを申しましたけれども、実際に別府市の浴槽水を今しているという、現実はこのところないと思うのですよね。むしろいいことをしているわけですよね。だから、そういうことを、これは世界に先駆けてもないと思いますので、こういう浴槽内でとってするというような条例ですかね、別府の温泉法といいますか、そういうものをやはりこれからきちんとしたらいかかかなと思うのです。そして、温泉法には效能の表示についても規程がないのですよね。ですから、こういうことも実際にできるわけですから、私は、別府はこれから大きくこういう点で温泉を、別府というのがすごくきちんとされているなというふうなことをぜひ行政がやっていただきたいなということをお願いしておきます。

時間が少ししかありませんので、先をちょっと急がせていただきます。

次の男女共同参画社会の推進についてですが、この間フォーラムですかねありましたけれども、これについて男女共同参画室の人たちが担当してした会でございますが、ほとんど課の担当の方たちがいらっしゃらなかったということに対して、私はちょっと不満を持っているわけですが、実は講師の方が大変いい方がおいでになりました、本当にわかりやすく説明していただきました。そして「ああ、いい会だったな」と思って出るときに、女性の方たちが、「本当はこんな話を聞いていただきたい

人たちに聞かせたかったな」と、そう言いながら帰りました。というのは、私は、せっかくこういうふうには別府市がやっているのに、なぜもうちょっとPRして、またはそのことをみんなで盛り上げられないのかなということに対して残念に思いましたけれども、これについては担当課はどうですか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

先般、八月二十七日に大分県と別府市の共催の男女共同参画フォーラムが開催されたところでございます。また参加者につきましては約百三十名の参加をいただいたわけですが、私、担当課長としまして、その当日、他の公務とちょっとバッティングした関係がございまして、その会に出席することができませんでした。この場をお借りしまして、大変申しわけないと、おわび申し上げたいと思います。

また、そのときの状況につきましては、私どもの担当者から詳しく事情も聞いております。講師の方もすばらしい方で、その会も盛り上がり、一般参加者の方にも喜んでいただいたということをお聞きいたしております。そういった報告がある中で、今後の男女共同参画フォーラムのあり方について、課内で十分協議してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほどいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○十一番（高橋美智子君） 私は、この別府市が、女性政策をずっと言い続けてきたのですけれども、大変鈍いというか、本当に取り組みをしようとしているのかどうかということは、この二年ぐらいにやっと係の室ができたということに対して本当によかったなと思っております。そして、その人たちが、係の人たちが頑張っている、それを全庁でバックアップしていくのだということが課でも今まで言われてきました。そして、それも期待を持っていました。そして、今回は、県の方も来ましたし、それから講師の熊本から来た先生もおられました。この別府市が主催するのですよね。別府市が「これをしますよ」と、そういうこととお呼びした。そのことが何というか、お呼びをされていてその人たちが出ていないということは、やっぱり失礼だな。この庁内であるので、庁内であれば、今度は市長も何か大事な方がおいでになったので出られない。ちょうどそのときに助役も何か採用の面接ですか、そういうので出られない。そういうような中で何でこういうところに日にちを設定をしたか。そういうと私は、もう課に答えてもらわなくても、たぶん県がこの日しか空いてないとか、そういう中でごり押ししてきたのではないかと、そういうふうに思います。それで、そういうことの理解をいたしますけれども、私は、それならばはねつけたらいいと思うのですね、県のですね。そういう自分たちがすることに対してお願いをしてくるならともかく、県はそれは大変失礼ではないかと。そしてまた、それに対して市がちゃんとそれを説

明するぐらいの気迫を見せてもよかったのではないかと、そういうことを思います。

それから県のことですけれども、県は説明会をいたしましたね、あのときに。しかし、あの県条例については私は一言申し上げておきたいのです。皆さん方は、県のことはずべていいというふうに思っているのかしりませんが、私は、女性政策に対して県の条例については、本当言って、私たちが市民案を出して、あれをもとにしてつくっているのです。私たちは、県条例を考える会というので、二年間、毎月二回、二時間ほど集まって、十人ぐらいのメンバーでずうっと協議をして、全国の条例をとって、そしてしっかりと勉強して、大分県にいいものをつくってもらおうということで市民提案をしたのです。そして、その県が日にちがないと。いよいよせっぱ詰まっているということで、私たちは九月に出したのですけれども、それをそっくりいただいたといったら失礼ですけれども、そして、それに中身を後退させながら、部分的に後退させながら出した条例です、はっきり言って。ですから、私たちは大変不満を持っているわけです。だから、これに対していいものをつくっていただきたいと思って出した結果が、こういうような県のざまです。ですから私は、こういうことにならないようにしっかりと別府市が、本当にいいものをつくるという気持ちを持ってやってもらいたい。こんなものは、別にお金がかかってどうかというようなものは、ハード面ではあるかもしれませんが、本当にソフト面では、本当は行政が進めるべき私は一番の課題だと思っています。ですから、そういうことをしっかりと自覚していただきたい。そして、今後もそういう意味でしっかりとやっていただきたいというお願いをして、もう答弁は要りません。

あとは、研修ですね。そういう部課長の研修とか、そういうものをきちんとお組みになって、しかもいろいろな、何が自分の担当としてすべきことなのかというようなこともわかっていただくための研修をしていただきたい、そういう要望をしておきますが、何か言いたいのであれば、どうぞ。（笑声）

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。私も実はこのフォーラムに非常に参加をしたかったです（笑声）。これは何もうそではございません。ということは、市役所の中でも私は、この男女共同参画社会の実現に目指しては、むしろリーダーとして意識を持ってやらせていただいているという気持ちは持っております。市役所におきましても、こういう点を視野に入れながら、いろいろのタイプのそういうフォーラム、研修会等も開催をいたしておりますので、今後もさらに充実をしていきたいというふうに考えておりますので、その点も御理解をしていただきたいというふうに思っております。

それから、先般のこのフォーラムは、確かに県と市の共催事業ということでござい

ました。県の方がなかなか日程が取れないということで、非常に遅くなって市の方に要請があったようでございますので、こういう点につきましては今後県とも十分協議をしながら、やっぱり生きたフォーラムにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○十一番（高橋美智子君） 三浦助役がそんなふうにしていらっしゃるとは、全く知りませんでしたので、（笑声）見方を変えたいと思います。（笑声）

それで、藤原課長におきましては、大変苦労されているということは十分わかっておりますので、そういう意味で全庁で取り組むというような気持ちを、今そこにいらっしゃる方々がしっかりと持っていただければ結構でございます。

では次に最後の、楠港跡地の暫定利用について質問いたします。

これは、三月議会で楠港跡地のあの空き地をそのままにしているのはもったいない、そういうことであそこを駐車場にできないか、それから、それには大分から来られる方たちも大変、交通渋滞もしているの、その国道ですかね、その道を切り開いて、護岸のところを開いて駐車場ができないか。それから暫定的なものですが、あその取り移しができるといいますか、簡単に移動できるような道の駅のようなものはできないのかという質問をいたした経過があります。そのときに、前向きに検討させていただきたいというお話でしたが、どういうふうに前向きに検討していただいたのか、お聞きしたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

三月議会で、楠港の跡地の仮設的な利用についてでございます。楠港跡地広場に道の駅はどのように考えるかということで御提言をいただいております。私ども、この埋立地の広場の利用につきましては、現在の敷地の形状でございますが、確認でございますが、ちょっとこの場をお借りいたしまして確認をしていきたいと思っております。

敷地の形状でございますが、埋立地の地表でございます。埋立地の地表は、現在満潮時と同じレベルでございます。これは北側の一部でございますが、満潮時とレベルが一緒です。したがって、満潮及び少し高潮になったりしますと、ここに潮が上がってきます。現状でもそうっております。まずそれが第一点であります。それからもう一点は、あの入り口のところをちょっと想像いただきたいのですが、流川交差点と国道十号の交差点に直近してすぐあその入り口があります。それで、そういう状況にあります。地形的に申しますと、そういうことでございますので、まずレベルが低いということと、直近に入り口がありますので、車両の出入り口が、バックヤードがございませんので非常に危険であるかなということと、それから、あくまでも仮設的なものが必要である。これは仮設的なものでありますので、したがって、先

ほどおっしゃいました、仮設的であってもそういう状況であるところに設置するのは、道の駅につきましては、少し私どもといたしましては、ぐあいの悪いことになりそうだという判断をしております。

それから最初に申されました、仮設的な駐車場の利用としてはどうかということで御提言をいただいております。私どもも、当時三月でございますが、市長が指示をしておるといようなことを受けまして、私どもも検討をしております。

この物件の土地についてでございますが、起債を受けておりまして、平成十四年九月に起債が完了いたします。埋立地そのものが、国民共有の財産である公有水面を埋め立てて造成した土地であり、その使用は埋め立て免許の目的・条件に従って、公共の福祉に適合するよう指導されております。そういうことでございますので、大分県を初めといたしまして、関係の御意見、関係機関の御意見や御指導をいただかなければならない状態であります。

それで、駐車場として考えた場合には、駐車場の周辺、そういうことも視野に入れなければいけません。それから、有料駐車場として工事費の算出や運営、管理面、諸問題の解決に向けて、私どもは今努力しておりますのでございます。

そこで、周辺住民の御理解をいただいたり、それから観光商工関係の方々も調整も図りながら、都市計画としては、今そういうことでございますので、具体的な協議をしながら、今いろんな管理運営面を、これ、つくっても非常に管理運営面がまずいと大変なことになりますので、そういうことも含めまして、今協議中であるということでございます。

○十一番（高橋美智子君） ということは、何もできないということなのですかね。それで、する意思はあるのですか。

○建設部長（由川盛登君） 仮設の駐車場を目標にして、さっき課長が答弁いたしましたように、今調整中でございます。調整ができ次第、その方向に向かって対応していきたいというふうに思っています。

○十一番（高橋美智子君） 調整というのは、どういうことが事務的に必要なのですか。

○建設部長（由川盛登君） 周辺の駐車場をお持ちの方等もありますし、この仮設駐車場の設置の目的等を御説明しながら、利用していただく方、それからこの管理をどこにどういう形で持っていくのが一番いいのかとか、そこら辺を今ちょっと、最終的な詰めをしておりますのでございます。よろしく願います。

○十一番（高橋美智子君） 最後の詰めと言っているから、これをする方向で考えていらっしゃるといことなのですかね。

○建設部長（由川盛登君） はい。その方向で今、詰めをしているところであります。  
○十一番（高橋美智子君） はい。それで、ちょっと周辺の問題について、私たちは、いろいろな方たちからの要望を受けてこの問題を出しているわけでございますから、またそれが必要であればいろんな方たちの意見を取りまとめて、いろんな形で示したいというふうに思っております。そういうことで私たちもさせていただくということをお約束いたします。

それから、先ほど大変市長に失礼なことを申し上げまして……。市長は本当に、私がおここに出席している以外に、本当に唯一眠らない市長でございます。（笑声）そういうことだけ申し上げておきます。

○十番（田中祐二君） それでは、まず視覚障害者のIT推進ということで質問をしてまいりたいと思います。

視覚障害者にとってパソコン等は目でありまた鉛筆、さらに脱情報障害者を目指しておりますが、しかし、障害者はハンディがあって、それぞれ大変難しい状況になっているわけでありまして。障害者の使用するソフトについて、周辺機器が、今の時代の中でそれぞれ読み書きなりある程度可能になっておりますし、また点字図書や録音図書は極めて少なく、出版から数カ月、数年たってやっと点訳、音声が入る状況が依然続いております。まさにパソコン等は、視覚障害者の目であり鉛筆であります。パソコン等を使って情報を発信できることは、社会に参加をすることでありまして。手紙が書ける、読める、新聞を読める、文章を書く際にインターネットを使って調べ物ができる、学習にも役立つ等々、視覚障害者の多くは、パソコンなどを手軽に使うことで、少しでも脱情報障害者となるように願っております。また、文字の読み書きを必要としない職業は、全くありません。日常生活での利用に加えてパソコン等は、視覚障害者の就労の機会を広げる極めて重要な役割を果たしているところであります。

しかし、市販のパソコン、プリンター、スキャナーなど、画面情報を音や点字にかえるためのソフトや機器を併用しておりますが、近年、価格競争が激化し、一般的にはパソコン関連製品は低価格になっております。しかし、これは大量生産されている製品に限ったことで、ごく一部の限られた人だけが使用する視覚障害者用製品は、どうしても高価になっております。パソコンの登場で視覚障害者が、普通の文字を読み書きすることが可能になり、パソコン通信やインターネットの活用で欲しい情報を取り入れる、活用できるという夢の時代の入り口に差しかかっております。パソコンを利用することで学校の先生と子供の連絡帳のやり取りができるようになったり、盲学校の勉学の道が広がったり、あるいは失意のどん底から中途視覚障害者が職場復帰を果たしたというようなこともあちこちで聞かれます。文字が読めない全盲者、読みづ

らい弱視覚者に文字を音と点字にかえたり、拡大するためにパソコンと機器、ソフトが最も安く、だれでも手に入れられるようになったら、社会参加の道はもっともっと広がりを見せることでありましょう。しかし、これらは数十万もするために、所得の低い視覚障害者には、だれでも利用できるというものではありません。しかし、今時点では公費によって一部負担がされているようであります。

そこで、先ほども申しましたように、一般の人については、いろんな形でパソコンに触れたり、今、公共施設ではそれぞれの場所でインターネットを通してパソコンを操作することもできる、それが一気に別府市では公共施設に置かれて広く、また一般市民についても多くの方が、市民が、そのIT講習を受ける中で、障害者については、すでに現状として、今ある中で満足されたものではありません。そこで、現状をお聞きし改善できる点は改善していただくように、まずお願いをして、具体的な質問に入っていきたいと思っております。

そこで、現在、障害者研修用のパソコンがどこに置いてあるか、お聞きをしたいと思えます。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

現在、障害者研修用のパソコンでございますが、別府市身体障害者福祉センターに四台設置いたしております。

○十番（田中祐二君） その四台の中で、障害によっては区別、「区別」という言い方は、障害を持っている度合いによってはいろいろな形があるわけですが、その中身で種類ですね。それと、その種類の中の台数を教えてください。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

四台の内訳でございますが、身体不自由者用が一台、聴覚障害者用が一台、視覚障害者用が二台ございます。

○十番（田中祐二君） 今後、その台数をふやす考えがありますかどうか。さらに、パソコン研修の講師ですね、そういう講師を今何人抱えておられるのか。そして、それぞれの講師についての育成、これが大事なことでありますけれども、その三点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

講師の件でございますが、三人おられます。これからはずっと長いので、この三人をお願いしていきたいと思っております。

また講師の要請でございますが、県の事業といたしまして、パソコンボランティア養成事業がございますので、この事業で対応してまいりたいと思っております。

また台数でございますが、これらのパソコン研修の実績等を見ながら、今後検討さ

せていただきたいと思います。

○十番（田中祐二君） 四台というのは一年前の話であって、それから全く、若干前の議会でもIT塾の関係でちょっと触れたことがあるのですけれども、それ以降、台数としてはふえてないわけでありますから、検討するということでありますけれども、健全者に比べて本当にほんの一握りの台数しかないということなのですね、考えてみると。ですから、ぜひ検討する上においてどのくらいのいわば身体障害者の方がおられて、さらに一級、二級とありますけれども、そういうことの基礎調べをしていただいて、どれくらいあれば大方全部に行き渡っていくのか、研修ができるのかということも含めて、ぜひ考えていただくようお願いをしておきたいと思います。

そこで、先ほども言いましたように、購入の際に、国は新事業として若干補助をしているようでありますけれども、パソコンを必要とする人が購入するときの助成はどれくらいあるか、教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

パソコンを購入するときの助成でございますが、日常生活用具の中で平成十四年度からパソコンを購入する場合には一部助成がございます。金額的には十一万八千五百円以内ということでございますが、購入する際には上肢障害二級以上とか、いろんな条件がございますので、障害福祉課の方にお尋ねになっていただきたいと思います。

○十番（田中祐二君） それともう一つ。障害者情報バリアフリー化支援事業というのが、これはちょっと調べたのですけれども、とりあえず詳しいことについては、そちらの方からお知らせ願いたいとは思いますが、これはたぶん国の事業だろうと思しますので、それらを含めてちょっと詳しくお願いいたします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

障害者情報バリアフリー化支援事業でございますが、パソコンの周辺機器と支援ソフトの購入の際、一部を助成するという県の事業でございます。この事業の対象者でございますが、重度の視覚障害者一、二級とか、上肢の不自由者とか、いろんなまた条件がございます。これは、助成は一人一回限りということでございますし、購入費用の三分の二以内で十万円が限度ということでございます。これは国が三分の一、県が三分の一、あと個人負担ということでございます。また、詳しくは障害福祉課の方にまた聞いていただきたいと思います。

○十番（田中祐二君） 先ほども言いましたように、一年前に比べて全く進んでないという状況については、具体的には台数が四台で、講師はこれだけでやっていますよということが言われたように、現状はそうなっているわけで、国や県や、そういう意味からすればそういう支援事業をやっていこうということで、いわば財政的な面でそ

ういう助成を行って一步前に進んでいるわけなのですね。ですから、そういう意味からすれば、ほかの都市でも調べたら、やはり市の独自の考え方でそういうソフトなり、パソコンの購入について助成をしているところもあるようでありますので、きょうは具体的に言いませんけれども、それらをちゃんと調べて、そういう一步前に出るような施策をとっていただくようお願いをしたいと思います。

また、周辺機器の金額がどのくらいかかるか、教えていただけますか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

別府市の例で申し上げますと、十三年度から実施いたしました、印刷物読み上げソフト、画面読み上げソフト、ホームページ読み上げソフト、ケーブル等で約十五万円でございます。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十番（田中祐二君） それでは、これまで豊の国のIT塾で障害者の方についても事業として行ったという経過がありますけれども、今後はどのような形でこの事業を推進していくのか、まずお聞きをしたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

豊の国IT塾でございますが、十三年度で終わりましたので、今年度からは障害福祉課、担当課の方で実施することになりました。別府市身体障害者福祉団体協議会の方に社会参加促進事業として委託してございますので、パソコン教室の中で充実を図ってまいりたいと思っております。

○十番（田中祐二君） そうですね、担当課でやると、独自にやるということでありますので、ぜひ充実をさせていただくように再度お願いをしておきたいと思っております。これまで講習を受けた障害者の方についてはどれくらいあるか、お知らせをお願いします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

平成十三年度に実施した事業でございますが、受講者が五十八名、内訳といたしましては、視覚障害者の方が三十八名、聴覚障害者の方が十二名、肢体不自由者の方が八名ということでございます。

○十番（田中祐二君） それで研修を受ける方は、まだまだふえるとは思いますがけれども、障害福祉だけに任せるわけにいかない部分もあるのではないかとと思っておりますけれども、研修実施に当たって、場所としていわば身障者の方ですから、限定をされる

と思うのです。実施に当たってどういうところを考えているか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

ほかの場所で研修はということでございますが、情報推進課、障害福祉課との連携をとりながら、実績を見ながら、また今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○十番（田中祐二君） ちょっと言葉足らずですみません。研修の場所というのが、身体障害者の場合は、先ほど四台置かれている場所、福祉センターですか、ここで研修をされているわけですけれども、それで、今申しましたように、要はほかに場所がないのかどうか。私が考えているのは、例えば太陽の家とか、さらにはサザンクロスとかいう場所で研修ができると思うのですね。私も太陽の家の人に話を聞いて、「そういうことであれば相談にも乗りますよ」ということも聞いておりますし、サザンクロスの場合もそういう障害者に配慮した建物ですから入るわけで、あそこにもパソコンが何十台か置かれておりますけれども、置かれる場所も確保はできるのだろうと思っております。そうすれば三カ所で研修ができるし、そして三カ所にそういう装置、いわばパソコンを含めて機器を置くことができるというふうに考えているわけでありまして。先ほども言っているように、一般の方については、本当にIT塾でそれぞれ研修をされて習得をする機会がたくさんある。しかし、それに比べて身体障害者の場合は、ますます差が広がっていく。一般の方について、より以上に現状からすれば、そのセンターで四台しかないという現実から抜け出せないわけですから、そういう意味からすれば、機会均等ということからすれば、そういうことも考えていただいて、そういう家庭におられる身体障害者の方が社会復帰を目指すための大きな手段としてそういう場所を提供することだって、いわば行政側の責任だろうというふうに思っておりますので、鋭意これからもそのことについて検討して、また質問の機会があれば質問していきますけれども、そのことについて若干考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。

（答弁する者なし）（「何もない」と呼ぶ者あり）

○十番（田中祐二君） 今言いましたように、そういう社会復帰ができる場所をたくさんつくってくださいと。センターだけではなくて、太陽の家もサザンクロスだって「相談に応じますよ」と言っているわけですから、ですから、そのことについてどうですかと。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

太陽の家またサザンクロス等とまた協議して、そういう場所が確保できれば、また

パソコンの機械等も普通のノート型というわけではございませんので、そういったことも考えまして、今後検討してまいります。

○十番（田中祐二君） それでは、次に移りたいと思います。

これもまた、IT推進の関係であります。別府市でも推進計画がされようとしておりますし、そのことについて若干提言もしていきたいというふうに考えております。情報通信技術の飛躍的な発展を背景として社会・経済が大きく変わろうとしておるわけであります。インターネットの爆発的な普及の中、電子取引の発展、いわゆるIT革命の進展は、行政のあり方まで影響を及ぼしつつあります。この間、国においては、行政情報化推進計画の改定や高度情報通信、社会推進に向けた基本方針、すなわち電子政府の実現を目指そうという方針が示されております。総務省では、これまでも指針等を示し、行政情報化及び地域情報化の推進をそれぞれで要請してきたところでありますが、このような状況の中、来るべき二十一世紀において地方公共団体がIT革命に対応し、情報化施策を総合的に推進していくために、新たな指針を示すところとなっております。この指針では、二〇〇三年までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体として早急に取り組む必要のある事項について具体的に示すとともに、その取り組みを支援するため、国の政策等についても知らされる状況があります。

地方公共団体においても、高度な情報通信技術の便益を最大限に活用し、行政事務の効率化・高度化さらには住民サービスの向上、地域の振興、さらに地域間の情報格差の是正等に取り組んでいるところでありますが、国に先行して申請、統計等、手続きの電子化に取り組む団体が見られております。大分県でもそういう申請なり統計については、すでに始まっているようでありますし、基本的な条件整備がおくれている団体もありますけれども、このような中で地方公共団体もそのIT革命に対応して国と歩調を合わせた施策の推進が要請をされております。

そこで、別府市のIT推進計画についてお尋ねをしたいと思います。IT推進計画の目標とするものがどこにあるのか、お答えをお願いいたします。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

今、議員さんが申されましたとおり、昨年一月六日、IT基本法が施行されまして、あらゆる分野で現在電子社会が到来しようとしております。本市におきましても、十三年度事業として、国の補助制度でございます別府市地域イントラネット基盤施設整備事業、これを用いまして、市役所と市内の公共施設五十六カ所、これを光ファイバーでネットワーク化する基盤整備を完成させました。また、それと同時に別府市IT推進計画、これを策定し、いよいよ本年度から電子自治体実現に向けた取り組みを開

始したところでございます。

それで、今お話のありました別府市のIT推進計画の目標とするもの、これはITを活用した住民サービスの向上、これが最終的な目的でございます。そのような中で三本柱を定めております。まず一つが行政事務の簡素効率化、それからもう一点が住民の利便性の向上、それからもう一点が国の情報化施策への的確な対応。この三点から平成十四年度、本年度から三カ年計画でIT推進計画を実施してまいりたいと思っております。

○十番（田中祐二君） その中で三年計画でやるということで、行政事務の簡素化なり、今申されました三点、特に三点の中で主な取り組み状況について御報告をお願いしたいと思います。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

まず第一点目の行政事務の簡素効率化で一番大きなものとしたしましては、行政事務の簡素効率化を進める上で、現在、単純に今やっている既存業務をそのままIT化、スリム化を図るのではなく、どのようにすればその事務の簡素効率化が図れるかとの観点から現在、既存業務の事務手順の現状分析、これを行っております。そして、そのような中で事務の簡素効率化、今後最も大きく変わってまいりますのが、現在国が進めており十六年度四月から全面稼働が予定されております総合行政ネットワークシステム、これとのかかわり合いでございます。と申しますのは、この総合行政ネットワーク、これが稼働すると、今まで国・県それから全国の市町村、文書でのやり取り、これが電子情報でのやり取りになります。当市においてもこれに合わせて、既存の、今行っております財務会計や人事給与、さらにもろもろの庶務事務、これらについて電子決裁、ペーパーレス化、これを視野に入れたシステムを現在検討しております。そして、これがもし導入されれば大幅な事務改善、これが可能になってまいります。そのためには、現在稼働しております文書管理システム、この再構築が必要になってまいります。それで現在、今年度の完成を目標にこの文書管理システムの再構築に向けて準備を行っているところでございます。

それから、二点目が住民の利便性の向上でございますが、この中で大きなものとしたしましては、別府市の現在ありますホームページの改修、それからもう一点が施設予約システムの開発、この二点でございます。

現在、別府市のホームページ。これは平成七年二月から稼働したところでございますが、ホームページ、これの充実こそが住民サービスの第一歩であると認識しております。したがって、より使いやすいホームページにするため、現在、改修作業に着手しております。それで、新しいホームページの特徴としたしましては、現在のペ

ージを整理・分類いたしましたして、行政、温泉、観光のことなど別府市のすべてがわかるようなホームページを目指しております。それから新たなサービスとして、家庭のパソコンからインターネットを利用していろんな別府市の各種申請書、これがダウンロード、家庭のプリンターから出力できる、とりあえずそのようなシステムを入れる予定です。それから、あと主なものとしては、お子さん向けのページ、さらには防災情報の充実、また英語、中国語、韓国語、これらでも対応が可能なようなシステムを現在開発しております。早ければ年内に公開する予定でございます。

それから、もう一点が施設予約システムの開発。市内の文化・スポーツ施設、いろいろございます。これらが家庭のホームページから施設の予約状況、さらには利用申請、これがインターネットを利用してできるような、そのようなことで現在システムを開発しております。また、この施設予約システムの大きな特徴として、今バリアフリー、障害者のお話もありましたが、障害者も含め高齢者の方でも簡単に操作できるようなバリアフリー対応もできるようなシステムを現在構築中で、早ければ十五年度、来年度から開始いたしたいと思っております。

それからもう一点、三本柱の最後でございますが、国の情報化施策への的確な対応。それが二つございます。まず第一点が、住民基本台帳ネットワークシステム。この第一次分が八月五日に稼働しております。これにつきましては、今のところ別府市の場合は正常に運用されております。とともに、来年の八月に第二次稼働、いよいよICカードが加わります。現在、それに向けた取り組みをやっております。それから、もう一点が、先ほど申し上げました総合行政ネットワーク、これが平成十六年度四月に稼働する中で、現在下準備を行ってある、そのような状況でございます。

以上が、三つの方針の主な取り組み内容でございます。

○十番（田中祐二君） すみません、ちょっと先ほどの発言で不適切な発言がありましたので、訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。すみません。

それで、三カ年でやるということで、いわばそのような状態ができれば、やっぱり今、地方公共団体が目指すものが住民にきちっとわかれば、本当に住みよい地方自治体であると、そうすることによってやっぱり別府市に住みよいから住もうかということになると思いますので、そういうまちづくりの一環としてこのIT推進計画三カ年の重要課題であります三点について、ぜひ全力を挙げて全庁体制でお願いを申し上げたいと思います。

ただ、情報バリアフリーについて今ちょっと触れたようでありますけれども、このことと、それから高齢者ですね、先ほども申請がパソコンでできたり、いわば障害を持つ人については大変便利なものであるし、高齢者についても大変便利な物になって

くるわけですが、その点の全体的な考え方ですか、配慮についてちょっと説明をもう一回お願いします。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答え申し上げます。

先ほどの話と若干重複するかわかりませんが、住民が利用いたしますパソコンまたホームページについては、障害者や高齢者とそうでない人の間において、IT利用の面で格差が生ずる可能性が十分ございます。それで一方ITの活用、これは障害者や高齢者にとって新たなコミュニケーションができる手段だと認識しております。そのような観点から現在、別府市の場合、別府駅それからトキハ、ピーコンなどに講習用の端末、また地域イントラネット整備事業で各出張所や地区公民館等々十四カ所に、住民の方が使われるパソコンを配置しております。それで、これらについて障害者や高齢者の利用を前提にいたしました、だれでも簡単に操作ができるようなそういう情報バリアフリー機器、これを整備いたすとともに、ホームページについても、例えば視覚の障害がある方については、音声変換ソフトで切りかえが対応できるとか、可能な限りの情報バリアフリー、これに努めていく予定でございます。

○十番（田中祐二君） わかりました。それで、あと、どう言えばいいのですかね。例えば自治会の事務なんかは、大変大量な事務を今抱えて自治会はやっているの、いわば自治委員さんが行ったり来たりする場合もあるし、それぞれ資料を例えばパソコンの中に入れてぱっと出せるというようなことであれば大変便利がいいわけであります。ですから、そういう自治会の事務の二面性というものも今後考えられるのかどうか。

さらに、先ほども言われましたように、公共施設については現在、状態として施設でパソコンができると、それをさらに拡充をするお考えがあるか。

この二点について、お尋ねしたいと思います。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

公共施設については、現在五十六カ所接続しておりますが、今後予定しておりますのが、近々完成予定の総合体育館、それから既存の施設といたしましては伝統産業会館、それから公立の保育所等々ネットワーク化を検討しております。

それから、自治会事務所や地域住民の方にとりましては、現在市内の各出張所、市役所本庁もそうですが、それから中央公民館、各地区公民館等々あらゆる場所十四カ所、計十九台のパソコンを配置しております。これはインターネット、メール、すべて対応が可能でございます。それで、この利用方についてさらに推進してまいりたい、そのように考えております。

○十番（田中祐二君） それで、いわば電子自治体ということになれば、最終的な目

標はITを活用した住民サービスの向上であると考えておるわけであります。そのために住民に対してITを活用したサービスを提供していくことは、もちろん行政内部事務の効率化を生み出すものであり、さらには行政内部事務の高度化へつながっていくということであります。そういう重要な任務が、いわばこの電子自治体の中身だろうというふうに思っておりますので、これからもぜひ市全体挙げて取り組んでいただけたら、電算だけに任せるのではなくて、全庁体制で今までもしていると思えますけれども、ぜひこれからも、今後も奮闘していただきまして、別府市に住んだらこういったことがあるのだ、こういうことの利便性があるのだということをやっぴり生むためには、これらを成功させていただくようお願いを申し上げまして、この項については終わりたいと思えます。

次にまいりたいと思えます。

次に、カルテとレセプトの情報開示、さらに職員採用試験の開示ということで、開示について若干問いただしていきたいというふうに考えております。

私もちょっと不思議に思うのが、二度ほど入院しまして、別の病院に行くとカルテを持たせてくれません。そこまでいろいろ考えて先生に話をするわけにはいきませんけれども、カルテについては、若干これから先の見通しが少しついているようでありませけれども、ちょっとその辺の経過について述べたいと思えますけれども、カルテなどの診療情報の活用に関する検討委員会が、一九九八年六月に厚生省が立ち上げまして、法律上の開示請求権及び開示後義務を定めることは大きな意義があり、今後これを実現する方向であるべきであるという報告書が、先ほど申しましたように九八年の六月に出たわけであります。これを受けて厚生省の医療審議会が、カルテ会議を法制化するための医療法改定の検討を開始しましたが、いわば日本医師会の反対で法制化は見送られております。最終的にはこれが法制化をされることが、国民・市民に対して情報を公開するということからすれば正しい道かと思えますけれども、しかし、法制化が見送られたとはいえ、こうした公的な機関での動きが、医療情報の開示を求める国民的な要求をも踏まえたものであったことも事実でありますし、カルテなど診療情報の開示の動きが大きく広がっております。日本医師会としては、一九九九年四月に診療情報の提供に関する指示を求めておりましたけれども、結果的にはできなかったわけであります。その中で二〇〇〇年一月からということであったけれども、開示は見送られているようでありませけれども、最近、二〇〇二年九月三日の新聞によりますと、日本医師会が、このカルテについては開示するように来年一月から実施をする方針で新たな指針をつくっていきこうというような状況になっているようでありませ。その中身として、患者がカルテなどの閲覧やコピー、患者本位の医療を求めたときに

は、医療機関は原則的に応じていくということであります。

先ほど申しましたように、自分の健康上の問題で、自分のものであるものが、何と申しますか、一つの枠にはめられて開示ができないということは、今の世の中で本当に通用するのかと。ただ医師会としてはこれまで、今新聞紙上でありますように、カルテの改ざん、さらには診療上の医療ミス、そういうものが起きて手に負えないということから、こういうことになったのではなかろうかというふうに考えているわけでありまして、それともう一つは、今度は診療報酬明細書、これは簡単にいえば国民健康保険が扱うものでありますけれども、レセプトという略語で言っております。これについても、いわば自分がかかったこの薬代が幾らかとか、その薬の中身が何かとか、その診療の中身について、いわば本来知るべき事柄が、先生の指示がないと診療明細書が出ないということになっているようであります。そういうことが、本当に今の医療機関の中で閉鎖的に行われていることについては私は納得もいかないし、自分が払ったことでその明細がおりないということは本当に何と申しますか、物を買って領収書をもらうのと一緒のようなもので、何々を買ってこれだけお金が要りましたよということの説明であるというふうに考えておるわけなのです。それが自分の物であって自分でないというところに、今のレセプトのいわば開示がなされていないということに大きく疑問を感じるわけでありまして。ですから、そういうことからすれば、その開示、レセプトの開示をどうするのかという問題がやっぱり起こってくるわけです。

現状について少し国民健康保険課ですか、担当は。そのレセプトの開示についての説明をまずお聞きしたいと思います。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

レセプトの開示につきましては、これまで被保険者の治療をする上で影響を考え、慎重な対応がとられてきましたが、別府市では平成十一年、レセプトの開示にかかる取り扱い要領を定めて開示をしているところでございます。

議員お尋ねの、主治医の判断なしで開示ができないかということですが、レセプトは保険請求をするものであるために、必ずしも診療内容がすべて記載されておるわけではありません。しかし、中には病名それから診療内容など秘密とされる事項も記載されております。これらを明らかにすれば、治療に悪影響を及ぼすことも考えられますので、取り扱い要領の中で主治医の判断を求め開示をするようにしております。また、国の通知でも、レセプトの開示請求があったときには、主治医の判断を求めると示しておりますので、そういった取り扱いをしているところでございます。

○ 十番（田中祐二君） その開示についての通達が、いつごろ出されているのですか

ね。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

平成九年六月二十五日、労基第六十四号、それから法発第八十二号、庁報発第十六号、厚生省の労働保険局ですか、それと厚生省の保険局長、それから社会保険庁の運営部長の名前で開示の通知がなされております。

○ 十番（田中祐二君） それで、自分のことがいわば第三者に聞かんとわからんというようなことが不思議で、私はどうも納得できんのですけれどもね。自分の支払った金額でどれくらい薬が要って、どれくらいの治療がされてということを知ろうとしてもそういうことになっていると。それが平成九年からそういうことであるということでありますけれども、行政内部としてそれで今まで通してきているのですけれども、そのことについて検討なりしたことがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれどもね。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、すでに平成十一年度で要領を定めておりまして、その中で医師の判断を求めるということになっておりますが、現実、医師に確認をしましても、治療をするに当たって病名とか、そういうのが相手に知られない方がいいと判断した場合だけですので、当然開示の依頼があれば大半は開示できるというふうに考えております。

○ 十番（田中祐二君） それでは、少し現実的に問題を戻して、開示手続きと申しますか、開示の手続き。開示の手続きが、どういう形でどうなっているか、ちょっとその辺についてお尋ねします。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

開示の依頼対象者ですが、個人のプライバシーの保護を図る観点から、被保険者それから遺族に限っております。開示の手順につきましては、被保険者からレセプトの開示の求めがあった場合は、まず依頼者が本人であるかどうか確認した上で、これは免許証あるいは保険証、そういった複数のもので確認をした上で、また主治医に意見を求めるという形になります。最終的には主治医の意見が「開示」ということになれば、当然開示をいたしますし、部分的な開示ということになれば部分開示、それから治療に支障があるということであれば不開示ということになります。

○ 十番（田中祐二君） なかなか納得ができないのですけれども、先ほども言いましたように、カルテがいわば開示になれば、診療報酬明細書の方もいい方向に行くのであろうかと思っておりますけれども、その時点を見計らいながら、また質問していかねばいかんとは思っておりますけれども、ただ、私どもは、国保審議会というのが市の

行政機関の中にありますので、これらの問題について、もしカルテが開示された場合、そういう運営委員会なりに諮っていただいて、どうしたらいいかということを含めて、通知ももちろんそれはありますけれども、参考としてあるとは思いますが、そういう時期が来ればぜひ俎上に上げていただきたい。ただ、さっきも申しましたように、自分のことが自分でよくわからんようなことでは大変、何と申しますか、不思議でかなわんわけでありますから、ぜひそういう機会があればよろしくお願いを申し上げたいと思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。何か最後に一言あれば、よろしくお願います。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えします。

レセプトの開示につきましては、今、内容につきましては課長の方から報告させていただきましたが、本人の病名と申しますか、その治療内容を知ることが、治療上の効果と申しますか、その病名を知ることによって本人がまたそれを気にしてなお病気がひどくなる、そういう状況も、私らは非常に専門家でないためにその辺の判断ができないという部分の中で、医師の意見を聞いて開示するかどうかの判断をさせていただいているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○十番（田中祐二君） はい、次に移ります。

先ほども言いましたように、市役所の職員の受験をしたときに成績発表がされますけれども、その中で、今の時代からすれば公正・公明であって、そして情報を公開するというこの流れの中で時代が流れてきているわけであります。それともう一つは、自分がどのくらいの成績の中で位置をされて、結果的にはだめだったのかということも知ることによって、次の段階の就職口なりの参考にもできるのではないかというふうにも私は考えておりますので、自分のことが結果的にだめだったということだけではなくて、その試験の中身と申しますか、こういうことで不合格ですよということの問い合わせがあれば、その情報公開をしていただきたい。県立高校でもそのことについては、ことしですか、開示をすると。問い合わせがあれば開示をすることの流れの中にもありますし、ほかの都市でもそういう状態の中で開示が進められているというふうにも聞いておりますので、その点についてお答えをしていただきたいと思ひます。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、職員の採用に当たりましては、地方公務員法の法の趣旨に基づきまして、公平・平等取り扱いの原則及び成績主義の原則等に基づきまして、適切な能力を検証して合格者を決定しているところでございます。

ただいま議員御指摘のように、昨今、受験生に対する情報サービス等の実施の面か

らも、受験生の試験成績の情報開示が求められている現状がございます。また、これによって国や大分県におきましても、本年度から試験の成績結果について本人から開示を求められた場合には、一定の条件のもとでその成績を開示できるようになっているというふうに聞いてございます。具体的に県の場合におきましては、この試験結果を県の個人情報保護条例の規定に基づきまして、具体的にはその総合順位及び総合得点を一次試験の結果、不合格者のみ、また二次試験におきましては、受験者を対象に口頭にて開示請求ができるというふうな状況でございます。

これを踏まえて別府市におきましても、この開示している他市の状況等を踏まえながら、現行の別府市の個人情報保護条例等の法の整備を含め、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○十番（田中祐二君） おくればせながら検討するということでもありますので、早急に検討していただきまして、ほかの都市に並んでいただくようお願いをして、この項を終わりたいと思います。

それでは、五番目に戸籍の届け人確認についてということで挙げております。

これは、ちょっと事件がいろいろ起こっているところもあるようでありますので、本人が知らないうちに虚偽の婚姻や養子縁組などが出されまして、戸籍が改ざんされる事件が、昨年以降に発覚しているようであります。具体的には宮城県、兵庫県、岐阜、神奈川などで、全国にまたがっております。具体的な例としては、婚姻や養子縁組など戸籍の届けは、本人確認をせずに受け付けができるという原則に倣っておるわけですけれども、このため第三者の虚偽の婚姻、養子縁組届を提出して戸籍を改ざんし、それをもとに入手して健康保険証や運転免許証で消費者金融などから金をだまし取るなどの事件が発生しているようであります。婚姻や離婚、養子縁組の届けだけでも全国で年間百二十万件あるそうであります。法務省は、婚姻や養子縁組などの届出の際は、本人確認を自治体に義務づける制度の導入について、全国の百七十六自治体を対象に防止策の必要性をアンケートしたところでもありますけれども、約四分の三が「必要」と回答をしているようであります。また、独自の方法として戸籍改ざんの防止策として、仙台市が、窓口に来た届け出人の持参者に免許証などで本人確認し、郵送分には届け出人本人に受理した旨を郵便で連絡する方法を導入しているわけでありまして。そういうふうには十自治体では、仙台方式によってそういう本人の届をしているようでありますけれども、法律的には本人がしなくてもいいということになっているようであります。

そこで、別府市では、そういう事件がまず起こってないと思いますけれども、その事例があるかどうか。そして、先ほど申しましたように、そういう仙台方式といいま

すか、本人の確認をするようなことがあるのかどうか、今のところ考えているかどうか。この二点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○市民課長（後藤洋子君） お答えいたします。

本市におきまして、疑似の戸籍届事件が発生していないかという御質問でございますが、本市におきましては、他市と同等の事例は発生いたしておりません。

○十番（田中祐二君） それでは、戸籍の届の本人の確認ですね。この利便性からして、法律的には、これ、資料をもらっておりますので、届けの方法として書面または口頭でこれを行うことができる。本人以外でもできるということでありますので、今言う仙台方式に変えるつもりがあるのかどうか、今後検討するかどうか、ちょっとその点をお願いします。

○市民課長（後藤洋子君） お答えいたします。

戸籍事務は、国の関与を受けまして、全国一律に取り扱うことが必要とされる法廷受託事務でございます。本市といたしましては、大多数を占める善良な市民の利便を損ねることのないように、また提示拒否者や使者、郵送の取り扱い、さらに事務効率や実効性につきましても検討する必要があると考えております。

法務省は、本人から知らない間に戸籍届が出された場合は、被害者対策として、訂正の痕跡を残さずに戸籍を復元できるよう、戸籍法の検討を始めたとお聞きいたしております。

また、全国の戸籍事務協議会におきましても、現在論議されているところでございます。私どもといたしましては、法務省民事局の指示、回答及び戸籍事務協議会の決議等を尊重しながら対策したいと考えております。

○十番（田中祐二君） これで終わります。ありがとうございました。

○二十三番（岩男三男君）（「頑張れ」と呼ぶ者あり）激励ありがとうございます。昨日からきょうにかけて、格調高い議論が続いています。私は、さわやかに質問をしてみたいと思います。

最初に教育行政。学校施設及び通学路の安全性と奨学金制度について、まずお尋ねしてみたいと思います。

東海地震、あるいは別府市においては扇山を中心に群発地震が相次ぎ、阪神・淡路大震災以後、井上市長も防災訓練にかなりの力を入れていただいております。そうした中で小・中学校あるいは高校、こうした施設の耐震診断、安全性について、国もこの耐震診断を行った結果、大規模改造として補助金も出し、かなり改善が進んでいるようでありますけれども、現在、別府市において耐震診断を受けるべき対象校は何校あるのか。そしてまた、その耐震診断をすでに終わらせて、耐震構造に切りかえ大規

模改造を行った学校は、小・中学校でどのようになっているのか、お知らせください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今言われました文部科学省の関係で、七月末に調査が来ております。これによりますと、二階建て以上、延べ床面積二百平米を超える非木造の建物、これが対象となっております。別府市の場合、幼稚園で三棟、それから小学校で三十九棟、中学校で二十一棟、高校で五棟の合わせて六十八棟が対象となっております。このうち校舎に限って言いますと、耐震診断が終わっているもの、これにつきましては、小学校で十五棟、それから中学校で十一棟、合計二十六棟となっております。校舎の分につきましては、全部で四十棟が対象となっておりますので、率にいたしますと、小学校で五八％、中学校で七九％、それから全体では六五％となっております。

それと、実際の耐震化の工事が終わっているものとしましては、平成八年度から耐震の補強を行っております。実施の状況につきましては、小学校で六棟、それから中学校で四棟の十棟が現在耐震補強を終わっております。率にしまして二五％の実施率となっております。

○二十三番（岩男三男君） 現在、耐震補強が行われているのは二五％ということですが、市長、東海地震等でかなりテレビでも大々的に報道されましたけれども、決してこれは東海地方だけではなくして、別府市においても十分心しなければならないところですし、また学校は、災害の場合の避難所にもなっております。小・中学校、年に一枚ずつ大規模改造を行っておるようにありますけれども、できればこうしたペースをもう少し早めることができないか。そして、安全性を高めるように努力をしていただきたい。このことは強く教育長にも要望しておきます。また後で答弁があれば、してください。

それから、こうした学校施設内の安全性、さらには通学途上における、登下校時における安全性、これに対しましては、かつて池田小学校の生々しい事件が、いまだに記憶に新しいところですが、こうした変質者等に対する通学途上、そして学校内の安全性について、教育委員会としてはどのような取り組みをなされているのか、お知らせください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

通学路の安全確保のためにでございますが、ただいま議員さんが申されました池田小学校の事件、それからその前には、平成九年には神戸で殺傷事件が起きています。子供連絡所というのがございまして、子供連絡所につきましては、防犯協会や警察の指導で設置されました。その後、設置されたのですが、お店をおやめになったり、一般家庭が引っ越しをしたりして空き家になっている場合があるとお聞きしています。

この子供連絡所の整備につきましては、昨年度から警察から自治会を通しまして見直しが行われ、終了したとお聞きしています。

なお、各学校では、学校長がPTAや地域の会議や行事等の機会に、子供たちの安全確保への御協力をお願いしているところでございます。そのほか、校舎内にしましては、インターホンの設置等、安全確保のために努力しているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 私は、大平山小学校区内の竹の内町に住んでおりますけれども、この大平山小学校の校長先生、森田先生ですか、地域の役員会がある、このようなことを聞けばはせ参じて、ぜひ、子供が、見かけていたずらしていたら学校に知らせてほしい、また、安全に心がけてほしい。これは、大平山小学校のみならず各学校ともに努力をしていただいていると思います。また、警察におきましても、鉄輪交番所からこうした地域の運営委員会等に出席して、そして安全性に対して御協力をということで、学校、警察、地域が、今一体となって子供の安全のために取り組みをしているところでございますけれども、先般は鉄輪の交番所の後藤巡查部長が、竹の内公民館に来まして、そして、風呂ののぞきがあったということでパトロールを強化したところ、その後そのような傾向がなくなったということで、何かあったらお知らせ願いたいというような協力要請がありましたけれども、最近この市内の状況を見ますと、いろんな会社の倒産、不景気、もろもろの状況があると思うのですけれども、非常に空き家が目立つ。そして、その空き家で中学生や高校生が学校をサボリ、不純異性行為あるいはたばこ、シンナー等を吸い、非常に危険を感じるという声が、先般も寄せられております。こうした子供たちを見かけても、なかなか、注意をすると怖いというのが現状です。注意をしたためにナイフで刺されたり、逆に命に及ぼすようなことがある。そうした場合に警察の方に遠慮なく一〇番でもという声もありましたけれども、教育委員会としては、これらのいわば逆ギレの子供といえますか、このような子供たちに対する対策はどのようになされていますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘の逆ギレと申しますか、注意がなかなかしにくい子供たちの対応でございますが、基本的には、大人が気がつきましたら、すぐその場で注意していただければ幸いです。逆ギレなど心配がございましたら、警察の方に御連絡いただきたいと思いますし、また、その現場の様子を学校もしくは学校教育課、教育委員会の方に御連絡いただければ、学校で指導する態勢はできています。もし学校名や子供の名前がわかれば、個別にも指導をしたいと考えています。

○二十三番（岩男三男君） 地域と一体となって、こうした青少年の非行防止あるいは健全育成に取り組んでいるところでございますが、教育委員会としてもさらに各学

校と連携を深めてこうした安全教育に対して取り組みをしていただきたいと思います  
が、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） 御提言、ありがとうございます。中学校の校長会等あるいは生徒指導主事会あるいは小学校の生活指導主任会のあるたびに、今、学校教育課長が答弁したような内容については、逐次指導しているつもりでございます。これは、まだまだ指導しているといっても漏れもあろうかと思しますので、今後さらにこれを続けてまいりたいと思います。

○二十三番（岩男三男君） ぜひよろしくお願いします。

さて、次に移ります。奨学金制度についてお尋ねしますが、現在、別府市で奨学金制度はどのようになっているのか、まずその実態をお知らせください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

別府市の奨学金制度の実態につきまして、別府市の奨学金は、別府市奨学金に関する条例に基づきまして、学業、人物とも優秀で、経済的な理由によりまして就学が困難な生徒に対しまして資金の贈与または貸与を実施しているところでございます。ことし二月に実施されました選考委員会を経まして認定されました高校奨学生は新たに六十九名ということで、高校一年生から三年生を合わせますと百九十一名になっております。また大学奨学生でございますが、各学年一名に貸与しているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） その奨学金の中に入学金等は含まれておりますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

入学資金等は、含まれていません。

○二十三番（岩男三男君） 今、国においてもそうした奨学金制度の充実ということであるような動きがありますけれども、ぜひ今後、高校あるいは専門学校こうした奨学金制度のさらなる充実と、それから入学金においても奨学金が貸与できるように、教育委員会としても何らかの働きかけをしていただきたいと思います。

少し関連がありますので、ここで留学生に対してもちょっとお尋ねしておきたいと思うのですが、留学生に対するこうした支援というものはどのようになっているのか、教えてください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

別府市では、姉妹・友好都市との交流事業の一環といたしまして、姉妹・友好都市の大学または専門学校に語学留学いたします学生に対しまして、私費留学派遣事業を実施してございます。この事業は、姉妹都市・友好都市の烟台市、ロトルア市、パース市の指定校に一年間留学する学生に対しまして、一回限りでございますが助成金の

三万円を支給しております。参考までに平成十三年度の実績は、烟台市へ三名、ロトルア市へ四名、パース市へ五名派遣をしております。平成十四年度は、烟台市へ二名、ロトルア市へ三名、パース市へ一名派遣をしております。

○二十三番（岩男三男君） こうした留学生に対する支援事業、助成金、これは今言われた姉妹都市にはありますけれども、姉妹都市以外の海外に留学しようとする場合に、何らの支援策がないのですが、これから未来を担う子供たちがこうした姉妹都市以外に行くときも、今後こうした留学生に対する支援対策、奨学金制度を考える時期が来ているのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えですか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

姉妹・友好都市への留学生の助成金は、都市間交流の推進と語学教育の推進という目的から、相手都市の受け入れ態勢や環境が整備されております。このことから別府市からの派遣事業として実施をしているところでございます。別府市から外国へ留学する学生への助成金につきましては、留学後の生活状況の把握や留学目的の達成、中途退学や外国の受け入れ態勢など、国情によりまして事情の違いもございまして。留学後の実態把握が非常に困難ではございますが、外国へ留学する学生につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） 市長、今の課長の答弁では、今後そうした姉妹都市以外にも検討するということですが、またこの件についてもぜひ国際化、そして別府市にきている海外のAPUあるいは別府大学等の留学生に対して県も市も補助金を出しているわけですから、こうした海外に今後学びに行こうという子供たちに対して、これからの若者たちを国際化のそうした育成という意味でもぜひ、ただ単なる言葉だけではなくして、前向きに取り組みを要請しておきます。この件については、また後刻といたしますか、さらにどのように進展したかは、次の議会でお伺いしてまいりたいと思います。

次に、庁舎管理と福祉行政について。障害を持つ人が安心して住めるまちづくり、老人ホーム入居に対する市の対応、庁舎管理と服務規程について通告をいたしております。

最初に、障害を持つ人が安心して住めるまちづくりということでお伺いをしてまいりたいと思うのですが、まず、その前に、先般、市長も出席していただきまして、私ども公明党の女性局といたしまして、社会福祉協議会に車いすを十台贈らせていただきました。わずかですけれども、七年間で合計四十五台の車いすを贈らせてもらうことができました。高齢者や障害者が安心して生活できるようにと、わずかな支えですが、今後も続けてまいりたいと思います。

さて、そうした中で障害を持つ人が安心して住めるまちづくりということで一点。それなりにあなた方は十分御検討をされて工事をされたと思うのですが、障害福祉課にお尋ねしましたところ、駅裏通り、青山通りですか、この改善に対してバリアフリーを導入して車いす等も十分通れるようにしていますけれども、障害福祉課とも何か連携をとりながら工事を進めているのですか、と聞きましたら、そういう連絡はありませんでした、ということでした。ぜひこうした事業をするときは、障害福祉課あるいは障害者団体とも協議をしながら、後々に「こうしてもらいたかった」ということのないように、今回の場合は十分であったかもわかりませんが、これは要請をしておきます。

さて、そうした中で先般の合同新聞に載っていましたが、「体育館一万円セール」という、こういう新聞が見出しで出ていますけれども、別府市の障害者福祉センターですか、この福祉センターについて今までも質問をしてまいりましたが、特に福祉センターの卓球をやっている部分はコンクリートで床が張られているので、転倒等をしたときに困るということで、ここに板張りをしてほしいということで要望しましたが、全体的な改造の折にということで答弁がありました。その後、何らかの進展がなされたのか。それからまた障害者体育館は、別府市の障害者体育館、いわゆる一万円セール、これに対してこの別府市は対象となるのか。県下で二カ所というような記事になっていましたけれども、別府市のこの障害者体育館はどのようになるのか、教えてください。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

先ほど、別府駅裏の道路工事ということでございますが、障害福祉課や身体障害者団体が、土木課と協議をしておるということでございます。

身体障害者福祉センターでございますが、御承知のように昭和五十年からということで供用開始いたしております。二十七年経過して古くなって、雨漏りなどの小修繕はその都度行っております。

身体障害者の床は板張りでございますが、福祉ホームの方はコンクリートの上にノンスリップの防じん舗装をしているという床でございます。床張りになりますと、大規模改修工事となりますので、現時点では大規模改修工事は予定してはございませんが、今後、全体的な改修工事を計画する中で検討していきたいと思っております。

また、身体障害者体育館の方でございますが、雇用能力開発機構の方から打診を受けておりますので、金額的には消費税込みの一万五百円という提示でございます。これは引き取る方向で検討させていただいております。

○二十三番（岩男三男君） 一万五百円で引き取るその建物は、大体金額にしたらど

れぐらいの価値があるとお考えですか。算定したことがございますか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 私の方に提示された鑑定費用でございますが、百万以上一千万未満という鑑定評価になっておるといふことでございます。

○二十三番（岩男三男君） 通告していませんでしたから少し意地悪な質問になったかと思いますが、もしこれを新築するとすれば、相当な費用もかかるといふ思ふけれども、しかし、後々管理をしていく上においてもまた、経費がかかるために一万円で別府市にということですので、このところは別府市としては、受け取った方が価値があるという判断をされたのだと思ふ思ふので、これが有効利用できるようにしていただきたいと思ふ思ふ。

次に、老人ホーム入居に対する市の対応ということでは通告をしておりますが、これは一言苦言といひますか、今まで特養老人ホームにつきましては、別府市が受け付けをして順番等を決めていたわけではすけれども、これが市民がそういうつもりで来まして、老人福祉課へ行きますと、「それは介護保険の方です」といふ。介護保険に行くと、「いやいや、各老人ホームです」。こうした件については、きちっと市民に徹底をしてもらいたい。もう病院も三カ月で出ていかなければいかん。本当に困り果てて市に来ると、その対応が非常に、機構の変更になったことを知らない市民が余りにも多い。こうした点については十分注意をしていただきたい。これは一言要望だけをしておきます。

次に、庁舎管理とサービス規程についてですが、この件につきましては、私も今までの質問をしてまいりまして、職員のマナーアップといひますか、電話の対応等非常によくなった。これは、私のみならず市民の皆さんもそのように実感していると思ふ思ふ。そうした中で職員の制服、これはどのようになっているのか。ある市に行きましたところ、夏の制服の支給がありませんといふことで、男性は首からプレートを下げて、名前をきちっと来庁者がわかるようにしています。

そこで、大変に尊敬する職員課長、あなたはそれなりにこの胸章。来たお客様を温かく迎えるために職員の胸章が今どのようになっているのか、今後どのようにするのか、内部で十分検討されていると思ふ思ふますが、どのように検討されているかお知らせください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず被服の関係でございますけれども、これは被服貸与規程に基づきまして、男性職員につきましては、平成四年にブレザーを支給している状況でございます。また、女性職員には三年置きに夏・冬の事務服を新たに貸与してきまして、現場の職員には作業着などを三年置きに貸与しているという状況でございます。

ただいま、議員御指摘の胸章の件でございますが、胸章の件につきましては、別府市の職員の服務規程の第十一条に掲載してございます。条文につきましては、「職員は、市民に対し親しみと利便を与え、かつ職員間の融和を図るため、勤務中常に胸章を左の胸につけなければならない」というような規程がございます。現実的にこの胸章につきましては、私ども職員のマナーアップ推進委員会あるいは担当所属長等に対しましてもお願いをしている状況でございます。

この胸章につきましては、今、議員御指摘のように、私どもも他都市を一度調査をいたしました。これは埼玉県のある都市でございますけれども、その都市におきましては、平成十三年八月に、職員の手づくりで大きく見やすく、それからわかりやすくするというようなデザインをもちまして、新たな名札を作成したというふうに聞いてございます。このつくった理由でございますけれども、これは一点目に、高齢化それから国際化など多様化する市民層に対応できることと、それから接遇、窓口サービスの向上を図る、それから職員の責任と自覚を図る、そしてさらに市のイメージアップを図る、そして最終的には職員としての身分の証明とセキュリティーの確保というようなことの中で、新たな名札をつくられたようでございます。この名札の中身につきましては、氏名につきましては平仮名で、それから漢字、ローマ字で表記いたしまして、その中に所属名とカラーの顔写真を掲載し、それからつり下げ式のホルダーに入れて着用しているというような状況を、その市に私どもも早速聞いたところでございます。

この結果、別府市におきましても、情報推進課を担当窓口といたします別府市のIT推進化計画におきます職員のICカードの導入などを含めまして、前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。どうもありがとうございます。

○二十三番（岩男三男君） すばらしい課長の答弁が返ってきました。本当は私が一番言いたいところなのですが、あなた方が協議をしているということですから、あえて議会から指摘される前に職員課を中心に検討しているということですから、その丸いこの分ももう、ちょっと時代おくれかなと。先進であるかもわかりませんが、今言われたように「いわお」と平仮名で、年寄りが……高齢者、「年寄り」と言ったら別に差別言葉ではありません、高齢者が見てもわかるように大きく文字を書いている市がふえてきています。今、職員課長の答弁にありましたけれども、そうしたマナーアップ、取り組んでいる市としまして、一日も早く導入できるように期待をしておきます。その時期については、またお伺いしましょう。

さて、次に観光及び商工行政について、食品の安全性確保と品質表示について、観光客誘致に対する取り組みについてということで通告しております。

この食品の安全性確保につきましては、さきの議会で七番議員さんでしたか、取り上げたのは。取り上げて、別府の食品は安心であると言えるようなそういう体制をつくってほしいということが議会で指摘されておりますけれども、まさに今、何を信じていいかわからない、そのような時代になっております。こうした中で食品の安全性確保、これに向けて、何か言うと「それは県です」とかいう体制がある、もう一つ問題点がありますけれども、ぜひ道の駅、これは別府にはありませんけれども、安心院とか、あるいは院内の方に行きますと、野菜や果物にしても生産者の名前がきちっと書かれています。そこまですべてがいくかわかりませんが、市当局としては、この食の安全性確保についてどのようなお考えをお持ちですか、お聞かせください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、食品の表示につきましては、国の所管事項となっております、主に厚生労働省と農林水産省が所管しております。法律としましては、衛生上の危害発生を防止するための食品衛生法、栄養成分を表示するための栄養改善法、適正な計量の確保のための計量法、品質補償のためのJAS法などがあり、それぞれの法律に従って国が各企業に対し食品表示の指導・管理を行っております。県の段階におきましては、食品衛生法に基づきまして、それぞれの保健所が各小売店に対しまして賞味期限またアレルギーの表示などにつきまして、立入調査を実施いたしております。

別府市としましては、食品表示につきまして、直接にこれを取り締まる権限というものを持っておりませんが、別府市消費生活モニター制度を利用しまして、各小売店に対し抜き打ち調査を実施し、数量さらに製造年月日の品質表示につきまして誤りがないか調査をしております。今後とも農林水産省技術センター等とか大分県消費生活センターと連携しながら、消費者に信頼される食品表示について努力していききたいと思います。

○二十三番（岩男三男君） 答弁になっているか、漠然とした答弁か、よく理解できない部分もありますけれども、やはり観光都市別府ですので、この食品の安全性については、七番議員も指摘しましたけれども、特に心を配っていただけるように強く要望しておきます。

次に、観光誘致に対する取り組みにつきましては、私は観光経済委員長でありますので、この際、この件については、また委員会等で指摘をしていきたいと思っておりますけれども、ただ一点、別府市の浴衣展というのがありましたけれども、留学生を中心に非常に熱心に取り組んでいただきまして、また薬師祭りの折には、非常に世界の味が楽しめる異文化レストランということで、担当の中野補佐初め職員の皆さんが一生懸命三日間、休みも返上してお取り組みをいただきまして、大変に好評であったようで

す。ぜひこうした事業、一年で終わるのでなくして、継続をしていただきたい、このことを強く要望しておきます。三浦助役も激励に来ていただいたそうで、報告が私のもとにありました。別に来ない人を言っているわけではありませんので。

さて、最後に建設行政について質問通告をしております。

市営住宅管理及び手すりの設置について。この件につきましては、前の議会でも要望しまして、三年計画で手すりを設置するということでしたけれども、市長、五階建て等の人が手すりをつけてもらったところが、大変に喜んでいます。ぜひ、三年計画といたしますけれども、でき得ればもう少し予算をふやして、五階部分のところぐらい早目につけるように、あえてこの部分については前回、三年計画ということでお聞きしていますので、でき得ればもう少し予算を、十二月予算でもふやして手すりの設置を少し早めていただくように。この市営住宅には妊婦の方もいます、高齢者もいます、小さな子供もいます。バリアフリーを実現する意味におきましても、市長の言う緊急性あるいは安全性、そうした部分を考えると、この五階まで上がるというのは、一日一回上がって終わりならばいいですけども、一日何回も、忘れ物をした、そうすれば、また上がらなければいけない。こうした人たち、四階の人も三階の人もそうですけれども、でき得れば今年度中に五階が設置できればいいな。これは私の強い要望ですけれども、あえて今回は答弁は求めませんけれども、心していただきたいと思えます。

それから、そのほか階段周りの塗装とかあるいは畳、あるいは住んだままの状態です。流し台、あるいは電圧の問題、駐車場の問題等、市営住宅に住んでいる方々は、いろんな不便をかこっておりますけれども、少しずつではあるけれども、改善されていっています。こうしたことも十分留意していただきたい、このことを要望しておきます。

さて、市道及び公園の管理と防災対策についてでありますけれども、この件につきましては、防災対策、各危険箇所を調査していただいて、かなり工事が進展しているようであります。土木課長、今、防災対策としてどのような事業をなされているのか、後でお知らせください。

それから公園緑地課長におきましては、先般、別府公園に行った人がいるのです。そのときにどういうグループが行ったかということ、かなり高齢者ですが、絵をかきに行ったというのですね。四十名ぐらいで行った。突然雷が鳴り夕立が来たというのですね。避難する場所がない。やっと見つけたところがトイレだけ。ここは、もちろん南立石公園その他もありますけれども、別府公園は別府市の災害の場合の避難場所。そして、いろんなイベントのときにテントを張って設営をしておりますが、こうした、場所によってはテントのかわりになるような一時一屋根だけあればいいのですけれ

ども――避難できるようなそうしたシェルターというほどでもないけれども、そうしたものが設置できないだろうかという市民の要望があります。この点についていかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

危険箇所の防災工事ということでございますが、現在、別府市には急傾斜地、崩落危険箇所が約八十一カ所ございます。また、それを危険区域と設定いたしまして、危険度ランクによりまして防災工事を行っているところでございますが、現在、県土木によりまして、二十二カ所が完了しているとなっております。また、現在施行している地域は実相寺地区、これは実相寺山の北側になります。また麻生岳地区、これは内蔵の真徳寺の裏あたりであります。また峯地区といたしまして、山家の十三組地区の裏手を現在施行中でございます。また県の振興局の事業によりまして、東山の御嶽権現の下の落石防止工事、これを平成十二年度から今年度で施行完了ということで、今、県土木また県振興局によりまして四カ所の防災工事を施行中でございます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほど議員御指摘のように、現在、別府公園の中には雨が降ったときなどに避難できる場所といたしまして、トイレが二カ所と、それから完全に雨よけとはまいませんけれども、藤棚の一カ所しかございません。御存じのように別府公園は、自然を生かした公園ということで、なるべく構造物をつくらないように心がけてまいりましたけれども、御利用されている皆様方に大変御不便をおかけしているということですので、十分検討させていただきたいと思っております。

○二十三番（岩男三男君） 市長、この別府公園内については、ぜひ後で答弁をまとめて。総括的になずっと質問をしましたがけれども、お願いします。

さて、市道の管理ということで、市道に掲示している、特にガードレール、ガードパイプレール等にサラ金等の悪質な広告物が至るところに取りつけられております。先般、私が議会で指摘しましたところ、かなりの部分で撤去が進んでいます。これは県がしたのかなと思ったら、別府市の土木の方でこうした撤去に対して、県の了解をとって行ったということですが、さらにまた、これが雨後のタケノコではありませんけれども、次々に張られてもう景観が見苦しい。先般、福岡に行きましたら、別府市に今ついているのは、ほとんどひもでくくりつける、ごく素早くできるような方法で、ぱっとつけて、ぱっと逃げられるというような方法になっておりますけれども、福岡の方は、ガードレールにそれこそそのりでべったり張りつけている。これをはがすには大変な労力が要る。もしはがしても、また塗装しなければならない。こうしたことで撤去等については、もちろん県ということとは十分承知しておりますけれども、たばこの

ポイ捨て条例等もあるわけですから、別府市においても罰則、こうしたものをつくり、また県とも協議して、こうした違法ポスターあるいは違法立て看板等に対して厳しく罰則規定ができないかどうか、その点について当局の考えをお伺いします。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

まず、この屋外広告物でございますが、これは先ほど議員が言われましたように、大分県屋外広告物条例に基づき知事の許可を受けなければならないということになっております。今、市街地ではらんしてあります無許可の違反屋外広告物の除去は、現在は許可権者であります知事が、条例に基づいて撤去する。また、それに違反した者は罰則にするという規定になっております。私どもも、別府市内の違反広告物につきましては、別府土木また警察署、別府市、九州電力などで合同により年三、四回、全市一斉に除去しているところでございます。

また、独自に別府市といたしまして、その合同による除去以外に随時除去願を別府土木の方にお願いいたしまして申請し、許可をいただいております取り除いているのが現状でございますが、何せすぐ張れるということでイタチごっこが現状でございます。市で条例、罰則規定等できないかということでございますが、これは県条例などを踏まえまして、我々は研究していかなければならない課題と思っております。

また先般、別府警察署の生活安全課の方に出向きまして、この実情を協議しました。警察の方では、それは管理者が取り除くことであるというようなことではございましたが、別府署内の会議におきまして署長さんが、違反広告物が目に余るので、違反者の検挙ができるように調査をするように署の課長に指示したということをお伺いしておりますので、私ども、心強く思っているような現状でございます。

○二十三番（岩男三男君） この件についてもう少し触れますけれども、ちょっと市長に資料を、議長。

○副議長（佐藤博章君） どうぞ。

○二十三番（岩男三男君） 事務局の職員、お渡しください。

今、土木課長の力強い答弁を聞きましたけれども、警察がそうした対応をしていたければ大変ありがたいことですが、市もただ単に警察とか県任せではなくして、たばこのポイ捨て条例とかそういうことができるわけですから、ぜひ。これがこのまま進んでいくと、先ほど言いましたように、莫大な別府市が出費をしなければならぬ。ガードレールにのりべったり張られたらどうなるのかという問題が起きてきます。

さて、今、市長にお渡しした資料は、これは関の江の十号線の北の入り口。あの関の江の海水浴場のちょっと別府寄りの海岸線沿いの、十号線に放置されました不法投

棄車両。もう見るも無惨です。この件について地元の町内の方々が、何度も警察や市に要望するけれども一向に進展しない。隣の二十二番議員に聞きましたら、ずっと前からだと。そして、この中に人が住んでいた時期もあるのだということで、別府市条例、別府市の市民憲章からしても、「美しいまちをつくりましょう。きれいなまちをつくりましょう。」ということですがけれども、この北の玄関口、こうしたものを放置したままになって、一体当局は何をしているのか。

そしてまた、扇山の自衛隊の下の、やはりやまなみハイウェイの一部にも放置車両が目立ってきています。こうした問題に対して、あなた方は、観光都市としていち早く取り組みをしなければならないのに、議会でこうして指摘されるまでなぜ取り組みができなかったのか。このことに対して当局としてはどのように掌握し、今後どうしようとしているのか、お答えください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

関の江の国道十号線沿いに隣接します駐車場につきましては、別府市の環境美化条例で北の玄関口の一部として指定した地域でございます。この地域の放置車両につきましては、条例の対象とはなっておりませんが、美観上好ましくございませんので、この駐車場を管理しております国土交通省九州地方整備局の大分工事事務所の大分維持事務所の方に対しまして、地域指定以来、再三にわたって撤去方についてお願いしてまいったところでございますが、手続きのおくれから撤去されてないのが現状でございます。ところが、撤去されるどころか、ごみのごみを呼ぶといったような状況で、放置車両の台数もふえてくるような状況でございますので、先だって、国土交通省の九州整備事務所の大分工事事務所の道路課の方に対しまして、維持事務所とあわせて撤去方についてお願いしたところでございます。そうしたところ、現在、別府警察署と協議をして早急に片づけをするように手配をしているということでございます。また、あそこに関係します皆様方とも協議をいたしまして、きれいになるよう整備もあわせてやりたいという回答をいただいたところでございます。そういう状況から、今年度中にはきれいに撤去されるものではないかというふうに考えておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと考えております。

それともう一点。自衛隊の前の県道に隣接します駐車場と申しますか、路側帯と申しますか、車をとめている部分でございますが、あそこも環境美化条例の西の玄関口の一部として指定した地域でございますので、この地域につきましては、県の別府土木事務所の方が所管しておりますので、再三にわたり撤去方についてお願いしたところでございます。あそこの駐車場につきましては、放置車両を二、三度にわたって片づけてはいただいたのですが、また新たに放置車両が発生するというような状況でござ

ざいます。抜本的な対策については、現在のところ難しいようでございますが、今後とも撤去方につきましては、別府土木事務所の方をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） 私が、きょうここで初めて指摘する問題ではない。他の議員もあるいは地元の皆さんも、三年も四年も前から「何とかしてほしい」、こういう強い要望がなされながら、いまだに放置されている。あそこの関の江海岸は、唯一自然のまま残された海岸。そこにあの車の油とか、あるいは腐敗した雨ざらしの雨水が流れ込み、海をも汚しているのではないですか。こうした問題に対して、あなた方の取り組み。四枚目の写真をあえて私が市長のもとにお届けしましたけれども、あれはちょうど別府警察署からナフコの裏、海岸線。あそこは不法駐車が多く、潮水で腐った車両で余りにもみっともないということで指摘をしてきました。これが都市計画課と土木課の努力によって県に強く申し入れをして、あそこに車がとめられないようになって、あの海岸線はきれいになった。また、あの地域はテトラポットが見えないような海岸線として整備をしていくと、このように聞いておりますけれども、この特に十号線、普通の乗用車で見えないけれども、バスから見たら、「何ですか、あれは」。別府に入ってきた人たちは、一様に驚く。私もたまたまこの間、バスで空港の方から帰ってくるとき、途中で見ました。他の議員さんもいましたけれども、余りにもひどいではないか。これらに対してあなた方の取り組む姿勢。今年度中などという弱い姿勢ではなくして、一日も早く撤去できるように最大限の努力を強く要望しておきます。

最後に市長、総括して、今まで何点か質問しましたけれども、この件だけではなくして、答弁をお願いします。担当部長で答弁があるなら、してください。

○生活環境部長（井上泰行君） 議員御指摘の関の江海岸の問題であります。この放置された状況が相当長い期間続いているということは、十分私の方としても承知しております。そうした中で……（発言する者あり）それで、その撤去方につきましては、議会の中でも指摘を受けましたし、議員からも直接そういうお話を聞いております。また、地元自治会の方からも撤去方について強く申し入れを受けた状況があります。先ほど課長から答弁をさせていただきましたが、この撤去方につきましては、国土交通省九州地方整備局大分工事事務所の所長に直接会うように面会の申し入れをし、所長には会えませんでした。副所長にお会いしまして、維持事務所長とともに協議をして、現場写真を見せ、その内容について実情を申し上げました。そうした中、警察の方とタイアップする形の中で国土交通省としましても、早急に片づけていただく取り組みをしていただけないかというお話になっておりますので、私の方としましても、その実現方に向けて最大限努力したいと思っております。また、片づいた後につきましては、地

元の御理解をいただく中で駐車場のその辺の、何と申しますか、後の管理と申しますか、それから夏の期間は、当然あそこは関の江海水浴場ですので、駐車場を利用する方もいらっしゃると思いますが、期間を限定する形の開放がいいのか、その辺は地元の皆さんと協議をしながら、あそこの管理については万全を期していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○市長（井上信幸君） 二十三番議員さんの先ほどの御要望につきましては、私どもも御無理ごもつともだと。いわば私が常に申し上げます、まず緊急性、安全性、この基準に従ってやはり早くすべきだと。したがって、緊急性のあるところは緊急性のあるように前向きにやってみりたい、このように思います。

また今の道路管理の問題ですが、非常に私も残念に思います。先ほど御指摘の警察署の裏からのケ浜海岸につきましては、一応一掃して片づいたわけでございますけれども、また新たに二カ所で発生しているということにつきましては、早急に申し入れをし、担当助役から国の方と県の方に、また広告物につきましても、観光都市として余りにも見苦しい面がございますので、これにつきましても一緒に担当助役から申し入れをさせていただきました。また、それでも聞かない場合は、私が直接乗り込んでまいりたい、このように思います。どうぞよろしくお願いします。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。ぜひ観光都市としてふさわしい、そうした状況が発生した場合は、直ちに行かないと、先ほど答弁で人ごとのような、「ごみがごみを呼ぶ」、何を言っている。いつまでも放置しているからそういう事態が起きるわけですから、こうした事態が発生しないように。そして、今ある部分については、早急に改善策を講じていただくよう強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○九番（堀本博行君） 「休憩をします」という言葉を期待していたのですが、「九番」という名前を呼ばれてしまいまして、非常に中途半端な時間ではございますが、時間まで進めていきたいと思っております。

通告に従いまして、順次質問をしてまいりたいと思っておりますが、初めに障害者の支援費制度について質問をしてまいりたいと思っております。

これは、六月議会でも幾つか確認を込めて質問をさせていただきましたが、いわゆる障害者の方々が、この十月一日から、措置制度から契約に移行するというふうな形のものでありますけれども、六月議会でいろいろ確認をさせていただきました。その後、いろいろな形のもので県の方から、国・県を通じてどのような進捗状況になっているのか、お答えをまずいただきたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

六月議会に御質問をいただきましたが、その後、六月議会以後でございますが、支援費制度の説明会が引き続き開催されております。支援費制度の内容や行政手続き、法の解釈等につきましてでございます。居宅生活支援基準及び居宅支援の利用者負担基準、施設訓練等支援費基準、施設支援の利用者負担基準などがございますが、具体的な数値は、現時点では示されておられません。この九月二十日に支援費制度の説明会がまたございますので、今後の見通しや指針、基準等につきまして、新たな数値が示されてくるのではないかと考えております。

支給申請の受け付け及び支給決定開始でございますが、第三・四半期に行うこととされておりますので、申請の受け付けを第三・四半期から予定いたしております。

また、支援費基準の施行前準備といたしまして、関係法令に基づきまして市町村が行う事項につきましては、規則等を定めるなどの業務がございますので、そのことを行ってまいります。

それから、三・四半期から実際の支援費の申請受付業務というものが始まってまいりますので、頑張っております。

○九番（堀本博行君） 頑張っていたきたいと思いますが、現実的に今も施設でサービスを受けている方々もいらっしゃいますし、その辺の切りかえとか、また、私も県の方に確認をいたしました。九月二十日に市町村の担当者会議がある。その中で細かい利用料の数値とか、その辺の金額が出てくるというふうなことも言っておりました。九月二十日の市町村の担当者会議を待たなければ細々としたところがわからないというふうなことでございましたけれども、実際的にはもう十月から切りかえが始まっていくわけでありまして。障害者の方々が不安に陥ることのないようにしっかりと進めていっていただきたいというふうに思っております。以上で終わります。

次に、別府市の市老連、老人クラブ連合会の件について若干触れさせていただきたいと思っております。

先般、私も市老連の幹部と申しますか、三役の方とちょっとお会いをしていろいろ世間話をする中でいろんな提言と申しますか、いろんな形でお話もいただきました。大変知識をお持ちの団体だなというふうにも感じております。その中でその方がおっしゃっておりました。人生というのは三段階に分かれるのだ。第一の人生というのが、生まれてから家庭を持つまでだ。第二の人生というのが、結婚して、それから子供がひとり立ちをして巣立っていくまでだ。第三の人生というのは、健在であれば夫婦二人で、退職をして老後を迎えて死ぬまでというふうな第三の人生がある。この三つに大きく分かれるのだというお話をいただきました。「そうですね」と。二時間ばかりお話を聞かせていただきましたが、その中で、いわゆるそういう退職をして、さあ今

から何をするかというふうなところで、しっかりとした受け皿になっていくのが、この私たちの老人クラブ連合会なのだというふうにおっしゃってありました。実際、戦後の時代を生き抜いてこられた非常に人生の達人の皆さん方の集まりだ。知識の集積の団体でもあるし、知的財産の宝庫なのだという、非常に力強いパワーがあるなど、そういう感じを持ってありました。

全国に老人クラブの老人会の方々が八百八十万人おる。別府は七千人弱というふうなお話をいただきましたけれども、特に先ほども申しましたけれども、要するに退職をして、これから何をするかといったときに、大体孤独感に陥って、毎日毎日職場に出勤していたのが、退職をして、ある日突然、あしたからもう会社に行かなくていいという、非常にこう……、まあ私なんかはまだ実感はないのですが、百八十度人生が変わっていく。その中ですることがないということになると、今度は家に引きこもってしまうというふうなことになっていく。そういうことをさせないためにも、この老人クラブの活性化というのは非常に大事なのだというふうにおっしゃってありました。

その中でいろいろ問題提起もいただいたのですが、まず別府市の老人クラブの会員数それと加入率、別府市の。それと大分県下の十一市の加入率、これを教えていただけますか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

老人クラブの加入につきましては、六十歳以上ということになっておりますので、それでお答えさせていただきます。別府市につきましては、四月一日現在、男性一万五千八十五人で、女性二万三千三十人の合計三万八千百十五人となっております。そのうち老人クラブの加入者は六千七百十九人の百二十三団体で今成り立っております。加入率といたしましては、一七・六％となっております。

また、県内各市の老人クラブの加入率でございますが、ちなみに大分市は二三・六％、中津市は三六・九％、それから佐伯市は一九・四％など、そういうふうな各市の状況でございますが、平均をいたしますと、十一市で二八・八％というふうになっております。

○九番（堀本博行君） 今お答えをいただきましたけれども、大体一七・六％の別府市の加入率。ほかの別府以外の平均が二八・八というふうなお話をいただきました。大体一〇％強やっぱり低いですね、別府市は。これは一つの、別府市の中でも、任意の団体の中で一番大きな団体ですね、これ。その加入率は一七・六％というふうなこととありますけれども、大体六千七百名という大きな団体の非常にパワーのある団体でありますけれども、その中で別府の一番、市老連の会長さんとか事務局長さんとか一番困っているのはやっぱり拠点なのですね。自分たちの、例えばほかの市なんかの

場合は、社協の一部に事務局があるとかというふうなことなのですけれども、ほかの十一市、またこれは十一市のことなのですけれども、十一市で事務局が設置をされている市はどういうふうに、ほかの十一市はどうなっていますか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

十一市の状況でございますが、社会福祉協議会や老人福祉センターなど公的な館に入っているところが八カ所、それからあと、事務局長さん個人の自宅となっているところが三カ所、そのようになっています。

○九番（堀本博行君） ほとんどの市が事務局を設置して活動をやっているという状況です。特に日田市なんかの場合は、社会福祉会館かな、何かその一角に入って活発に活動している。だから、日田市なんかの場合は、非常に加入率も高いですね。やっぱり何をやるにしても、例えばポスター一つ書くにしても、横断幕をつくるにしても、細かい作業をするにしても、今、別府の場合は事務局長さんの家でやっている。手間がかかる場合は分散をしてやっているというふうな形であります。これはもう市長はよく存じ上げていると思います。「市長にもちゃんとお願いをしております」と言っていました。何とかこれ、そういう事務局を設置して、老人会という大きなパワーをやっぱり思う存分發揮をさせてあげたいなというふうな思いに、私はそういうふうに感じました。そういう方向で検討していただけるかどうか。はい、答弁をお願いします。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

常に高齢者の先頭に立ち頑張っていることは承知しておりますし、クラブ事業についても、我々行政としても後押しをしています。事務局の設置の件につきましては、今後、市老連の執行部などと十分協議して前向きに検討したいと考えております。

○市長（井上信幸君） 今の事務所の設置につきましては、つい三カ月ほど前にお聞きしまして、そのままでは各会長さんの自宅が事務局長さんの自宅で事務局として扱っていたと。過去、別府市の流れの場合は、ほとんどの団体がそうではなかったかな。一つ、上田の湯に福祉会館ができましたけれども、福祉団体ですらあそこを完全に活用できないというスペースだったと。また、そのほかの団体、教育関係の団体、それから芸術や文化に携わる方々の団体、こういう方々も事務所が欲しいなど。また、スポーツクラブを持っている団体、こういう方々も何とかそういう拠点になるところが欲しいのだからという意見がどんどん出てきております。また、私どもの方に直接陳情も受けた団体もありますので、本会議、ここの会議でも何度か、私は以前にも言いましたけれども、総合的な全体の交流会館、これをやはりもう建設すべき時代になったな。そして、あらゆる団体がそこで一つの館の中でお互いに連携をとりながら、会

議もそこでできる、また大きな四、五百名ぐらいの大会や総会もそこでできる、こういうものをつくったらいかなかなという基本的な御意見もいただきながら、前向きに今後検討していかなければならない大きな課題だと思いますので、もう少々時間をいただきまして、それぞれの各種団体の方々の御意見もお聞きしたい。前向きに検討させていただきたい、このように思います。

○九番（堀本博行君） そのように「市長が、「もうちょっと待ってくれ。必ずつきます」というふうに言っておりました」と。よろしくお願ひしたいと思います。それでは次に、特別養護老人ホームの入所についてということで質問をさせていただきたいと思います。

市内の特養の入所待機者が、現時点で聞きますと四百名程度おります。介護保険の導入によって申し込みが容易になったことが一つの原因であろうかとは思いますが、一つは申し込み、いろんな人にお話を聞きますと、先を見越してとりあえず申し込んでおこうかという方々。例えばさっき言いましたけれども、この四百名というのはダブリを除いて四百名ぐらいということでありましてけれども、またもう一つは、先ほども言った重複。とりあえず申し込んでおきましょうというふうなところが、かなりの数があるのではないかというふうに伺っております。また、施設をふやせばそれにこしたことはないのですが、そう簡単にはこれはいきません。

そういった中で待機者の中には、さっき言った予約申し込みという人と、それで真に緊急性のある方々というのは千差万別あるのですね。その中で国の、課長なんか御存じだと思いますが、要介護度の程度や家族の介護力、そういったふうなものを総合的に判断をして、申し込みの順番ではなくて緊急性のある方々から入所をさせていくべきである、いかなくってはならないというふうな文言で国の方からおりてきておりますが、そういう運営基準の見直しといえますか、そういったふうなものがありませんが、別府市としてはどういう取り組みをされるおつもりですか。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○介護保険課長（杉田 浩君） 特別養護老人ホーム入所に対する国の改正内容とそれに伴う今後の対応について、お答えさせていただきます。

指定介護老人福祉施設、従来の特別養護老人ホームに対しまして厚生省は、本年八月七日に、必要性の高いものの優先的な入所に努めるよう義務づけることとされた内容で、施設の運営基準の一部改正の公布を行い、同日施行されたところでございます。

また、これらの運用に当たりましては、透明性及び公平性が求められるところから、特に入所希望者が多い特別養護老人ホームにつきましては、関係自治体と関係団体が協議し、入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当であるとも通知されたところでございます。

そういう中、その改正に伴う今後の対応につきましてですが、九月六日に早速、県の高齢者福祉課と県老人福祉協議会の特養部会が、この改正を受けまして今後の対応について協議を行ったことを聞いております。それによりますと、指針には、入所における透明かつ公平な運用を図る観点から、申し込み者の入所の必要性の高さを判断する基準及び入所を決定する際の手続き等の事項を織り込むこととなっていることから、その基準の判断方法としまして、介護の必要の程度と家族の状況等を点数制にしてはという声もあることを聞いております。

そこで、まず県内の県老人福祉協議会の六ブロックごとで協議した上で、地域性を勘案して原案を作成、その原案をそれぞれが県老人福祉協議会に持ち寄り、そこで集約したものを九月末までに県の高齢化福祉課に提出するというところでございます。それを受けまして県の方では、十月末までには県内統一の指針を作成し、その後、各施設に指針を示すということ聞いております。したがって、別府市内の各施設におきまして、十一月以降になると思われますが、その指針に沿った優先入所選考委員会を設置した上で、今回の改正に沿った入所決定が行われるものと思われます。また選考委員の構成に関しましても、施設長、介護支援専門員等施設職員に合わせ、当該施設の地域評議員や民生委員等外部の第三者委員などの参加も求められているわけで、そのことにつきましても公平な判断ができるものと思われます。

いずれにいたしましても、今回の改正で特養の待機者問題が解消するとは考えておりませんが、待機者の中で本当に入所が必要な人が優先入所できることは、施設サービス利用の適正化につながるわけでございますので、今後の施設等関係団体の取り組みに注目していきたいと考えております。

○九番（堀本博行君） 注目をしていきたいというよりも、積極的にかかわっていただきたいと思います。やっぱり市町村の担当者の方々のしっかりとしたかわりというものがなければ円滑にいきませんよ、というふうに出ていますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、朝見川河川敷の活用についてということでちょっと触れさせていただきたいと思います。

きのうも朝見川の件で永井議員の方が若干触れておりましたけれども、永井議員さんも私も浜脇の南部出身で、朝見川ではよく遊んだ、幼いころ、遊びの場であったと

ということもあります。私は浜脇の出身ですので、浜脇の方々からいろいろ相談を受けるのですが、その中で老人会の方々が、あの河川敷を年に何回か掃除をするのですね。それで、あそこに、河川敷におりるところを私もずっと見にいってきました。そうすると、これは見えるかどうかわかりませんが、河川敷にこういう金具とありますが、登っていくような、こういうのが何カ所かあるのです。それとか、自分でつくったような階段があります。とにかく高齢者の方々が上がりおりできるようなものではありません。まともな階段で上がりおりできるのは、浜脇中学校の前の一カ所だけ。あそこからみんなおりて、上に向かってずうっと河川敷を掃除していくのです。それで、朝見との高架線とありますが、あそこまでずうっと掃除をしていくのです。掃除が終わったら、上がる場所がないので、またずうっと戻ってくる。私、久しぶりにあの河川敷に下りて、浜脇の南小学校の裏からずうっと上がって行きました。どんどん上がってくると、結構歩けるのですね、あそこは。ずうっと上がって朝見神社の御幸橋、あれを越えてまだ上にどんどん歩きます。かなりの距離、もう「ふうっ」というくらい歩きました。それからまたずうっとバックしてくるのですけれども、まともにおりたり上がったりするようなところは一カ所もなかった。特に手づくりのはしごがかかっておったりというふうなところが何カ所かありました。その中で、あそこの河川敷をずうっと歩くと、特に浜脇小学校の前あたり。両面ともすごくスペースがあるのですね。ずうっと私も歩きましたけれども、私たちの昔のイメージの朝見川というよりも完璧に水路になっています。「朝見川水路」みたいな感覚で、自然も何もあったものではないという世界でありましたけれども、これは一つ考え方を、ちょっと角度を変えればウォーキングにすごくいいコースだなと私は思いました、歩いておって。あれを両脇の何カ所かに完璧にきちとした階段をつくっていただくと、高架線から上をずっと歩くと、やっぱりかなり生活排水が流れておって臭いのですね、においがあって。歩いておって「うっ」となるところもあるのですが、あの高架線から下まで、下からずうっと浜脇小学校の裏、南小学校の裏ぐらいのあそこの区間というのは、すごく幅も広いし、何人か犬を連れてずうっと散歩もしていました。あそこをきちっと整備をしておりるところ、上がる場所をきちっとあげると、お年寄りなんかは、あそこは車も通らんし、非常に歩く運動をするところとありますが、ちょっと整備をしていただけるといいなというふうに思いました。

それともう一つは、川幅というのは狭いのですね、あそこ。こっちから走ってぱつと飛べば、飛べるかな落ちるかなというぐらいの幅しかないので飛ぼうかなと思ったのですけれども、落ちてぬれたら困るので飛ばなかったのですけれどもね。あそこに何カ所かちょっと飛び石みたいなのがぽつぽつ、自然にあると、これもまた非常にあ

のスペースが、デッドスペースが生きてくるなという感じもしました。だから、ちょっとこう、あの辺の角度を変えてやっていただけると、浜脇小学校も南小学校も新しく開校しますし、子供たちの遊び場、水になれ親しむといえますか、そういうふうな角度であの河川敷で子供たちが遊ぶ姿を見られるのではないかというふうに思いますが、土木課長いかがでございますでしょうか。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

この朝見川の河川敷のことですが、九番議員さんから写真もいただきました。また、我々も現地調査いたしました。それを持ちまして、河川管理者であります別府土木事務所に出向きましてお願いもいたしたところでございます。今の形態になっている朝見川というのは、流速を速くするために水路形式にしたという過去の河川の改修計画でございました。そしてまた現在ある……、私ども調査しましたが、本当に危険な階段という状況です。これは、河川管理をするための階段だということでございました。そして、議員御指摘の老人会また子供会等が清掃活動する状況にあるのだというようなことを申し入れましたところ、県土木の方は、その実情がわかったということで、実施に向けて調査しながら努力するという返事をいただいております。

また渡りにつきましては、増水時にどうしても危険を伴うので、その水路の渡りについては、ちょっと考えさせてくれというような返答でございましたが、階段については、実施に向けて努力するという返事はいただいております。（「境川にもあるぞ」と呼ぶ者あり）

○九番（堀本博行君） 今、「境川」という話も出ましたが、境川それから春木川。春木川にしても境川にしても、自然が生きているのですけれども、朝見川は、コンクリートで塗りつぶして、もう自然もへったくれもないという世界でした。だから実際あそこ、ちょうど南小学校の――現在の南小学校の裏側のあそこの河内川との合流点、水そのものは非常に濁っているのですけれども、あそこにコイもこんなのが、じいっと、上から見たら三十匹ぐらいおりました、大きいやつが。先般は南小学校が、稚魚を四千匹放流しました。それで見にいったのです。四千匹というからどのくらいおるのかなと見たら、おらんのです、あれ。それで、ずうっとこうして上から見ておると、大きいので二、三十センチ成長したフナ、コイ、これは二、三百匹おりました。ところが稚魚、南小学校の校長先生に電話して、「稚魚とは、どのくらいの大きさですか」と言ったら、「五センチから十センチですわ」と言うから、五センチから十センチの稚魚を探したらおらんのだよ。どこへ行ったのかと思って、それで私が一生懸命こうして見ておるから、隣の川沿いに住んでおるおじいちゃんが、「あなた、何しておるのか」と言うから、「ここに稚魚がおったはずなのだ。四千匹放したのだ」と言っ

たら、「何を言っておるのか、あなた」と。あそこの川は、稚魚を放したちょっと上まで満ち潮のときはずうっと潮が上がってくるというのです。それで、それと一緒に、今度は引き潮になったらもう水がなくなるぐらいずうっと引いていくというのです。引いて行ってね、「なに、あなた、一匹もおるわけではない。全部潮が持っていった」と、こう言っていました。惜しいことしたなと思ったのですけれども、やっぱりもうちょっと考えて放流するといいなと思ったのですが、大体四千匹、普通の稚魚を河川に放流しても、大体一割しか残りませんよというふうなこともおっしゃっていましたが、やっぱり二十センチぐらいのやつは、潮がばあっと上がっても避難して、河内川の方にずうっと流れて、河内川の方にいっぱいずうっと避難していました。避難するということか……、避難していたのでしょう。それでまた、うまいこと生き延びていけるのだけれども、やっぱり稚魚は生き切らんのかなという、こういう感じでありました。

ちょっと横道にそれましたけれども、そういう形でぜひこの河川敷については、ちょっと角度を変えて整備をしていただけると非常にいい場所に変貌するというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、音楽療法について若干触れていきたいと思います。

担当課長、音楽療法に精通している伊南課長。音楽療法というのは、私もこの音楽療法をここ最近ちょっと勉強させていただきました。どうしても音楽療法というのは、老人ホームで前に立ってカラオケを歌っているというイメージしか頭に浮かばなかったのですが、ところがどっこい、音楽療法というのはそんな薄っぺらいものではないというふうなことで再認識をいたしました。実はこの音楽療法というのは全国的に今大きな、各自治体別でもかなり協議会とか音楽療法講座とかいうふうな形で立ち上げが盛んに行われております。先般、うちの公明党大分県本部も、合同新聞なんかで見られた方もいらっしゃると思いますが、沢たまき参議院議員をお迎えして、そして大分のコンフォートホテルで大分県の音楽療法、大分県音楽療法研究会というのがあります。この方々の主催で、私なんかはアドバイザーというか、そういうふうなスタンスで開催をさせていただいたのでありますけれども、この音楽療法は、詳しいことを言うちょっと時間がなくなるのでありますけれども、音楽そのもので機能の回復だとか、病気の方、それからまた老人ホームで機能回復とかリハビリとか、そういうふうな角度で音楽療法というのは、非常にいわゆる実証が示されてきているというふうな形のものであります。国の方としても、私なんかの公明党としても推進をしております音楽療法の保険適用とか、また先般は温泉療法ということで別府で九州温活連で立ち上げをやらせていただきましたけれども、ひとつ音楽療法というふうな角度で今推

進をしております。大分県にも音楽療法研究会というのが、平成九年に発足しております。現在は会員さんが百四十名、これは任意の団体になっておりますが、百四十名の会員が頑張っておられます。

別府でも黒木病院の橋本先生とか、先ほども電話でちょっとやり取りさせていただきましたけれども、やっぱり別府でどういうふうな形でやればいいのですかねというふうなお話をさせていただきました。とにかく大分県を時間のある限りこの音楽療法のことで走り回っております。御夫婦で頑張っておられます。その中で別府というのは、やっぱり温泉というイメージで、角度を変えればいやしと。いやしの角度というふうなことであれば、温泉療法は別府が一番先に立ち上がるべきですよ、立ち上げるのは別府が一番にやるべきだったのだと私は思います、とっていました。

それで、その中でまた一番大事なものは、お隣の大分市が、ことしになって音楽療法、音楽指導員養成講座というのを立ち上げました。それで平成十一年から、十一、十二、十三、三年間音楽療法フォーラムみたいな形で年間百五十人ぐらいを対象にこの音楽療法についての勉強会みたいなものを三年間やりました。それで、ことしになって勉強をやったその後がないということで、大分市の場合は音楽療法指導員というふうな形で三十名、年間百五十時間、びっちり音楽療法の勉強をして、その三十人のうちの四、五名を社会福祉協議会の常駐の音楽療法士として雇い入れて、あとは臨時で各施設に音楽療法に出向いていくというふうな形であります。

その中でも九月二十八日、もうすぐですが、九月二十八日に大分市内の病院とか施設の病院長それから施設長、事務長、全部集まっていたいただいて、音楽療法受け入れ先をしっかりとするという事で集まっていたいただいて、音楽療法の説明会をして、それで受け入れ態勢をつくってもらおうというふうなことも実際もう大分市はやっております。

音楽療法といっても、音楽療法といたら「カラオケ、カラオケ」という人ばかりだから非常に……、私もそうだったのですが、音楽療法と音楽リグレーション、俗に言う、施設なんかに行って歌を歌ったり踊ったりとかいう、これは音楽リグレーションと言うのです。音楽療法というのは、最低十回以上年間きちっと相手に合わせて、いわゆる医療の一環としてやっていくという角度のものであります。リグレーションの場合は一回こっきり、楽しければいいという世界でありますけれども、音楽療法の場合は、対象者はどんな人なのか、それから病名は何なのか、相手が子供なのか大人なのかというふうないろんな角度で与える音楽も変わってくる、違ってくるというふうになっておるそうであります。特に全国的には音楽療法士というのは、これは国家試験でありますけれども、大体六百名ぐらいしかおりません。専門の四年制の音大を出て医療機関で二年間実習をして、それから音楽療法士としての認定を受けるという、

非常に難しい制度であります。そういうふうな人たちが全国に六百人ぐらいしかいませんので、各自治体で例えば奈良市とか岐阜県とか横浜市、こういうところは県とか市で、自分たちの市で音楽療法士という、例えば別府市なら別府市の音楽療法士という認定を与えて、勉強を受けて、年間きちっと療法の勉強を受けて市で認定をして、その市にある施設に出向いていくというふうなやり方を各地で今活発にやられております。特に別府市としても人材育成というふうな形でこういうものに取り組んでいただきたいと思いますし、来年度からでも養成講座とかいうふうなものをきちっと立ち上げてやっていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

心や体をリフレッシュする方法に、温泉あるいはプールを利用して行うエクササイズやリフレッシュ体操、それからヨガ、ダンスなどがありますが、この音楽療法も、心の健康を回復するための療法として取り入れられて有効的であるとお聞きいたしております。大変勉強不足で申しわけないのですけれども、「音楽療法」という言葉を聞いたのは、質問通告で初めてでございまして、今後ちょっと勉強したいと思いますので、しばらくの間時間をいただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○九番（堀本博行君） これは、ずっと継続してやっていきたいと思っておりますし、一応の形として、前も音楽療法の質問項目を出して時間がなくてやれなかったという経緯もありますから、ぜひ何とか立ち上げできるまで私も努力したいと思いますし、課長も部長もしっかり勉強していただきたいと思っております。部長、頼みますよ。頼みますよ。（発言する者あり）

○福祉保健部長（岡部光瑞君） この音楽療法というのは、新聞で時々読ませていただいております。関西地区の自治体が進んでいるように思っております。大分県でも音楽療法の研究会でオレンジ病院の院長先生が会長をされておられるということも聞いておりますが、この議場で初めて私も今聞きましたので、課長と一緒に勉強させていただきます。

○九番（堀本博行君） 継続して、しっかりと立ち上げをするまで、お互いに頑張っていきたいと思っております。

次に、祭りについてということで、まずドリームバルのことについて若干やり取りをさせていただきたいと思っておりますが、私も毎回ドリームバルに参加をさせていただいております。参加者が十万とか十一万とか、ことしは今言っておりますけれども、果

たして市民の皆さん方が、「早く来い来いドリームバル」というふうな形で楽しみにしている祭りの一つになっているのだろうかというふうなことも思います。やっぱり今回で六回目ですか、ことして六回目になりますね、ドリームバル。参加者の名簿もいただきましたし、六年連続出場というグループもあるようでありますけれども、もう一つ私は、毎回行ってあって、ドリームバルのいわゆる踊り、踊りが始まる。あの前に座っておる、座っておるといふか見ておる人たちがいらっしゃいます。なぜかおじさん、おばさんばかりなのよね。悪いとは言わん、これは。おじさん、おばさんが座ってこうして見ておる。やっておる人は、みんな若い人だ。若い人しかあればできるのよな、飛んだりはねたりというのは。見ておる人がおじさん、おばさんで、あの前に、やっぱり私らがいつも思うのは、中学生、高校生、若い人。わあっとあの前に座ってこう、何というか、私のイメージの中では手拍子とかしながら盛り上げるといふふうなぐらいのものがなければ、やっぱり別府市の市民に溶け込まないのかなという感じがします。柱がないというのかな、そういうふうには、去年も見てそういうふうには思いました。

やっぱり今、テレビ観ておると、市長ね、市長、「ネプチューン」って知っていますか。知ってますか。助役、「爆笑問題」って知っていますか、何のことかわかりますか。わかりますか。(笑声)助役、「中川家」って知っていますか。それはもちろん知っているのしょうけれども、今、テレビでゴールデンタイムに出ておるのは、こういう人たちですよ。お笑い系のタレント、もしくは「モーニング娘」という、こういう人たちの世界ですよ、今ずうっと。うちの子供たち、うちによく子供の同級生なんかが集まる。私は言った。「今度、おまえ、ドリームバルに『中川家』が来るぞ」と言ったら、「『ええっ、うそ。行く行く』」とこう言う。それで言うと、「今までおまえら、行っておらんのか」と言ったら、行ってあった。行ってあったけれど、何しに行っておったかといったら、出店に行っておただけ、出店に食べに行っておった。ところが、「『中川家』が来るぞ」と言ったら、もう子供たちが、「おれ、行こう、カメラ持って行こう」とかね。「うそだ」と言ったら、がくっときていましたけれどもね。やっぱりひとつそういう若い人を集めるために、例えば「ネプチューン」がどのくらいのお金で来てくれるのか私はわかりませんが、ああいう、別府は年末に吉本興業とのやり取りしますよ、来ていただいて。ちょうどあなた、今、課長が「吉本」というぐらいで、吉本さん、頼みますよ。それくらい。例えば来年は「ネプチューン」が来るとか、来年は「爆笑問題」が来るとか、それも司会役で来ていただくとか、何ややっぱりちょっとこういうふうな角度で若い人をやっぱり集める手段を、算段をせんと、このままいっておってもどうなのかなという感じがしますけれども、い

かがですか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

ただいまの議員の助言を含めまして、今後の検討課題とさせていただきます。

○九番（堀本博行君） シャべらせた割には、答弁が短いな。（笑声）実際、やっぱり別府に根ざしたお祭りの一つにしていけないと、市長がかわれなくなってしまうような祭りではどうしようもないから、そういう意味では本当に検討してもらいたいと思いますよ、来年だれが来るとか。「早く来い来いドリームバル」というぐらいのやっぱり流れをしっかりとつくっていただきたいと思います。市長、何かありますか、ドリームバルに対する思い入れ。

○市長（井上信幸君） やっと六年目を迎えますが、問題は、いかに市民が祭りに参加をする、あるいは参加をしたくなるような、こういう雰囲気づくりをどのように持っていくか、これが私は基本だと思います。ですから、四年目からOBSとタイアップしながらということで、OBSの方にお任せをするようになりました。それは一番早いのは、電波に乗せる方がいいな、こういうことからスタートしたわけでありまして、やっことして六年目になりました。OBSについては三年目でございますから、今後どう対応していくのか。しかし、全国の祭りをつぶさに見てみますと、やはりそのまちに根づいた伝統というものがあります。今、ドリームバルもやっこと六年目を迎えましたけれども、全市挙げてのやはり祭り意識、温泉祭りもそうですが夏祭りもそう。これが多少、別府市には欠如しているのではないか。

この夏休みの間、盆過ぎですが、吉本課長、観光協会の事務局長、一緒に徳島のあわ踊りを勉強しに参りました。これは議員さん方も一週見ていただくと、このシステムがわかるのではないかと。また、別府市民もある程度見ていただいた方もあると思いますけれども、これはさすがにすばらしい伝統の上に成り立っている。経費は、徳島市が一千万しか出してない。あとは実行委員会なるものが、すべて観客席をつくり、その観客、入場料を千二百円取っています。そして、市内四カ所にそういうスタンドをつくって、一カ所に五千入るスタンドをつくっている。延べ四日間やるわけです。あとの三カ所はフリーの会場でございます。ということで、ここで踊った方が次に行ってもまた踊る。次に踊った方が次に行っても踊るといふ、そういう自主運営でやっているわけです。ですから、実行委員会は、ある程度金を集めて、また広告料を集めて、このスタンドにそれぞれの看板をつくって、それで約二億という金をかけて実施しているのが実情であります。

徳島まで行かなくとも、別府市もやはり市民が総参加の上で鉄輪は鉄輪で、亀川は亀川で、また浜脇は浜脇で、駅前も駅前というような、そういう参画的な祭り運営

ができ上がったらな、そうすれば、もっともっと魅力ある別府市の祭りになっていくのではないか。しかし、いつもいつも駅前が中心の祭りということだけで果たしていかげんなものか、このように思っているわけでございます。ですから、議員の皆様方も各地域でそういう総参加型の祭りに引っ張っていただくとすれば、素晴らしい祭りがここにできる。

また、実行委員会その他が立ち上げる中で、どのようにしたらいいかということが今後の課題であろうかと思えます。

いずれにしても、六年間の間である程度認められるような祭りになってきましたので、OBSを中心といたしまして、今後この面においても一つの課題として取り上げ、本格的な別府のイベントとして、春も夏も秋も冬もいろんなイベントとして、別府が観光客の魅力あるまちにしていく、育っていくということを私どもも常に祈っているわけでございますので、議員の皆様方もどうぞひとつ強力なリーダーシップでこの祭りに御協力いただければと思えますので、今後ともよろしく願いたいと思えます。

○九番（堀本博行君） ぜひ、そういう方向でお願いをしたいと思えます。

それでは、続いて浜脇の薬師祭りの件について。これも先般はこの打ち上げ、打ち上げといいますか、反省会に議長と私も招かれて行きました。その中で非常にいろんな要望とかいただきました。その中で、とにかく「ないない尽くしの薬師祭り」というぐらいで、金がない、何がないということで全部手づくりだと。舞台も手づくり、お化け屋敷も手づくりというふうな全部手づくりで一人一人が……、見立て細工なんか見ておったら、とにかく金かかっておらんというだけだ、わかるのは。金かけてない、手間ばかりかかって一生懸命やっているという、本当に頑張っていていただいているなど。すべてのものが全部業者に頼むということは一切ありませんと。全部自分たちで買ってきて、自分たちで手づくりで、あの特設のステージまで手づくりだということを聞いて、びっくりしました。「若手が頑張らなければ」と言うから「若手とは幾つぐらいですか」、「もう六十代だ」と言っていました。それくらいやっぱり高齢化も進んでいますし、薬師祭りも最終日には花火ぐらい上げたいなというぐらい、亀川はうらやましいなといつも言っていました。それくらい……、吉本課長なんか、あなたに、ちょっと補助金あげてくれんと困るぞと言ってつるし上げを食ってはおらんかったけれども、いろいろ言われておったな。言われていました。何とか、私も花魁で、皆さんから「花魁、花魁」と言われまして、この議員の中、三十二名の議員の中で芸名を持っているのは、私だけだと思うのです。「紫太夫」という芸名をいただいて四回出演させていただきましてけれども、何とかその辺で苦勞を、汗と涙

をやっぱり少しこう、報いてあげたいなと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

私も実は七、八年前、花魁になりまして、またことしは見立て細工の審査員ということで参加させていただきました。そういう点につきまして、浜脇地区の皆様方は大変御苦労なさって浜脇薬師祭りを盛り上げていると痛感しているところでございます。それにつきまして、私も反省会に出席させていただきました、補助金のアップということで、直接言われたわけではございませんが、これにつきまして最近、財源的に厳しい状況にありますので、またこれも検討課題とさせていただきたいと思っております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま課長の方から今後の検討課題ということでお話がありましたが、今、九番議員さんのお話がありましたように、私も薬師祭りに参加させていただいております。非常に千四百年という歴史のある薬師祭りでございます。私も見立て細工を見せていただきましたが、非常に手づくりで素朴と。この素朴さに非常に薬師祭りとしての価値があるのではないかと、こういうような思いもいたしております。

補助金につきましては、「額が」ということでございますが、一応補助金としては助成をさせていただいております。さらにという部分につきましては、先ほど課長からもお答えいたしましたとおり、非常に厳しい財政状況でございます。さらに検討の上させていただくということで御理解をいただきたい。よろしくお願いいたします。

○九番（堀本博行君） ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、住基ネットのことについてちょっと、あと三分で終わりたいと思っております。住基ネットで、この件で私もいろんな人に、封書で皆さん一人一人に届いていますが、「どうしたか」と聞くと、「わからん」。もう普通のごみと一緒に捨てたとか、なくなったとか。今、ひな壇に座っている方で、自分のところの住民コードが来ましたけれども、家のどこにある。ちゃんと保管していますという人はいますか。手を挙げてください。（挙手する者あり）了解。わかりました。皆さん、本当にやっているかどうかわかりませんが。（笑声）

実際に市民の皆さん方に聞くと、「もう捨てた」というのもありました。「わからん」。中にはあるのはあるみたいな感覚です。笑っていますけれども、非常にこれは問題なのです、これ。一番の問題はここだと思っておりますね。住基ネットの意義がやっぱり徹底されてない。これは国の責任でもありますし、市町村、これは管轄は市町村ですから、市の責任でもあるわけですよ、これ。こういったときに、今「わからん」

とか何とか言っていますけれども、これは困るのは来年ですよ。これから先一年間、びちっとしてないと困ります。困るのはだれか。なくした本人も困るし、この意義がわかってない本人も困るのです。だから、一部マスコミのいろんな扇動でプライバシーがどうのこうのとかというふうな宣伝をされて、別府市でも七人の方ですか、封書を持ってきたとかいうふうな人もいらっしゃいましたけれども、実際私は、来年の第二次稼働、来年の八月に稼働がされます住基カード、これの取り扱いをどうするかなのです。

もう時間がないから、これ一点でちょっとお話をさせていただきますが、住基カードの、これの空きスペース、簡単に言えば空きスペースですね。これをどういうふうにするかということで、その自治体の質も……、どんな使い方をするか。だから、この住基の問題というのは余り触れんようにしておこうとか、これまた言うとしゃあしいからとか、腰引いたらだめですよ、これは。この来年の第二期の稼働における住基カードをどれだけ活用し切るか。これが市の質を問われます。そういう意味では宇野課長、この今後の取り扱い、どういうふうに考えているか、ちょっと時間ありませんけれども、答弁してください。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えします。

このICカードの位置づけですが、現在、国が進めております電子社会、これの構築のかぎを握るのが、ICカードでございます。それで、このICカードに現在、個人を識別する氏名と住所と性別、生年月日、この四条が入っております。それで、今後もインターネット上で電子申請とか、いろんな商取り引きとか、いろんなものが考えられますが、その個人を識別する本当にそのものが本人かどうか、これがICカード。それからまた、別府市は別府として許可証なんかを発行する場合、組織の引証、そのためのまた基盤を構築しております。と申しますのは、今後、インターネットとパソコン、相手がお互いに見えないわけです。そういう観点から本人であるかどうか、またその組織であるかどうか、そういう位置づけでございます。そして、このICカードの中には、今四条しか入っておりませんが、あと相当な空きエリアがございます。それで、これの使い方については、各自治体に任されております。別府市におきましても、今後電子市役所をつくる上でこの空き領域を活用し、ITを活用した住民サービスにしていきたいと思っております。

○五番（松川峰生君） あと残り、私と野口議員になりました。執行部の皆さん、あるいは議員の皆さん大変眠たいと思っておりますが、よろしく願います。特に私の後ろに並んでいます自民党市議団の後藤議員と山本議員には、必ず寝ないようにして私の意見を聞いていただきたい。（笑声）後ほどまた御意見等もお伺いしたいと思っております

ので、よろしく申し上げます。

それでは早速ですけれども、消防行政から移らせていただきます。

なお、先に議長にお願いがあります。通告の順番を多少変えましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ニュース等でも報道されましたが、香川県本島で森林火災が発生いたしました。一週間以上燃え続けた経緯があります。また、火災は時によってすべての生命・財産を奪う大惨事になることもあります。私たちは、生活していく上で必ず火とつき合わなければなりません。ということは、火の取り扱い方法を間違えば、いつでも火災が起こる可能性があるわけですが、あってはならないこの火災、平成十二年度、十三年度の件数を教えていただきたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

平成十二年度中は四十一件、平成十三年度中は五十三件の火災が発生いたしております。

○五番（松川峰生君） この火災件数のうちで建物の火災の件数の占める割合、それから放水を行った件数についてもあわせて教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） 平成十二年中四十一件中二十七件が建物火災で、全体の六五・九％、十三年中が五十三件中三十九件で、全体の七三・六％。このうち放水を行っている火災については、十二年中が一マンション等で、よろしいですか一はいい。鉄筋建物、マンション等に対する放水を行っている火災が、十二年中は二件、十三年中は三件となっております。

○五番（松川峰生君） 大変多くの火災、物はなくなるけれども、物がなくなれば日本じゅうのどこかに、特殊なことがない限りどこかにあるのですが、火事で燃えてしまえばすべてなくなるということになります。大変大きな火災の要因であります。なお、この火災における水の使用量、特に十三年十二月二十七日に発生した横断道路のジョイフル、あるいは大変大きな火災になりました十四年二月十日に発生しました田の湯火災について、そのときにおける消火水としての使用量を教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

横断道路にありましたジョイフルやまなみ店火災では、六台の消防車が放水しており、春木川の水を含み七十七トンの水を放水しております。それから田の湯町火災では、消防団を含め十六台の消防車が放水しており、その総量は約九百トンに達しております。

○五番（松川峰生君） 七十七トン、それから九百トン。九百トンといいますと、私の勘では青山プールの一杯分以上あるのではないかな。それだけの水が出た大きな火

災だったと思います。当日、私も市内の方に出ていまして、電話がありまして見たら、風の勢いがすごいし、第三次、第四次火災が発生するのではないかなと心配しましたけれども、消防署、消防団、関係各位の皆さんの必死の消火活動で鎮火したということで、大変ほっとした経緯がございます。

実は、きょうこの質問に立った最大のことは、新聞でも見られたかと思いますが、北九州消防局並びに東京消防庁で新しい消火剤を開発している。先般、私も六月十一日に北九州の消防局の科学研究所の方にお邪魔して、実際消防車あるいは薬剤も見せていただきましたけれども、この北九州消防局が三千万円をかけて開発した新しい消火剤について、本部は知っておられますか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

去年の一月六日付の朝日新聞で報道されておりますし、承知いたしております。

○五番（松川峰生君） この消火剤についてどのような認識を持っているか、また、どのような消火剤についての考え方、あるいはこの消火剤はどういうものだということがわかれば、できる限りわかりやすい説明をしていただければありがたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

若干、専門用語が出てまいりますので、御了解をいただきたいと思います。

新しい消火剤は、真水に界面活性剤や燐酸・塩酸系の薬剤を混合した消火水を指しております。界面活性剤系の消火剤は、主として一般的に泡消火器と呼ばれておりますが、泡消火剤を利用するもので、いわば水は固まろうとする力がありますが、これをいわば崩して建物などの表面に吸着する力を持たせております。また、燐酸・塩類系の化学薬剤は、この議場の近くにも設置されておりますが、一般的にABC消火器と呼ばれるような消火薬剤でございます。これにつきましては、使用时、熱に反応いたしまして、炭酸ガスと水蒸気を発生いたします。これで冷却と窒息消火というような形で消火をさせる目的があります。これらの薬剤は、初期消火には非常に効果がありますけれども、非常に費用がかさみまして、なかなか一般的な火災には使用できないのが現状でございます。

○五番（松川峰生君） 今の答弁の中で費用がかさむということの答えをいただきましたけれども、確かに本部からいただきました資料を見ますと、費用の方が現実として水よりも、現時点ではかさむようですが、しかしながら、早い段階で消火ができるというすごいメリットがあるのではないかと。

実はここに、先般お伺いしたときに、北九州消防局の科学研究所の所長さんからお話を聞くことができました。その中でこのようにお話をいただきました。普通の水で

は、散布量の約九割が木材や座布団、紙などにしみ込みます。流出してしまう、効率が悪い。だが、界面活性剤を混ぜると、水の表面張力が弱まってしみ込みやすくなり、少ない放水量でより効率的に燃え広がりを食い止められると。廃棄材を使って消火実験を二回実施したということで、木造住宅一棟の消火に通常必要な水量約四十トン、この九分の一ぐらいの量で同じ効果が上がる。しかも火の勢いを抑えるまでの時間が、通常の平均二、三十分から約二割短縮できる。この結果、住宅一棟の火事ならタンク車一台約一・五トン程度の水でほぼ対応できる。消火栓から水を引く手間も省けるし、火がくすぶって残りやすい座布団などの再燃焼も効果があるという確認ができた。また、霧上にまくと火災現場の温度を下げる効果があり、救助活動などがしやすくなる。実験では、約八百度の温度が、放水開始から三十秒で百度にまで下がったというきわめつけの薬剤というふうに聞いております。まだまだ聞きますと、実際の火災では使用したことがないということなのですが、研究しているというお話を聞かせていただきました。

ここで、この消火剤は特に耐火建物に効果があると聞いていますが、この件についてはどのように署長の方で思われますか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

特にマンション火災等ですと多量の放水をいたしますと、その水が下階にもれ二次災害を起こす危険性があります。今説明のように、少量の水で放水することにより有効に消火でき、しかも下階に漏水することが防止できれば一石二鳥というような感じに我々は受けとめております。

○五番（松川峰生君） 私も先ほどちょっと御案内しましたけれども、実際その消防車も見せていただきました。写真も撮ってきましたので、後ほど消防長の方にまたお見せしたいと思いますが、消防車の上に小さな、そうですね、ほんのペットボトル一・ハリッターぐらいの容器を消防車の上に簡易的につけていました。値段を聞きますと約二十万円程度で、そして放水のときに運転席からスイッチを押して、それが流れていって一緒に放水するという、本来、消防局では一台新しいこういう特殊な消防車があったのですが、これは聞きますと、なかなかお値段の方も張るようで、財政的なものもあると思いますけれども、消防署にこの薬剤の値段さえクリアできれば、これを取りつけると非常に初期消火あるいは建物、二次災害。先般、テレビを見ていましたら、アメリカの山火事などは、消しても消してもなかなか消火ができないと。聞きますと、枯れ葉の下などに熱が残っているというような状態があるそうです。こういう新しい名前のホステックと。たぶん御存じだと思います。こういう商品等も出てくるようなのですけれども、またこれも検討していただきまして、できる限り皆さんが

短い間の初期消火ということと、それから、この機械を使いますと、放水する蛇口が小さい口径で済むということで、別府消防署の職員さんの年齢も相当上がっているのではないかな。私も二年前に年齢を一般質問させてもらったときに、たしか四十七・八歳ぐらいと記憶いたしておりますけれども、その辺のところの平均年齢と、この口径ですか、四十ミリで放水したとき、効果も水の半分ということになりますけれども、このことについて、高年齢化が進んでいる消防署もあわせてお答えいただければありがたいと思います。消防長、何か。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

ただいま、新しい消火剤についての御提言をいただきまして、ありがとうございます。私ども消防職員一同、市民のとうとい生命と財産を守るべく日夜努力をしております。その中で複雑多様化して社会変化する、いわゆる世の中が変わってくるわけですが、それに的確に対応できる消防業務、あるいは装備の改善にも努力をしております。その中で、この新しい消火剤の御提言をいただいてありがたいなというふうに、改めてお礼を申し上げたいというふうに思っています。

御指摘のように、この新しい消火剤は、節水あるいは消火効率または水損の防止化、あるいは労力の軽減等、非常に効率がよいというふうに認識しておりますし、大変価値のあるものだなというふうに思っております。

今後、いわゆる別府市の地域性に適しているのかどうか、あるいは現在の資機材で対応できるのかどうか、経費等も含みながら十分に調査・検討をさせていただければありがたいというふうに思っております。

○五番（松川峰生君） ぜひとも消火活動の被害を最小限度に抑えるということで検討していただくようお願いを申し上げまして、消防行政の質問を終わらせていただきます。

次に、職員採用について。

今回、新しく来年の採用分から、よく聞く言葉で「一芸」ということを聞いていますけれども、「一能」に秀でた方を採用の基準に入れるということを新聞等で見ました。今回、その件について三つほど質問をさせていただきます。

まず一点目は、一能に秀でた方の定義とは、どういうことを大体採用の基準、あるいは考えておられるか。この件について答えていただければありがたいと思います。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

まず、採用方針の基本的な考え方でございますけれども、私ども、昨年七月一日で課税課を中心といたしました流動性職員の移動という中で、市民ニーズにこたえる

中の柔軟な職場配置をまず一点目に考えているところでございます。

二点目といたしましては、従来型の学科試験によりますところの成績重視の試験の方針から、現在、国家公務員あるいは民間等が、人物本位の職員採用というふうな形で変換を遂げているところでございます。こうした採用方針をもとに私ども、今回スポーツ、文化またはボランティア活動などでほかの人を上回る実績と能力を持っていることを採用基準とした、そうした採用方法として、今回の採用方法といたしましては学歴を問わず、体力強健はもとより、一能に秀でた方を採用基準とするという形で今回方針を出したところでございます。

○五番（松川峰生君） 昨年までの採用方法は、どのような形で行われていましたか。

○職員課長（亀山 勇君） 昨年までにつきましては、それぞれの上級事務それから中級、初級、そして資格を持った採用方向といったような形で採用してございました。

○五番（松川峰生君） 課長の答弁で、今回は現業ということなのですが、職種について詳しくその内容を説明してください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

今まで現業職員の採用はどのように実施をしているのかという質問だと思いますけれども、今日までの採用方法につきましては、初級試験で学歴を高等学校とし、それから試験職種を業務または給食炊事と特定した上で、職務内容もごみ収集業務や給食炊事業務として採用試験を行って、採用後の配置もそれぞれの職務内容に配属してまいったところでもございます。

それで、今回の技能一般職につきましては、学歴につきましては、高校、短大、大学卒業を問わず、採用後の配置先も今後の現業部門の業務を見据えた中での配置を考えたいというふうに考えているところでございます。

○五番（松川峰生君） お聞きしますと、今まではその部門で採用したら、その部門でずっと勤務をするという状態で、今回は一応どの部門でもスイングしていく、できるような採用方法ということで理解してよろしいでしょうか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今回の採用の御案内でございませうけれども、一応受験資格といたしましては、現業関係職員としての能力を有するということで試験案内をさせていただいているところでございます。ただ、現業全体の中でどこに配属するか、あるいは将来的な事務事業の見直しの中でどこに配属するか、これにつきましては、人事当局で考えさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○五番（松川峰生君） それから、なかなかここが難しいのですが、その一能に秀でた方の試験の中で占める割合、大変難しいと思いますが、採用基準でその占める比率

が、もし答えられる範囲で結構ですから、お答えいただければありがたいと思います。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

従来型の試験と同様に教養試験及び適性検査等は、ほかの職種と同じように実施する予定でございますけれども、今回は、その申し込み案内の中に「一能の経歴表」というものも取り寄せるようにしてございます。これらの中でこの総合評価という中で、一次試験の合格者を決定させていただきたいというふうに考えてございますし、筆記試験と一能の総合評価の定数配分につきましては、これは試験情報ということでございますので、答弁の方は差し控えさせていただきたいと思いますので、その点は御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○五番（松川峰生君） 恐らく大変ユニークなこと。このシステムは他市にあるかどうか、本市が初めてかどうか、そのところ。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今回の採用を決めるに当たりましては、他市の状況も調査をさせていただきました。そして、広島県のある市でございますけれども、ここにつきましては一般の事務職それから業務部門等につきまして、この一能のすぐれた方という方を採用してございましたので、私どもも今回、いわゆる柔軟な職場配置をとというのが一つの方針でございましたから、採用させていただいたということでございます。

○五番（松川峰生君） 恐らくことしは大変……ことしということはないのですが、大変経済がこういう不景気なとき、これに応募される方はたくさんあると思いますが、現在どのくらいの方が来られているか。また、見込みとしてどのくらいの方が受験する予定であろうか。もしその範囲内で、わかる範囲で結構ですから、教えていただければありがたいと思います。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

今回の申し込みの受付期間でございますが、九月二日から九月二十日、来週の金曜日までとなっております。きょう現在でございますけれども、この採用試験の概況につきましては、十名の方が申し込みに来られているという状況でございます。

○五番（松川峰生君） 最後の質問になりますけれども、今回新聞でこれも私見ましたけれども、福岡県で民間を経験した方を県職に採用するというニュースをちょっと見ました。二名ほど、たしか二名だったと思うのですが、募集をするに約一千九百人の応募があったと聞きました。このことを課長の方で知っておられますか。わかる範囲で結構です。わかれば教えてください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

福岡県の入試案内につきましては、事前に私どもも見させていただいたところでご

ざいます。この内容を踏まえると、別府市におきましても現在、資格を持った受験生それからUターン生といった形の中で私どもも採用募集を行ってきた経緯がございますので、この内容とほぼ同じではないかなというふうに認識しているところでございます。

ちなみに、別府市といたしましての今日までの採用職種といたしましては、企画それから流通などの事務職それから建築、土木などの技術職、それから情報処理、環境福祉、保健師などで今日まで実施してきたところでございます。

今後につきましても、行政需要に応じました民間企業等での実務経験者の採用については、随時行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。ぜひ多くの方に受けていただきまして、またいい職員の方がこの役所に入ってくださいまして、新しい血を入れていただきまして、一層の活性化をお願いしまして、この質問を終わります。

課長すみません、順番が変わりまして。よろしく申し上げます。はい、いいですよ、どうぞ。

もう私の先輩であります山本議員また高橋美智子議員が質問しました、レジオネラ菌について少しお尋ねしたいと思います。

まず、循環式浴槽というのがありますが、その循環式浴槽、たぶんもう御存じだと思います。お湯が出て、たぶんタンクに入れて、それからヘアーキャッチャー、つまりいろんなごみをキャッチして、それからそのごみをとって、ろ過器に入って、塩素を入れてお風呂に入ってくるというシステムです。ほとんどの大きなお風呂、プールは、全部このろ過器を使っています。例えば市営プールも青山プールも全部使っています。これがないとなかなか衛生面あるいは水の透明度を保つことができません。私が考えるところによりますと、恐らく洗浄という部分と、それからヘアーキャッチャーの掃除がどうも悪かったのではなからうかというような認識をしています。あの辺はなかなか掃除をするのが大変で、難しいことはないのですが、手間がちょっとかかるのですね。それからろ過器も、青山プールはたしか自動で回転していくのですけれども、小学校のろ過器や普通は、ほとんど手動でやっているのですね。それがちゃんとできたかどうか、宮崎の問題で大きく影響したのではないかなと。これは見たわけではないのですが、通常の手間を誤らなければ、まず間違いはないと思います。ただ、そのときに塩素の量、そういうものがちゃんと規定どおり入ったかな、どうかなという問題もあるのではないかなと（「塩素は入ってなかった」と呼ぶ者あり）、野口議員いわく、塩素が入ってなかったというので、それは私も見たわけではありませぬけれども。

さて、当市には北浜温泉の屋外温泉があります。ここが循環方式になっていると思うのですが、どのような薬剤を使っているか。お願いします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

市営温泉・北浜温泉の屋外健康浴でございますが、浴槽水の消毒には塩素消毒、オゾン殺菌、紫外線殺菌などがあります。レジオネラ菌の消毒には、塩素が有効だと聞いております。塩素系薬剤には次亜塩素酸ソーダ、次亜塩素酸カルシウム、さらし粉、高度さらし粉、ほか五種類、いろいろ難しい言葉があるわけでございます。合計九種類ぐらいの塩素系薬剤があるということをお聞きいたしております。北浜温泉につきましては、屋外健康浴の浴槽水の消毒には、次亜塩素酸ソーダを使用いたしております。

○五番（松川峰生君） 大抵のところは、この次亜塩素酸ソーダを使っていると思います。ただ、この量を間違えますと、まず髪が少し茶色になります。それから肌が弱い方はかさかさして痛みます。それから、お風呂から上がったときに、強過ぎた場合、におったら肌においがつきます。そういう部分もあるので、これまた入れればいいというものではなくて、適切な量が必要だと思います。

今のところ、先般、課長とお話をさせていただきましたところによりますと何もなしということなので、北浜温泉は適切な処理がされている、そのように思っています。また私も何回か見せてもらいましたけれども、とてもきれいで透明度もよく、管理されているのではないかと、そう思います。

次に、あそこが屋外温泉ですから、水質管理が屋外と室内では相当違うと思うのですが、この辺のところはどのようになっていますか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

北浜温泉の屋外健康浴のろ過装置を運転するとともに、浴槽水に次亜塩素酸ソーダを注入いたしております。毎日、残留塩素濃度を測定いたしているところでございます。

レジオネラ菌は、土の中や河川、湖水など自然界に生息しているようなことから、屋外の方が日光の影響も考えられますので、屋内に比べて塩素が飛びやすいというふうに、管理がしにくい面があるというふうにお聞きいたしております。

○五番（松川峰生君） そのとおりですね。室内と屋外では、どうしても屋外の方が塩素が飛びます。だから、もし室内と屋外が同じ量で入れた場合、その倍ぐらいは屋外の方はかかります。その分チェックも小まめにやらないと、どんどん揮発してしまって効果が薄れます。

それで、レジオネラ菌の基準。一応国の基準といたしますか保健所の基準といたします

か、その基準値をわかれば教えていただきたいのですが。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

水質基準につきましては、水道水、プールの水など、それぞれ水質基準が異なります。温泉水についての国の指導では、残留塩素濃度が〇・二から〇・四ミリグラムパーリットルを保つことが望ましいとなっております。

○五番（松川峰生君） この基準内といいますか、大抵プールなんかはこの基準以上に大体入っているような気がします。ペーハー二を超えると少し目が痛かったりとかしますけれども、恐らくこの基準内で抑えていることと思います。

なお、一番大事なことは、そういう薬を入れたときにその水質管理の指導ですね。それをどのようにしているのか。それから、記録はどのようにになっているのか。ちゃんとつけているかどうか。その辺のところはどうですか。

○温泉課長（安部和男君） 北浜温泉の健康浴につきましては、衛生管理計画を立てておりまして、消毒、換水、清掃など記録をつけるように指導いたしております。また残留塩素濃度についても、一日二回測定するようにしております。あとは、毎日清掃を行っているということは、別府市内の各市営温泉につきましては、清掃業者などに委託して毎日清掃いたしております。清掃業者の清掃につきましては、湯を抜く、塩素消毒を行う、中性洗剤を使い、ポリッシャー、電気ブラシ、たわしなどで清掃する、塩素も付着したのを除去するとか、そういった面もあるわけですがけれども、湯を張る、翌日に入浴されるように湯を張るという作業行程により清掃を行っているという状況でございます。

○五番（松川峰生君） 市営温泉の場合は、十分管理それから消毒等が行き届いていると思います。私が一番危惧することは、民間に恐らく千幾つという温泉を持っているところがあると思うので、この指導が今後問題になってくるのではないかな。例えどこかから出ても、別府市のイメージが壊れます。やっぱり観光温泉文化都市としても別府では絶対あってはならないし、これからないように、一層行政の方で市有区営、こういうところは集まって勉強会やあるいは指導をされると思いますので、また民間におきまして、行政の方からしっかりと指導して、この別府市からはそういうことがないよう、また出ないようお願いして、この項の質問を……（発言する者あり）、はい、では部長。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、レジオネラ菌の御質問でございました。今議会でも多くの方々から御質問等をいただいております。今お話がありましたように、別府は温泉都市でございます。県とも連携をとりながら、さらには別府市の温泉施設等につきまして、北浜のテ

ルマス屋外温泉健康浴につきましては、さっきの答弁でも申し上げましたが、すでにレジオネラ菌の検査をいたしております。安全だという調査結果も出ております。今後とも適切な施設管理を徹底いたしまして、市民の皆様はもとより、観光客の方々に安心して、安全かつ快適に入浴できるよう万全を期していきたい、このように考えております。

○五番（松川峰生君） この項の質問を終わります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。教育行政について。いいですか。

（発言する者あり）言い直します。この項の質問を終わります。次に移ります。（発言する者あり）はい。

次に、子供の体力低下の現状と体力向上の取り組みについて。

課長、お願いがあります。時間の関係でできるだけ簡素化、短く御答弁いただければありがたいと思います。

まず、今、保護者の方は子供の勉強のことはよく話をするのですが、体力の低下ということは、なかなか話の中で出てきません。今回このことが少し気になりまして、この質問を上げさせていただきました。

ちなみに、子供の体力向上策を検討している中央審議会では、一九八五年当時の体力が、一つの数値目標として浮上している。子供の運動能力は、この年を境に低下している。八五年を境に低下が始まった原因について、文部科学省企画体育課は、体格の向上とテレビゲームの普及など、生活様式の変化などの兼ね合いではないかと。審議会では、先ほど私の方からも話をさせていただきましたが、父母は勉強の成績が下がると極端に気にするが、体力低下には危機感がないとの意見も出ています。このことについて教育委員会ではどのような考えを持っているのか、ぜひお答えいただければありがたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

まず最初に、市内の児童・生徒の体力につきまして、どのように把握しているかということでございます。子供の体力の実態調査でございますが、毎年行っているところでございます。別府市の小・中学校のスポーツテストの結果を見ますと、全体的には全国並みでしたが、男子で柔軟性、女子で持久力、瞬発力がやや落ちているようでございます。またその推移等を見ますと、筋力、柔軟性、持久力、瞬発力が低下傾向になっていることがわかりました。具体的に申しますと、小学校六年生の男子五十メートルでは、平成三年度を一〇〇としまして、平成十三年度は九七・二となっております。タイムであらわしますと〇・二五秒遅くなっています、低下しています。

○五番（松川峰生君） ちなみにソフトボール投げってあるのですが、五十メートルなのですね。九歳の男子の全国平均なのですが、一九八五年で約二十五メートル飛ばしていましたが、一九九九年では二十二メートル、三メートル短くなっています。それから、千メートルの持久走ですが、八五年では四分二十七秒ですが、九九年では四分四十五秒と、約十八秒低下いたしております。やはり先ほど課長の答弁にありましたけれども、全体的にやはり子供の体力が低下しているように見えます。

ということは、どうしてそのような状況になってきたのか、その要因は何だろうかというところですが、教育委員会ではどのようにその辺を考えていますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

どうしてそのような原因になったのかということでございます。少子化の影響もございしますが、戸外での遊びの減少などのライフスタイルの変化に伴いまして、子供も一子供だけではございませんが、大人も運動する機会が減少しているというふうにとらえています。また、運動する者としめない者という二極化現象と申しますか、二極化現象や趣味の多様化などとも関連していると考えています。

○五番（松川峰生君） すると、どうしてもこれを取り戻す、体力をつけるということでどのような取り組みを今、学校でなされていますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校での、体力向上についての取り組みでございます。現在、学校の教育活動全体を通しまして、体力を向上するように新しい学習指導要領の総則三にうたわれているところでございます。また保健体育の時間でございますが、体育大会の充実はもちろんでございますが、体育大会等の特別活動の時間でも、その時間の充実・工夫をしながら体力向上に努めているところでございます。さらには「保健だより」等、家庭や地域との連携を図りながら体力向上に一層取り組んでいるところでございます。今後は、スポーツ少年団活動を含め中学校の部活動についても積極的な取り組みを進めていきたいと考えています。

○五番（松川峰生君） 今回、学校週五日制になりまして、運動会の練習時間あるいは体育の時間が減ったということはあるですか。その点、簡単に。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

これまでは学習指導要領で百四時間から百五時間になっていましたが、年間の授業実数でございます。それが九十時間になっています。

○五番（松川峰生君） やはり週五日制に対する体育・運動の時間が減っていることは、今お聞きしたとおりだと思います。今、毎日この議会に来るときに、私は鶴見台中学の前を通ってきています。子供たちが、毎日体育の練習をしていますけれども、

やはり今回は以前に比べて体育の種目等も少なくなるのではないかなというような気がいたしております。ぜひ時間のとれる限り、いろんな面で施策を練っていただきまして、子供の体力の防止に努めていただければありがたいと思います。

次に、運動部の活性化について。教育委員会では、この運動部の活性化についてどのようにお考えですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

運動部の活性化につきましては、一つは学校内の指導者養成と、それから学校外の指導者養成ということで考えてまいりたいと思います。

○五番（松川峰生君） 今、部外者からの指導者、つまり先生以外の指導者、地域の方がお手伝いしている。地域の方の中には、あるいはまたPTAの中にはいろんなスポーツの経験者がいます。ぜひともこういう方のお力もいただきながら部活動の活性化。見ますと、資料をいただきますと、市内の子は結構、皆一生懸命努力していい成績を残している子供もいますし、また頑張っています。データの中で見ますと、男子では入部率が七二・八、女子は五四・五、平均六四と。たくさんの子供たちが部活動に励んでおられます。ぜひ今後とも力を入れていただきまして、この部活動が一層子供たちの体力の促進になるようお願いして、ここの項の質問は終わらせていただきます。

次に移ります。次に、二十五人学級の導入について。

これは、埼玉県志木市が、単独で二十五人学級をつくったという報道がなされていますけれども、今、別府市の小・中学校で二十五人学級以下の現状について、簡単に説明してください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

二十五人学級の現状でございますが、平成十四年度の児童・生徒数は二月一日現在、小学校全学年で二十五人以下の学級数は六校ございます。六校で、学級数が二十四学級でございます。それから中学校は、一学級もございません。

○五番（松川峰生君） それと、当然二十五人以下の学級、中には二十五人以下で一番少ないクラスの人数と、一学級で一番多いクラスの学級の人数を教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

東山小学校が一番少ないのですが、東山小学校は……（「おおよそで結構です」と呼ぶ者あり）、ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちいただけますか……。 （発言する者あり）はい、では後ほどお答えいたします。

それから、あと一番多いところは、ただいま四十人学級でございますので、四十名の学級が一番多いところでございます。

○五番（松川峰生君） 私が一番心配するところは、少なくとも先生の目が届くのが一番いいのですが、一クラスによって、今人数にしますと十八名の差がある。同じ市内において学校教育を受けるのに、一クラスが二十二に四十。私も学校に行って一年生の授業を見たことがあります。先生はとても大変でした。先生がお話ししているときにトイレに黙って行くとか、そういう状況を見てまいりましたので、今後、二十五人学級にするということは、教員の増加、あるいはふやさなくてはいけないとなると、実際の財政に大変大きな負担も出てくるということもありますので、ぜひ。ただ子供の将来、二十一世紀を見詰めますと、少ない学級で先生が手を取り、そして多くのきちんとした授業の中で進めてあげると、また子供たちもいい学習が受けられるのではないかなと、そう思います。

最後に、この二十五人学級の中の、メリットをどのようにとらえているか、教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

メリットの前に、先ほど申しました東山小学校でございます、四名。それから中学校が五名というふうに最低になっています。

それから、メリットでございます。二十五人学級のメリットということで、先進地の情報等をいただく中で、一つは個別指導ができるというふうに考えています。また、一年生におきましては、幼稚園から保育所を含めまして入ってきますが、大変落ちついて学習ができて、友達とのトラブル等も含めまして少なくなっているようでございます。生活指導面のメリットということで報告されています。

○五番（松川峰生君） これは、先ほど申し上げましたように、志木市で私が調査事項を出して、このような返事がまいりました。一部読ませていただきます。

「メリット、デメリットについて。メリット。入学時より一年生は大変落ちついており、トラブルもない。教室の半分が空き、空いたスペースで活動ができる。教室の前部に児童がいるので、教師は、児童一人一人把握ができ指導しやすい。給食、掃除なども以前より時間が短縮される。いじめや不登校等の早期発見・防止なども手がかかり、教師、保護者の連携でできる可能性が大きい。学力向上については、今後の検証課題である。デメリット。今のところない」という返事をいただいています。

これを踏まえまして、二十五人学級、なかなか難しいかと思いますが、ぜひこのところもあわせて今後、検討課題の一つに加えていただければありがたいと思います。

以上、この項の質問を終わります。

次に、公立学校職員の名札着用について。

私が名札をつけます。こういうやつですね。先ほども一部出ましたけれども、私も

P T Aを長くやった関係でよく学校に、今でもお伺いさせていただきます。当時、こちらにおった学校教育課の先生方が、今、校長先生でそれぞれの学校に散らばっていますので、いろんな御意見を伺っています。先生はわかるのですが、どの方が職員で、どの方が先生か、ほとんどわかりません。だから、私は入ったら、事務からすべて「先生」とお呼びしています。そう言えばまず間違いないと思うのですが、服装も役所に来ますと、皆さん、市長さんを初め全部スーツを着て名札をつけて、だれが見ても行けばわかります。しかしながら、学校に行くと、校長先生はわかるのですが、もう職員室に入ったら、どの方が教頭先生なのか、お名前もわからないし、保護者も参観日等に行っても自分のクラスの先生がわからない、顔もわからないということで、ぜひ学校を認識する、先生をわかりやすいようにするために着用させたらどうかと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校を訪問されました方にとりまして、先ほど議員さん御指摘のように、教師がスポーツウエア等を着用している場合やラフな服装をしている場合がございますが、教師かどうか見分けにくいことがあるのではないかな、そんなふうに考えています。ただ現状としましては、例えば全校の参観日の週間等に教職員が一斉に名札を着用しまして、保護者全員にわかりやすいような取り組みをしている学校も市内にございます。ただ、開かれた学校づくりを目指している現在、まず外部から訪問される方と多く接する場所から取り組む方向で考えたいと思います。

○五番（松川峰生君） 子供たちは、体育の服装に大きな布で、たぶん御両親が「一年一組・名前」、例えば「松川」と、全部子供たちがつけて先生がつけてない。これは逆で、指導者がみずからその範を示さなくてはいけない、私はそう思うのですが、その点はいかがですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

ただいまの御指摘等につきまして、師弟同業と申しますか、子供たちの範を示すことが非常に教師にとって大事なことだというふうに考えていますが、現在のところ必要に応じまして、特に中学校でも新しい一年生に対しましては、一学期間の半分、約二カ月間、教師も生徒と同じように名札を着用している現状がございます。

○五番（松川峰生君） それぞれ学校の事情、あるいは今、服務規程等のお話の一部が出たようでございますけれども、ぜひこの件につきましては、教育長、早々に取り組んでいただきまして、最低でも学校の公の行事、例えば参観日とかP T Aの集まりとか、先生が保護者の前に出るとき、あるいはその場から順次そういうことを検討していただければありがたいと思いますが、その点もし御意見があればいただきたいと

思います。

○教育長（山田俊秀君） 御提言ありがとうございました。早速そのことについて、十分前向きに検討させていただきたいと思います。

○五番（松川峰生君） それでは、この項の質問を終わります。

最後になりましたが、それともう一点、ここは除外させていただきます。学校の耐震化の現状については、二十三番議員さんが質問され、その内容について十分私は理解ができましたので、この項は削除させていただきます。

次に、公立学校の長期休暇、春、夏、冬の分散化。

ほとんど御両親は、子供の休みに合わせて休みを取ります。となると、すべてよく皆さんが、お正月やあるいは夏休み、あるいは冬休み、何十キロの渋滞という話もテレビ等で見ると思います。これを分散化していただきますと、多少でもその混雑が解消されるし、あるいはそういうことで経済も活性化、一つの家族が旅行に行きますと、何万のお金を使うこともあろうし、また短くてもお金を使います。それが大きな人数になりますと、大きな経済の波及効果になると思うのですが、この辺のところ、教育委員会はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

平成十四年九月五日付けの大分合同新聞一―会社名を申し上げて申しわけございませんが一―に、「秋休みの検討 文科省が要請」という記事の中に、秋休みは仙台市が、本年度から十月に土日・祝日と合わせた五日間の休みを申請するなど一部で始まっており、自治体の動向が注目されているという記事が載ってございました。本年度より秋休みを導入しました仙台市では、一年間を二学期制、その取り組みとともに三日間の休日を含めました五日間の秋季休業日を設定しているところでございます。いずれにしても、ただいま議員さんの御指摘にございました経済や観光面も含めまして、社会の要請や教育制度改革の中で望ましい長期休業日のあり方につきまして考えてまいりたいと思います。

○五番（松川峰生君） これは今後、各自治体、教育委員会でこのことが決定されるように聞き及んでいます。どうか、先ほど私がお話しさせていただきましたように、五日制で夏はこれだけ、冬はこれだけということではなく、今後そういうある程度の特徴をつくった休みのあり方等についても検討していただくことをお願い申し上げます、急ぎましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。長い時間御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後四時五十二分 休憩

午後五時 十分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○七番（野口哲男君）（「三十分で終われよ」と呼ぶ者あり）（笑声）御声援ありがとうございます。今回の私の一般質問は、観光課あるいは都市計画課ですか、都市計画課も一緒に入って質問をお受けしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

行財政改革の手法というのは、泉さんがいろいろ、我々もやってきましたけれども、これは別に人を減らすとか、そういうことではなくて、業務をいかに時代にマッチしたように見直していくかということになるわけでありますが、私はずっと観光行政についていろいろ質問させてもらいました。これまでは各論についていろいろお話しさせていただいたと思うのですけれども、よく考えてみると、別府は観光立市であるといいながら、どうも観光振興についてゆでガエル現象になっているのではないかというふうな気もするわけであります。今回は、そういう意味で長期的な視野に立って、観光戦略を練り上げる上で根本的な改革をするための課題というものを整理する中から、観光行政について考えてみたいというふうに思います。

特にここに市長にお願いすることという意味で、「市長の取り組みは」と入れておりますけれども、この件につきましては、いつも私の持論であります、やはり観光というものは人材がいかに重要であるかということになるわけでありますから、首長の政治手法というか、そういうものを具現するために、そういう市の職員がそれを理解して、どのようにそれをかみ砕いて実施をしていくかということが、非常に重要な事柄ではないかというふうに考えるわけであります。そういう意味で市長さんをお願いをするという意味で、市長の考え方はどうなのかということを入れさせていただきました。

いつも私が申し上げますように、観光というものは、二十一世紀、二十二世紀にかけては国の主幹産業になる、もうそういうふうに今はなってきました。年間五十兆円ぐらいの日本の国内でも観光関連産業は売り上げを上げているというわけでありますから、この観光の意義についてまず考えてみたい。

これは、人々にとってゆとりと潤いのある生活に寄与している。それから、地域の歴史や文化を学ぶ機会を与えている。それから、地域にとっては、地域住民の誇りと生きがいの基盤を形成している。それから、地域の活性化に大きく寄与している。それから、国民経済にとっては、これは本当に五十兆円と言いましたけれども、大きな経済効果がある。それから、国際社会にとっては、国際相互理解の増進あるいは国際平和に貢献をしているというふうなことが言われております。

ところが、別府市においてこの観光というものを、なぜ今こういうふうな現状になっているかということを考えてみますると、先般のNHKのテレビでアルゲリッチ音楽祭が特集を組んで、あれは教育チャンネルだったと思うのですけれども、二時間程度放送がありました。冒頭、NHKのアナウンサーが、「九州は湯布院の隣にある別府市でアルゲリッチ音楽祭が実施されております」、こういう紹介をしました。これは、非常に別府にとっては侮辱といえますか、昔は、湯布院のことを「奥別府」と言っていましたけれども、今は湯布院がメインになっている。「湯布院の隣の別府市において」というようなことを紹介されたということ、私は非常にこれを重く受けとめているわけでありませう。

この観光をめぐる現状と課題ということについて考えてみますると、市長も先ほど言われましたように、全国六千カ所ぐらいが温泉を掘削して金太郎あめみたいなまちづくりをしている。これは均一化したまち、顔のないまちということになるわけですが、こういうまちづくり、まちをどういうふうに個性的な、観光客が魅力を感じるまちにつくり変えていくのかということが、まず一つの課題であります。

次に、観光浮揚において、今はカーナビとか、それからインターネット等が普及しておりますけれども、ITを活用した観光振興というものが、もう避けて通れない状況になっている。別府市もそれに取り組んでいるようでありませうけれども、これからますますそれが増大していきだせう。

それから、高齢者等が気軽に旅行できる環境整備のニーズを整えねばならない。これは、障害者とか高齢者とか外国人旅行者が、安心して気軽に旅行できるものをつくり出さなければならぬということになるわけでありませう。

それからもう一つは、環境保全、また環境保全の向上というものの必要性が増大してきた。これは自然環境や文化財、文化遺産をよく保存して、それを観光産業の一つの資源として活用していくということになるかと思ひます。

それから、訪日外国人旅行者数の伸び悩み。これは、市長が初日に話をしておりませうけれども、日本は今五百万人弱しか外国人の来訪がない。持ち出しといひませうか、外国に出ていく者は不景気の中、あるいは九・一一のアメリカのテロ事件後、少し落ち込みませうけれども、やはり千六百万人ぐらいが外国に出ていっているというふうな状況を、ここで積極的に訪日外国人旅行者を獲得する方策を考えていかなければならぬということ、大きな課題であります。

後ほど中国の関係については、またお話をさせていただきますが、それから、観光の持つ魅力の総合的な低下があるのではないか。これは、いろいろ今、ツーリズムの内容が変わっております。エコツーリズム、グリーンツーリズム。昔型の温泉一泊型

の旅行、団体旅行というのは、もうすでにそれにとって変わられようとしているわけですから、そういう意味でこの魅力の総体的低下については考えていかなければならない。

それから、国民生活の変化に対応した観光産業の変革のおくれ。これは一番業者としても考えなければいけないのですが、別府市が持つ一泊温泉入湯観光、次の日にさっと出ていくという宿泊形態を考えていかなければならない。

その次に、長期滞在型旅行の伸び悩みと関連するわけですが、別府市が生き残っていくためには、こういうところをどういうふうに課題としてとらえて改革をしていくかということが重要であります。

それから、国民の日常的・基本的マナーやホスピタリティの意識の不十分さ。これは、今別府市は、おもてなしの心を別府市民全体に考えていただくというキャンペーンをやっておりますから大いに期待しますが、まだ具体的に何も動いていませんので、市民の方々にどれだけのホスピタリティの重要性が浸透できるかということが、具体的に求められるところであります。

そういうようなことで課題が、今私が申し上げたようなことがあるわけですが、まず一点目として、観光まちづくりの推進ということで、今、私がここに取り上げさせていただいております。これは、先ほど申し上げましたように、顔のないまちというよりは、いかに個性的な観光まちづくりをつくっていくかということになるわけでありまして。行政とか地域住民、事業者、ボランティア、NPO等による長期的な視点に立った自主的な観光まちづくり理念の確立というものが必要であります。別府市においては、この個性というものをどのようにとらえてまちづくりをしていくのか、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

別府の顔といいますか、個性ということでございます。まず、昨日から一般質問等でいただいておりますが、やはり別府は温泉都市でございます。一言でいえば「温泉」だというふうに認識いたしております。環境アンケートにおきましても、小・中学生、大人とも「温泉と湯けむりの上る光景」を別府の個性というふうにとらえております。

さらに、何点が申し上げさせていただきますと、やはり別府は温泉と言いましたが、「別府八湯」と言われる個性的な温泉地が点在している。これは、全国にもそう例がないというふうな思いをいたしております。

二点目といたしましては、別府は鉄輪の湯治場さらには民宿、さらにはホテル、旅館も大規模から小規模、たくさんの宿泊施設がございます。さらに料金等につきまし

ても、幅広い価格帯があると。

さらに三点目といたしましては、海、山、自然環境、非常にすばらしいものがございます。そういうことでさらには観光地があるというようなことで、交通の便も大分空港から近い、海の玄関、関西、広島、四国方面とも玄関口であるというようなところで、別府の温泉を核とした個性があるというふうに認識いたしております。

○七番（野口哲男君） これは、今部長が言われたことは、これまで何十年も別府が、それにあぐらをかいてきたことだけなのですね。だから、私が言うのは、そういう問題をどういうふうにー行革というのは、先ほど私が申し上げましたようにーとらえて考え直して、それを別府がどういうふうにしていくのかということを考えていただきたいということなのですね。

次に、そぞろ歩きのできる個性豊かな観光まちづくり。これについては、観光まちづくりと一体となった街路の整備が必要であったり、それから水辺の整備。今、百六十二億円かけて親水性のある海岸線をつくろうということでやっております。これなども非常に有力な財産になるわけですが、それからトイレ、休憩施設、案内板等。九月十二日の大分合同新聞の記事には、いい方で書いてもらったと思うのですが、全部がわかりにくいのではないのですが、やはり案内看板が、観光地としての十分な整備がなされていないということで、見直しをするという意味で今回別府市が取り組んでいただけるようになりました。これも私が、もう長いこと言ってきましたけれども、観光客中心に考えていない証拠が、この案内看板にあったというふうに私は思うわけでありませぬ。

それからバリアフリー。これは「ユニバーサル・デザイン」と今言われておりますけれども、そういうことの推進、あるいは自然環境保護を図るための仕組みづくり、あるいは文化財、文化遺産の活用でどういうふうに推進していくのか。こういうことについてどのように考えているのか、簡単にお話をいただきたいと思えます。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ボランティアにつきましては、現在御承知のとおり竹瓦界隈の路地裏散歩、さらには鉄輪等々山の手が、民間ベースで取り組んでいるところでございます。

インフラ整備ということでございます。三月議会におきましても、トイレの整備あるいはきれいなトイレづくりというような御指摘をいただいております。今の案内板につきましては、今議会におきましても補正予算をお願いしているところでございます。やはり私どもは、わかりにくいというか、地場における関係でなかなかそこら辺がわかりにくい部分ございました。今回、補正予算をいただきまして、観光客にわかりやすい取り組みをしてみたい、このように考えております。

○七番（野口哲男君） 私が申し上げたかったのは、基本的にそういうことを考えることを今回提案しているわけでありますから、現在の中でできない部分はできないと、しかし、今後はこういうふうにするということを簡単にお答えいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。そうしたら、早く終わりますから。

次は、効果的な観光まちづくりのための市町村広域連系等の推進。今いろんな「やまなみ何とか協議会」とか、いろんなものがあります。私は一回言わせていただきましたけれども、ただ単に拠出金だけ出して、ではそこで何をしているのか。私も議員になる前にそういうところに実は参加させていただきましたが、年間の中で予算の審議と、ほとんどパンフレットをこさえたとかこさえないとか、そういうふうな話しかほとんどなされてないというような状況でありますので、こういうものをもう少し見直しをして、本当に湯布院と別府なら、別府でどういうふうに観光客あるいは観光客を誘致し観光振興を図っていくのか、そういう実効的なものをつくり上げていく必要があるのではないかと。そのために住民相互の交流、今、別府と湯布院はかなり交流もしております。それから杵築もあります。それから、地域に共通するアイデンティティー、これは個性の基盤となるのですけれども、そういうふうなものを醸成していく必要があるのではないかと。それからまた、広域的な連携よりももう少し、本当に中国なら中国をターゲットにした場合にどういうふうなことが必要なのかとかいう、具体的な情報の交換とか、またそういうものをつくっていくためにはどうするのかということをお話し合う場、共同開発の場が必要ではないかと思う。その辺についてどうでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

広域観光につきましては、今、東九州観光ルート、それから九州横断ルート、それから先ほど議員おっしゃいました湯布院等のやまなみ協議会がございます。今回、去る九月四日から九州横断ルートで、これは熊本、大分、別府、長崎でございますが、釜山の方に宣伝活動をしてまいりました。これはブースを出して宣伝活動をしてまいりましたところがございます。また東九州につきましても、去年はソウル、ことしは今協議中でございます。それから、やまなみにつきましても、広島の方に宣伝をするよう今協議中でございます。それから……（「課長、わかりました」と呼ぶ者あり）

○七番（野口哲男君） そういう協議会が、費用対効果を考えた場合に本当に実効が上がっているのかどうかということをお私は考えてほしいということなのです。それだけの費用をかけて、それなりの効果が上がっているというのであれば、そこにお金はやっぱりつき込むべきであります。しかし、それが、やはり費用対効果上これはもう余り必要ないなという場合には、積極的に別府市から提案をして、それを解

散してでも新たにまた何かをつくるとか、そういう動きを今するべきではないかということを今申し上げたわけです。これには回答は要りませんので、その件についてぜひ考えておいてください。

それから、高齢者が旅行しやすい環境づくり。これは観光バリアフリー化の推進。先ほど申し上げましたように、車いすで移動する場合の街路の問題、それから、今、青山通りをやっていますけれども、これについても目的は何なのかということをも市民からいろいろ聞かれます。そういう意味で、せっかくやっていることに対して納得性のある投資がなされるべきである。

それから公共施設。先般、障害者の方々が、そのコンベンションビューローを見ましたけれども、そういう意味で交通機関との連携とか、そういうものについては、別府駅にああいうふうなものをつくりました。障害者が乗降できるような施設もつくりましたけれども、そういうものも含めて全般的に官公庁と民間とか宿泊施設とかが、共同してこのバリアフリー化というものに取り組めるかどうか、こういうことも非常に大事であろうと思います。

それから、観光浮揚におけるボランティア等の取り組みに対する支援や役割の明確化。これは、市民の方々は今こういうボランティアに対しては非常に熱心です。やはり自分が生きていく上で、五十歳を過ぎて何か人の役に立ちたいとか、ボランティアでできないかということを考えている人が相当多くおります。そういうものも含めてこれらの方々とともに働くといえますか、協調して働くといえますか、共同した取り組みというものも必要ではないか。

それから、心のバリアフリー化のための市民運動の展開。これは、「ノーマライゼーション」という言葉がありますけれども、別府には非常に障害者の方が多いわけでありますから、その旅行者とか、別府市の在住者とのそういう障害者の方々と連携したまちづくり。例えば先ほど言いましたように、障害者の方々の意見を聞くとか、それに対してどういうふうにかたえていくか。そういうことも必要ではないかと思いますが、これについて簡単に考え方を説明していただきたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま高齢者、さらには障害者等のということでございます。高齢化が大変進む中、当然私どももそういう方向に立って取り組んでまいらなくてはならない。特に一、二例をお話しさせていただきますと、浜田温泉、さらには建設を今予定いたしております堀田温泉等も障害者、高齢者にやさしいバリアフリー対応ということで、今後もそのような方向で積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さらに、民間の方々によりますユニバーサルデザイン検討特別委員会ということが

取り組まれておりまして、先般モニターを募集いたしまして、いろんな御意見を聞いているというような状況もございます。県の補助事業で「人にやさしいまちづくり事業」ということでホテル、旅館等にそういう助成制度もございます。こういうことを大いに活用しながら高齢者の皆さん、多くの方々が利用できるようなまちづくりをつくりたい。

ボランティアにつきましては、かなりの方々が活動しております。さらには社協の方にも登録されているというような状況もございますが、なかなか議員言われる御指摘のような活動についてはまだまだという部分がございますので、積極的な活動に向けて取り組んでまいるように努力したい、このように考えております。

○七番（野口哲男君）　　こういうのは簡単なのですね。そういうことを市民に提案をした中から、市民の方々はすぐ応じてくれると思いますよ。それをするかどうかということになると思います。あとは実行があるのみということになるわけでありましてけれども、どうも議論の前にどうも実行の方がかなり足踏みをしているという状況が見られますので、今後は、やっぱりいいと思ったことは積極的にそういうことを取り上げて実行していただきたいというふうに考えております。

特に市役所のカウンターについて考えてみましたが、これは私ども健常者でも、どうもあのカウンターがあることによって市の職員の方々と何かこう、大きな壁があるような気がするわけでありまして。今、進んだ事務所というものは、ああいうカウンターはありません。お客さんが適当、「適当」というのは、言葉がちょっとあれではありませんが、お客様が見えたときにどこでどういうふうに対応するかということは、非常に大事になるわけでありまして。そうすると、お客様の目線に合った対応ができてくるということになるわけでありましてから、「ホスピタリティー」ということを今市役所は唱えておりますけれども、まず隗より始めよ。田中真紀子ではありませんけれども、隗より始めよで、いい意味でそういうことも検討していただければというふうに考えております。

それから三番目に、外国人の観光客来訪促進のための取り組み。これは、私はもう数年前から、議員になる前から中国との関係についていろいろ申し上げてきております。特にあれだけのマーケットというものは、これはもう本当によだれが出るぐらいすばらしいマーケットであります。ただ、残念ながら数年前までは、まだ中国はそういうターゲットに入っていないとはっきり言われました。今は、市長以下、一枚岩となつてたぶん中国をやってくれると思いますけれども、私は、大変遅きに失したのではないかというふうに感じております。もっと早目に、ワールドカップの前からでもこういうチャーター便を飛ばしたり何たらするような動きがあつてしかるべきではなか

ったかというふうに思います。

今回の問題でボタンのかけ違えということである話がありましたけれども、これから先は、まず「新ウェルカムプラン<sup>21</sup>」、これは国土交通省が提唱している運動。

それから、東アジア広域観光交流圏というものもあるということでもあります。こういうことについては、また別途説明をいたしますが、この外客の多様なニーズへの対応。例えば通訳をどうするのかとか、ボランティアガイドのシステムをどういうふうに構築していくのかとか、それからまた、各種割引制度の充実、それから情報の提供、それから特に大事なことは、フィルムコミッションというのがあるのですね。フィルムコミッションというのはどういうことかといいますと、例えば外国映画を日本に招致した中から、そういうものをつくって、別府とか湯布院とか三町、四町で作りまして、日本国内のニュース映画あるいはドラマ、そういうものを別府に誘致をして宣伝にする。今ほとんどテレビで十五秒、三十秒の宣伝をしても、国民の脳裏に残るのはほんの一日あるいは数秒しかないと言われております。そういう意味では、この前の白杵でやったあの「なごり雪」あたりは、やはりあの白杵の中であれだけの大林さんがやったのですけれども、相当なやはりインパクトがある。何十億円、何百億円というような価値が生まれてくるということでもありますから、このフィルムコミッションあたりを別府市が積極的に立ち上げて、湯布院とか杵築市あたりとやることも観光宣伝の一環。今までのように、私がいつも言うように費用対効果がどうのこうのではなくて、その中からすばらしい宣伝効果が生まれてくるというふうに思いますので、こういうものもぜひ考えておいていただきたい。

それからもう一つは、中国は「顔」とか何とか議論になりましたが、そうではないのですよ。井戸を掘る人というのですね。井戸を掘った人というのは、もう孫末代までこれは恩義に感ずるといいますか、そういう国民性ですから、だから私が先ほど言いましたように、遅きに失したというのは、三年前、四年前に北海道があれだけかみ込む前に大分県あるいは別府市が中国にかみ込んでおけば、これは観光の方面では井戸を掘った人というふうになるのではないかというふうに思うわけであります。率直な例で言いますと、杉乃井ホテルが十数年前に、もう二十年ぐらい前ですかね、まだピザの解禁もなされていなかった韓国に太鼓を持ち込んだり何なりしながら全国的なキャンペーンを張って、別府を知らなくても杉乃井を知ると、それからまた大分県を知らなくても別府市を知っているというふうな効果が上がったわけですから、「先んずれば人を征する」ということわざもありますけれども、この点については、中国対策に万ばかりなく、ぜひ取り組んでいただきたい。

また相互訪問というのは、これは国際観光の基本的なルールでありますから、その

中から商品開発等はどのようにすればいいのかとか、知恵もいただきし情報もいただくわけでありますから、この受け入れ態勢の整備のためには、今後もぜひ相互訪問というものを定期的に続けていただきたいというふうに思います。この中国関係については、何か御意見、答弁がありましたら。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

中国につきましては、さきの議案質疑等でもございました。ワールドカップの中国誘致を機会に中国との太いパイプができたということで、中国をターゲットにして誘客に努めたいということで取り組んでいるわけでございます。御指摘のとおり、今後は中国は世界的な観光、二十一世紀は「世界の観光の時代」というふうに言われておりますが、各地が中国をターゲットに誘客を凶ろうということでございます。今回の「市民の翼」を機に、ますます中国、アジアを中心に外客の誘致に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○七番（野口哲男君） ぜひお願いします。はい、市長。

○市長（井上信幸君） 観光面では矢継ぎ早にいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

まず、もう簡単に言いますと、ハード面とソフト面があるのかなと。そして、その中でいろいろのお客のニーズに合ったメニューづくりをやらなければならない。そのメニューはどうやってつくるかというと、いろんな方々との、またエージェントの皆様方とのいろんなお知恵を拝借しながらつくっていかなければならない。特に別府を魅力的に持ってくるお客様は、食、住。どういうホテルで、どういう部屋で、どういう環境で、また食の方はどういうメニューづくりをやるのか。泊まったホテルが、自分の家より醜かったとか居心地が悪かったとかいうと、もう二度と来ないでしょうし、また出されたものもまずかったら、恐らくお客様は来なくなるでしょうし、いろんな総合的な条件によって観光というのは成り立っていると思います。

この点、先ほどからのお話を聞きながら、再度全体的な中で練り直し、観光戦略をもっともっと慎重に練っていかなければならないかと。その上でやはり費用対効果を常に考えていく。これが、私は、この観光の戦略かなと思います。

「新ウェルカム21」、また「東アジア観光圏の確立」、あるいは「フィルムコミッション」というようなお話もございました。まさにそのとおりだと思いますが、一つは、別府を今後売り出すためには、国内、国外、この二つがあるかと思います。国内の場合は、一番いい売り込みは、日曜日の夜のドラマか、あるいは連続行われておる朝ドラでも別府が取り上げられていく。こういうやっぱり戦略も練る必要があるかと。また国外においては、一応韓国は六千万の国でございます。別府というまちは、

先ほど七番議員のおっしゃったように、杉乃井ホテルがいち早く旅行解禁になる前に大宣伝をしていたおかげで、別府よりも杉乃井はよく知られていた、こういうことになろうかと思えます。また、台湾も身近な国でございますから、前々からいろんな往来があったわけで、この辺は割合別府というまちの浸透が図られていると思えます。先ほどのお話の中でもありましたが、北海道が札幌市長または知事を中心に早くから中国をターゲットにして観光戦略をとり、中国に入っていったということを聞かされております。別府も、おくれませながらであります、まだまだ一地方都市としては恐らく早い方だと思います。昨年の瀋陽市でありました中国の予選リーグのサッカーを日本人が七十人そろって応援したということが、中国国営放送で全国版で流されました。これも大きな宣伝だったと思うし、恐らく市民がはっぴ着てあのサッカー場で応援したなんというのは、前代未聞だったと思えますし、また、その七十人の方々が、勇気を持ってあそこまで行って応援していただいた、これも大きな別府観光の宣伝の前進のあらわれだと思います。

それを契機に中国の国内に人脈をつくっていくというその方策ができて、まだまだ完全ではありませんが、人脈づくりをしなければなりません。そのためにもこれからは、皆様方とともに交流を深めていき、また別府というまちをいち早く理解をしていただく。この理解をしていただくことが優先だと思いますし、中国は、韓国や台湾と違いまして、一昨日ですか、申し上げましたように、ものすごい国土であり、ものすごい人口を抱えておりますから、この辺もやはりよく理解しながら、中国宣伝、中国観光活動に入っていかなければならないかと思えます。

いろいろ申し上げてもあれですが、私が今頭の中で考えているのは、大体これくらいでございますが、後々、また野口議員は専門職でありましたので、いろいろとまたお知恵のあるところを教えていただければと。また、我々職員一同もその方向で考えていきたいと思えますし、また議員各位におかれましても、それぞれが皆別府の観光大使でございますから、どうぞひとつ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

○七番（野口哲男君） 市長が答弁されると、あと市長が先頭に立ってやっていただけるということを今言われましたから、私の考え方だけこれから説明していかないと、もう時間がありませんので、皆さんが私を注目しているのは、何分前に終わるかということだけですから。（笑声）それで、観光産業の高度化と多様化。これはもう国民ニーズに適合した企業改革をしなければならないということです。今までの別府市のあり方ではやはり立ちおくれしていくということでありますから、そういう意味で観光が基幹産業であるという認識のもとに、社会貢献を果たすためにどういうふうな宿泊

産業とか観光産業が企業改革をしていけるのか。これは別府市の行財政改革と同じでございますけれども、IT化とか、それからマーケティングコンテンツの強化、それから企画力、コンサルティング機能の充実、それから従業員の研修制度の充実、これらのやっぱり指導とか、それから計画等については、これは行政は一定程度かわりを持つべきではないかというふうに私は考えております。特にここで言わせていただくのが、やっぱり市の観光課の職員というのは、今、土曜・日曜にはイベント係として毎日休みもなく働いておりますが、そういうものではないのです。市の観光課の職員というのは、プロ化しなければならない。これはもうはっきり申し上げて、シンクタンクとしての役割を十分果たせるような職員になっていただく。そのためには、二、三年で転職をさせては、これはもう育ちません。だからやっぱり五年、十年じっくり時間をかけてプロを育てていただく。これは市長、助役、それから人事、総務部長の役目だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、観光産業の社会経済の貢献の大きさということについて、まだ日本人は、非常にその認識がないと思うのです。これからは第一次産業、お百姓さんが一生懸命つくっていますけれども、この第一次産業そのものも観光産業としてとらえられている。特に湯布院あたりは、農家と契約をしてつくった野菜を提供してお客様に満足をしていただいているということを考えれば、すべての業種は観光産業に結びつくということになるわけでありますから、その社会貢献の大きさというものを行政が中心になってPRしていく必要があるのではないかと。そしてまた、そういうふうな組織的な推進というものは、観光課が中心になってやっていただかなければならないのではないかと。また、そのために優秀な人材の確保と育成をしていただく必要があるのではないかとお願いしておきたいと思っております。

それから、あとはユニバーサルツーリズムとかシニアツーリズム、それからサステナブルツーリズム。新しい言葉がいっぱい出てきます。説明すると長くなりますから、今言ったことを皆さんで勉強していただきたいと思っております、どういうことなのかということ。そういう新しいツーリズムへの対応というものも、観光経済部長は、やはり旧態依然として温泉を中心に考えるということでありますけれども、温泉も大事です。それはもう別府市というのは避けて通れませんが、こういう新しいツーリズムへの対応というものをぜひ進めていかなければ、別府市は観光都市として生き残っていけないのではないかと申し上げさせていただきます。特にエコツーリズム、グリーンツーリズム、これは今、湯布院とか安心院町とかも取り組んでいますけれども、別府市にもやはり農業があるわけですから、そういう意味ではぜひこれとタイアップしていくこと。

それから産業観光。これは別府には大きな産業はありませんけれども、今ある製造業あたりが、観光としての魅力を打ち出して、そこで研修をしていただきながら産業観光というものを推し進めているという実態もあります。

それからクルーズについては、もうすでに一生懸命取り組みましたけれども、残念ながら利用者が少ないので、今、撤退したような状況になっていますけれども、これは定期的なものでなくても、やはりチャーターで動かすとか、そういうことも玄関口が海である別府にとっては非常に重要なことではないかと思えます。

それから、そういうふうな多様な旅行ニーズに対応した地方自治体とかNPO等の新しいツーリズムの創造とか、そういうものの定着に対する取り組みというのを、みんなで共同して別府はやらなければ生き残っていきませんので、行政は行政だとか、民間は民間だとかいうのではなくて、本当に産・官・民が共同してこれを推し進めていただきたいというふうに要望をしたいと思えます。

それから、長期滞在型旅行の普及というのは、もう民間で今、別府市の中ではすでに研究をされております。温泉医療とか、そういうものと絡めて、長期滞在型をどういうふうに確保していくのか、そういう旅行商品の開発等も進めております。こういう問題についても、本来であれば別府市の観光課が、指導的な役割を担っていただくべきであろうというふうに私は思うわけでありまして。これが実態は民間にやらせて、そういうシンクタンク的なものの提供、情報の提供というものは、やはり行政がやるべきではないかというふうに私は考えておるわけでありまして。特に今、非常にダイエット、中国からの薬で問題になりましたけれども、ああいう変な薬を飲まなくても温泉を活用してダイエットができるのですよという商品の開発あるいはエステの開発、それからリハビリ、それからリ्यूマチ等の温泉医療、それから糖尿病等の対策、これはもう十分今は商品として開発できているわけですから、そういうものを含めてどういうふうに実地的に生かしていくのかという取り組みがなされるべきだというふうに私は考えております。

それから、市長に特にお願いしたいのは、ここで安い商品をつくらなければ、お客さんは参りません。一つネックが、もう御存じのとおりエージェントのリベートなのです。大抵一五%ぐらい平均取られます。例えば一万円の宿泊代で泊まっていたとすれば、千五百円はエージェントに持っていかれる。八千五百円しか残らないのです。これで利益を出せというところが、非常に厳しい状況になっております。だから、これだけ経済が冷え込んで落ち込んで厳しい状況になっているとすれば、今、宿泊業界はエージェントに対して物を言えません。これは、市長がひとつ悪者になっていただいて、別府市としては少なくとも五%カットしてくれと。今、一八%も

らって、最高一八％から二〇％になるのです。それは飲料まで含めればそういうふうになるわけです。だから、そういうところにまずメスを入れていただく。これは、民間の旅館組合の組合長に「言え」と言っても、言えません。だから、それは市長が考えてぜひやっていただきたいということであります。

それから、市民の意識の喚起。これは今、住民が日常生活の中で観光客に対するおもてなしの心、思いやりの気持ちを持って接するというを別府市が先頭に立ってやっていただいておりますが、いかんせん、その実効については顔が見えておりません。どのように研修会とか、そういう話をどこでするのかということについては、私は全くまだそういうことはなされているという情報は持っておりませんので、ぜひ早急にこれをやっていただきたい。

それから、観光客も鑑賞できるような植栽を植えるとか整える。自宅やその周囲を美しく清潔に保ったり花を植える、こういうこともぜひ必要ではないか。

それから、地域の歴史や文化についての知識を修得した上で観光客に接する等の地道な努力が必要である。今いろいろ問題がありました。亀川の地域あるいはこっちの竹瓦の地域、温泉文化をどのように残していくのか、昔の別荘文化をどのように残していくのか、そういうふうな文化財の保護とか保全とか、そういうものについてどういふふうに歴史や文化を残しながら、特色ある観光まちづくりをしていくのかということが、非常に重要なことであると。

それから、地域固有の文化や伝統の保持、発展。先ほど申し上げましたようにお祭り、それからそういうふうな保持、発展あるいはアイデンティティー、これは個性の基盤ということになるのですが、地域住民が誇りと生きがいを持って生活していくことが、観光振興につながるというふうを考えておりますので、このような市民の意識の改革を、特にここだけは一点、どのように具体的にホスピタリティの問題で市が自主的に直ちに始めようとしているのか、それだけお答えいただけますか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ホスピタリティということでございます。すでに年頭に市長の方から六本目の市政重要施策として掲げられたわけでございます。早速四月号の市報に四ページの特集を組みまして、市民皆様に喚起を促したところでございますし、昨日ですか、お答えをいたしました。部分的には温泉施設の皆様方にも接遇研修、さらには観光協会によります「ホスピタリティーマインド研修」等々を実施いたしております。しかしながら、まだまだ十分というふうには認識いたしておりません。これからもさらに積極的に市民の皆様にお客様を温かく迎えるお心を持っていただくような取り組みをいたしてまいりたい。

さらには市の職員でございますが、「マナーアップ推進運動」ということで「オアシスプラス1運動」、「あいさつ運動」等もいたしております。こういう気持ちで市職員、市民皆さんが、お客様を迎える、ホスピタリティあふれる体制に持っていくように、今後も取り組んでまいりたい、このように考えております。（発言する者あり）

○七番（野口哲男君） わかりました。それね、やっぱりそれだけでは足りないと思いますので……

○議長（首藤 正君） 七番議員さん、発言をちょっと許可しておりませんので。市長、いいですね。先に。

○七番（野口哲男君） 大変失礼しました。そういうことで具体的にもう少し市民とのいろんな対話とか、そういうものの中から実効が上がるようにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

どうしても必要なことは、そういう中で、その後に書いてありますように、全員参加のまちづくりということで、これは都市計画課の方にいつもお願いするのですが、時代にあった都市計画法、建築基準法、それから住民に対するそのような、どういうふうなまちづくりをしていくのかという説明、それから情報の提供、あるいは住民の意見等の聴取とその反映、そういうものについて一括して担当の方から説明をしていただいて、最後に市長の総括をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

時代に合った都市計画法、建築基準法はということからお答えします。

まず都市計画法、建築基準法、これは法律でございますが、非常に難しゅうございます。それと、まちづくりということでございます。これは、非常にどちらも相反したような感じで非常にわかりにくい。これをつなげることが私どもの仕事であるし、まちづくりであるというふうに考えておるのです。都市計画法でありながら建築基準法、こういう法律も時代によって――生き物でありますから――変わっております。それで、これらの法律が少し変わった節目と、それから現状どうなっておるかということを手短にかいつまんで申し上げます。

都市計画法ですが、昭和四十三年に市街化区域及び市街化調整区域とか開発許可制度が取り入れられております。それから昭和五十五年度には地区計画ということが取り入れられておまして、地区計画でいろんなことをやっております。それから、これはそういう法律を運用する段階で国の方も、一方通行の上からの法律ではだめだということ認識されたようでありまして、住民が参加したような住民本位の法律に変

えようというようなことで、平成四年度から住民の意見を反映したまちづくりをしよう。それで、住民の意見については、将来のまちづくりも含めて住民から聞こうではないか、そういう法律に変わるということで、平成四年あたりに変わっております。

それから、この節目で一番大きなものでございますが、平成十二年度に地方分権一括法が変わりました。この地方分権一括法の変り方が、法律のすべての根幹の変り方のようにあります。つまり地方に、もう法律にしる何にしる、地方の住民の意向によってまちづくりもずっとやってくださいよということで、また法律が平成十二年に変わっております。

それから、それを受けまして一番変わりましたのは、昨年から変わっておりますことが、昨年それから本年七月に建築基準法の一部を改正する法律、これは建築基準法の法律が変わりましたので、それに連動しまして都市計画が変わったことですが、これは、土地所有者やまちづくりの団体等が、一定の条件を満たしたことによりまして、都市計画の――私どもが都市計画をつくっておりますが、そういう都市計画の中に提案ができるということまで法律は踏み込んでおります。こういうふうに変っております。それが都市計画及び建築基準法の基本的な変遷でございます。

それから、住民に対する説明、情報提供でございますが、今まで確かに……（「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。わかりました。住民に対する説明、情報提供ですが、こういうふうに法律が変わっておりますから、都市計画課といたしましては、この法律を十分に住民に知らせること、それがまず第一と思います。まず法律は難しゅうございますし、そういうものが住民が納得した上で、それからどうするかということがないと、何も先に手が打てませんので、まず私たちの責務といたしましては、そういうものをお知らせするというを主眼に今考えております。その実行といたしましては、都市計画マスタープランというものを来年から私どもが実際に打ち出してやっていきます。それは皆様方に、出てゆきましてひざ詰めで都市計画のお話をして、そして皆様方の意見を聞くということをやっております。

それから、住民の意見の反映ということになりますが、そういうふうにして都市計画法に基づいてやっていけば、恐らくこれは皆様方の本当の気持ちの入った、血の通った都市計画の私どものまちづくりになるかというふうに思っております。

それから、四番目のまちづくりの考え方と具体的な取り組みですが、まちづくりに対する基本的な考え方は、私どもは、別府市の基本構想の中にあります「住む人も訪れる人も生き生きと輝く豊かな生活文化圏の創造」ということで、そういうふうと考えて、それを目指してやっております。

それから、もう一点でございます。具体的な取り組みということで私どもが、まち

づくり担当参事を今、配属させていただいております。具体的なものの一部につきまして、ちょっとまちづくり担当参事の方に……（「結構です」と呼ぶ者あり）よろしいですか、はい、わかりました。

○七番（野口哲男君） まちづくり担当参事を配置していただいた。これはもう非常にありがたいことであります。きょうは、それからやりますと、私の持ち時間がもうなくなってしまいますので、この件については、一般質問で取り上げさせていただいたことについて、今後参事と詰めていかせていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、観光客誘致とこの受け入れ態勢の整備というのは、もう一体なのです。幾らお客さんに「来てください」といっても、受け入れ態勢がよくない、魅力のない観光地であれば、お客さんはきません。そういう意味で一体となってこの整備をお願いするというので、私の質問に対して市長の総括をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（井上信幸君） 時間の関係で簡単にまとめますが、言うならば総括としては、今後、七番議員の出された御意見、またこれまでに連続して観光ということに対して出された御意見、これを集約していただきまして、また観光課やらほかのいろんな方々とのやっぱり集約した座談会なり、または協議会なり持っていて、そこでもうとことん協議していただくということで、私はお願いしたいと思います。

もう一つは、先ほどエージェントの問題を言いましたが、エージェントに私が嫌われ者になれということですが、もうすでに就任当初から嫌われ者になりました。エージェント、特に名前は出しませんが、大手のエージェント。別府に来た部長、常務、このお二人にとことん言いました。「あなたたちは、少しマージンを取り過ぎではありませんか。ましてや飲料水までも取るということはいかがなものかな」と、これを言いました。また、ホテル関係の皆様方にも、「お客様を囲い込まずに出してくださいよ」と三年言い続けましたが、正直いってもう疲れました。ですから、これから先も、これからは皆さんとともに力を合わせてやはり、油屋熊八の精神に基づく、もう一度観光都市づくりに邁進させていただきたいと思っておりますし、やはりこれは一人ではいけません。もう皆さんとともにお互いに力を合わせていくということが、またあらゆる面で住民参加のまちづくりが、これが基本だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○七番（野口哲男君） ありがとうございます。終わります。

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす十四日から十六日の三日間は休日のた

め本会議を休会とし、十七日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす十四日から十六日の三日間は休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、十七日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 三分 散会